

内は、個人情報、企業機密、核物質防護に係る情報に属するものがあるため、一部又は全部公開できません。

【参考資料1-2】

赤字：今後補正申請により記載を見直す箇所
太字斜体：改訂箇所

設工認から保安規定への反映項目確認

No.*	設工認記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
<p>第四節 (核燃料物質の臨界防止) 関係</p> <p>赤字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所</p> <p>赤字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所</p>				
4-1	1次 添付1-7、添付1-18 5次 2786 1次 添付1-20、添付1-23 4次 1034 5次 3242	核的制限値を設定している。 本加工施設を臨界安全管理上の領域に区分する。	(臨界安全管理) 第33条 各部長は、核燃料物質を取り扱う設備機器のうち、核燃料物質の臨界安全上の制限値として、設備機器の寸法又は容積を制限することが困難なものについて、取り扱う核燃料物質の質量若しくは幾何学的形状を管理し、又はそれらのいずれかまたは両方を保持した減速条件を組み合わせ、別表4に掲げる制限値を超えないように作業の方法を定め、それに基づき作業を行わせる。その場合、下記に掲げる事項(1)、(2)、(5)及び(6)を操作員に遵守させ、十分な対策を講じる。	(基保-037「臨界安全管理基準」) 4. 臨界安全管理上の措置 担当部長は、核燃料物質を取り扱う設備機器のうち、核燃料物質の臨界安全上の制限値を当該設備機器の仕様のみで制限することが困難なものについて、取り扱う核燃料物質の質量、寸法、容積、体積又は核燃料物質中の水分が別表-1に示す核的制限値を超えないように、作業の方法を標準等に定め、それに基づき作業を行わせなければならない。 作業を行わせる場合、以下の(1)～(7)を放射線業務従事者に遵守させ、作業管理をさせなければならない。 別表-1 臨界安全管理に係る制限値及びその遵守方法 (保安規定 別表4) (要保-107「加工施設の操作要領 (燃料製造部)」) 11. 核的制限値を遵守していることの確認 燃料製造部長は、「臨界安全管理基準」(基保-037)に従って実施する核的制限値を遵守していることの確認結果を記録として残せるよう、所管する臨界安全の作業管理を必要とする各々の設備に応じて、作業標準に定める。 (要保-176「加工施設の操作要領 (品質保証部)」) 10. 核的制限値を遵守していることの確認 品質保証部長は、「臨界安全管理基準」(基保-037)に従って実施する核的制限値を遵守していることの確認結果を記録として残せるよう、所管する臨界安全の管理を必要とする各々の設備に応じて、作業標準に定める。
4-2	1次 添付1-17 5次 3682	事業所外からの搬入に先立って、事前に成績書により、臨界安全管理のため濃縮度、質量及び減速条件について確認する手順を定めている。	(核燃料物質の受入れ、払出し) 第68条 燃料製造部長は、事業所外から核燃料物質を受け入れる前に、材料証明書、記録、目視検査等により、必要な保安措置が講じられていることを確認する。 別表4 臨界安全管理に係る制限値 (第33条関係) 第2加工棟 輸送容器搬送コンベアNo.1-1 運転管理方法 第2加工棟 輸送容器搬送コンベアNo.1-2 運転管理方法 第2加工棟 輸送容器搬送コンベアNo.2-1 運転管理方法 第2加工棟 輸送容器搬送コンベアNo.2-2 運転管理方法 <事業所外からの搬入> ・搬入元の計量結果により濃縮度5wt%以下の酸化ウラン質量が単位保管容器当たり25 kg 以下であることを確認する。 ・搬入元の水素分析の結果によりH/U<1.0であることを確認する。	(基保-008「核燃料物質等運搬基準」) 4-6 核燃料物質の受入、払出し (1) 核燃料物質の受入 燃料製造部長は、加工施設外(事業所外)から核燃料物質を受け入れる場合は、材料証明書、記録の確認及び目視検査等により、必要な保安措置が講じられていることの確認を「受入核燃料物質等の事前確認」(OP-457-FA-1917)に基づいて行う。 (OP-457-FA-1917「受入核燃料物質等の事前確認」) 4. 保安上の注意点 (1) 「核燃料物質の加工の事業に関する規則 第七条の六」及び「核燃料物質等の工場又は事業所内の運搬に関する措置等に係る技術的細目等を定める告示」を勘案し、能取事業所搬入までに以下に定める保安措置項目について確認を行うものとする。 ・材料証明書：濃縮度、化学的組成、粒度、減速条件、幾何学的形状の受入仕様を満たしていること。
4-3	1次 付属1-1、付属1-2 4次 1224、1225 5次 3245、3246、3247、3248、3249、3250、3251	表 今回申請する設備、機器の単一ユニットの臨界評価方法及び臨界管理方法	別表4 臨界安全管理に係る制限値 (第33条関係) (制限値、運転管理方法に記載している。)	(基保-037「臨界安全管理基準」) 4. 臨界安全管理上の措置 担当部長は、核燃料物質を取り扱う設備機器のうち、核燃料物質の臨界安全上の制限値を当該設備機器の仕様のみで制限することが困難なものについて、取り扱う核燃料物質の質量、寸法、容積、体積又は核燃料物質中の水分が別表-1に示す核的制限値を超えないように、作業の方法を標準等に定め、それに基づき作業を行わせなければならない。 作業を行わせる場合、以下の(1)～(6)を放射線業務従事者に遵守させ、作業管理をさせなければならない。 別表-1 臨界安全管理に係る制限値及びその遵守方法 (保安規定 別表4) (要保-107「加工施設の操作要領 (燃料製造部)」) 11. 核的制限値を遵守していることの確認 燃料製造部長は、「臨界安全管理基準」(基保-037)に従って実施する核的制限値を遵守していることの確認結果を記録として残せるよう、所管する臨界安全の作業管理を必要とする各々の設備に応じて、作業標準に定める。 (要保-176「加工施設の操作要領 (品質保証部)」) 10. 核的制限値を遵守していることの確認 品質保証部長は、「臨界安全管理基準」(基保-037)に従って実施する核的制限値を遵守していることの確認結果を記録として残せるよう、所管する臨界安全の管理を必要とする各々の設備に応じて、作業標準に定める。
4-4	1次 へ-6	第2加工棟 燃料集合体保管ラックE型No.1 撤去	別表4 臨界安全管理に係る制限値 (第33条関係) 燃料集合体保管ラックE型 削除	(基保-037「臨界安全管理基準」) 別表-1 臨界安全管理に係る制限値及びその遵守方法 【燃料集合体保管ラックE型の記載を削除する。ほかの下部規定内も同様に削除する】
4-5	2次 へ-3	第2加工棟 試験開発燃料貯蔵設備 試験保管棚No.2 試験保管容器 撤去	と は現行の保安規定における 別表4 臨界安全管理に係る制限値 その他加工設備の附属施設 削除 別表4 臨界安全管理に係る制限値 (注7) 削除 別表4 臨界安全管理に係る制限値 (注8) 削除 別表15 核燃料物質の最大貯蔵数量 (第70条関係) (3) 第2加工棟 削除	(基保-037「臨界安全管理基準」) 別表-1 臨界安全管理に係る制限値及びその遵守方法 【試験保管棚No.2に係る記載を削除する。ほかの下部規定内も同様に削除する】
4-6	3次 17、18、45、47、50、53、450、535	第1-1貯蔵容器保管設備 第1-1貯蔵容器保管区域、第1-1燃料集合体保管設備第1-1燃料集合体保管区域を撤去する。	別表4 臨界安全管理に係る制限値 (第33条関係) 第1加工棟 貯蔵施設 第1-1貯蔵容器保管設備 第1-1貯蔵容器保管区域 削除 第1加工棟 貯蔵施設 第1-1燃料集合体保管設備 第1-1燃料集合体保管区域 削除	(基保-003「加工施設の操作基準 (燃料製造部)」) 第3表 核燃料物質の最大貯蔵能力 【第1-1貯蔵容器保管設備 第1-1貯蔵容器保管区域及び第1-1燃料集合体保管設備 第1-1燃料集合体保管区域を削除する。ほかの下部規定内も同様に削除する】

(*) 本欄に記載のNo. n-mは、nは加工施設の技術基準に関する規則第n条に係る記載である旨を示し、mは通し番号を示す。

No. *	設工認 記載箇所		設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
4-7	3次 5次	49、536 831、833、 835、837、 839、3017	第1-1輸送物保管区域、第2-1燃料集合体保管区域、第2-2燃料集合体保管区域、第2-3燃料集合体保管区域、第2-4燃料集合体保管区域、5ton天井クレーンは、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則に基づく輸送物を取り扱う又は貯蔵することにより、臨界を防止する設計とする。	青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所 別表4 臨界安全管理に係る制限値（第33条関係） 第1加工棟 第1-1輸送物保管区域 運転管理方法 第2加工棟 第2-1燃料集合体保管区域 運転管理方法 第2加工棟 第2-2燃料集合体保管区域 運転管理方法 第2加工棟 第2-3燃料集合体保管区域 運転管理方法 第2加工棟 第2-4燃料集合体保管区域 運転管理方法 5ton天井クレーン 運転管理方法 核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則に基づく輸送物を貯蔵することにより臨界を防止する。	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所 （基保-003「加工施設の操作基準（燃料製造部）」） 4-15 核燃料物質の貯蔵 （1）核燃料物質の貯蔵 ① 燃料製造部長は、核燃料物質を貯蔵しようとするときは定められた貯蔵方法により、貯蔵施設の貯蔵設備に貯蔵すること。 なお、核的制限値として質量制限を用いている貯蔵設備の場合、1容器当たりの収納量については第3表に示す値以下とすること 第3表 核燃料物質の最大貯蔵能力 【第1-1輸送物保管区域、第2-1燃料集合体保管区域、第2-2燃料集合体保管区域、第2-3燃料集合体保管区域、第2-4燃料集合体保管区域の最大貯蔵能力は要保-107「加工施設の操作要領（燃料製造部）」に定める。また、上記区域に加えて5ton天井クレーンにて核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則に基づく輸送物を貯蔵する措置については、OP-GL-GL-2564「燃料製造部操作記録作成要領（その他）」に定める。】
4-8	4次	1027、1028	燃料棒トレイ置台及び脱ガス設備No.1に係るウランの取扱いについては、既認可において「PWR型6段以下又はBWR型5段以下のトレイ段数で取り扱う。」としていたものを、加工事業変更許可において「トレイ段数5段以下で取り扱う。」に見直している。	別表4 臨界安全管理に係る制限値（第33条関係） 第2加工棟 被覆施設 脱ガス設備 No.1 真空加熱炉部 核的制限値 燃料棒トレイ 燃料棒列数：18列以下 トレイ段数：5段以下	基保-037「臨界安全管理基準」 別表-1 臨界安全管理に係る制限値及びその遵守方法 （脱ガス設備 No.1 真空加熱炉部 燃料棒トレイ段数：5段以下 を記載している。） 【OP-457-FR-1394「燃料棒脱ガス」の取扱いの制限値の箇所にトレイ段数5段を記載する。】
4-9	5次	203、339	核的に隔離されている第2-2領域内でウランを移動する場合には、管理された所定の容器に入れるとともに、当該領域内の他の設備・機器との間に、核的に安全な配置を保持するように通路を定める。 ウランの移動範囲を図に示す。	（臨界安全管理） 第33条（前略）各部長は、別図5に示す第2-2領域内で運搬台車により核燃料物質を移動する工程について、第2-2領域内の核的に安全な配置を維持するために作業の方法を定め、それに基づき作業を行わせる。その場合、下記に掲げる事項(4)及び(5)を操作員に遵守させ、十分な対策を講じる。 <u>(4) 別図5に示す第2-2領域内で運搬台車により核燃料物質を移動する工程では、別表4の運転管理方法に従い、運搬台車の移動の制限として、設備間を移動する核燃料物質の移動範囲及び取扱量の制限を行うこと。</u>	（基保-037「臨界安全管理基準」） 4-1 核燃料物質の取扱い 担当部長は、核燃料物質を取扱う設備機器のうち、核燃料物質の臨界安全上の制限値を当該設備機器の仕様のみで制限することが困難なものについて、取り扱う核燃料物質の質量若しくは幾何学的形状を管理し、又はそれらのいずれかと十分強度を持った減速条件を組み合わせた別表-1に示す制限値を超えないように、作業の方法を標準等に定め、それに基づき作業を行わせなければならない。 作業を行わせる場合、以下の(1)～(6)を操作員に遵守させ、作業管理をさせなければならない。 別表-1 臨界安全管理に係る制限値及びその遵守方法（保安規定 別表4） <u>(6) 第2-2領域において、放射線業務従事者に運搬台車に装着して運搬させる場合（核燃料物質を直接に運搬させる場合を含む）、以下の事項に関する運搬方法を標準等に定め、これを遵守させなければならない。</u> a. 核燃料物質は別表-1に示す保管容器に収納させること。 b. 別表-1に示す運搬台車（パレット搬送機の運搬台車No.1、運搬台車No.2、 <u>熔接炉の運搬台車</u> 、スクラップ保管ラックF型の運搬台車、パレット運搬台車No.3）を使用させること。 c. <u>臨界安全性が確認された移動通路及び運搬個数により運搬させること。</u> 別表-1 臨界安全管理に係る核的制限値及びその遵守方法 運搬台車 確認の内容 ②作業標準等で定める所定の移動通路上であること。 （OP-GL-FP-2228「第1種管理区域での核燃料物質移動作業」） 4. 保安上の注意 ・酸化ウランを運搬する場合には、 <u>運搬台車の使用台数制限を超えないことを確認（ダブルチェック）</u> した上で、本運搬台車のみ使用する。 ・ <u>運搬台車の経路は図1に示す範囲に限定する。</u> <u>図1 図1 運搬台車の通路</u>

(*）本欄に記載のNo. n-mは、nは加工施設の技術基準に関する規則第n条に係る記載である旨を示し、mは通し番号を示す。

No. *	設工認 記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
4-10	5次 205, 339	核的に隔離されている第2-2領域内でウランを移動する場合には、管理された所定の容器に入れるとともに、当該領域内の他の設備・機器との間に、核的に安全な配置を保持するように通路を定める。 ウランの移動範囲を図に示す。	青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所 (臨界安全管理) 第33条 (前略) 各部長は、別図5に示す第2-2領域内で運搬台車により核燃料物質を移動する工程について、第2-2領域内の核的に安全な配置を維持するために作業の方法を定め、それに基づき作業を行わせる。その場合、下記に掲げる事項(4)及び(5)を操作員に遵守させ、十分な対策を講じる。 (4) 別図5に示す第2-2領域内で運搬台車により核燃料物質を移動する工程では、別表4の運転管理方法に従い、運搬台車の移動の制限として、設備間を移動する核燃料物質の移動範囲及び取扱量の制限を行うこと。	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所 (基保-037「臨界安全管理基準」) 4-1 核燃料物質の取扱い 担当部長は、核燃料物質を取扱う設備機器のうち、核燃料物質の臨界安全上の制限値を当該設備機器の仕様のみで制限することが困難なものについて、取り扱う核燃料物質の質量若しくは幾何学的形状を管理し、又はそれらのいずれかと十分裕度を持った減速条件を組み合わせた別表-1に示す制限値を超えないように、作業の方法を標準等に定め、それに基づき作業を行わせなければならない。 作業を行わせる場合、以下の(1)～(6)を操作員に遵守させ、作業管理をさせなければならない。 別表-1 臨界安全管理に係る制限値及びその遵守方法 (保安規定 別表4) (6) 第2-2領域において、放射線業務従事者に運搬台車に装填して運搬させる場合(核燃料物質を直接に運搬させる場合を含む)、以下の事項に関する運搬方法を標準等に定め、これを遵守させなければならない。 a. 核燃料物質は別表-1に示す保管容器に収納させること。 b. 別表-1に示す運搬台車(ペレット搬送機の運搬台車No.1、運搬台車No.2、焙焼炉の運搬台車、スクラップ保管ラックF型の運搬台車、ペレット運搬台車No.3)を使用させること。 c. 臨界安全性が確認された移動通路及び運搬個数により運搬させること。 別表-1 臨界安全管理に係る核的制限値及びその遵守方法 (保安規定 別表4) 運搬台車 確認の内容 ②作業標準等で定める所定の移動通路であること。 (OP-GL-FP-2228「第1種管理区域での核燃料物質移動作業」) 4. 保安上の注意点 ・酸化ウランを運搬する場合には、運搬台車の使用台数制限を緩めないことを確認(ダブルチェック)した上で、本運搬台車のみ使用する。 ・運搬台車の経路は図1に示す範囲に限定する。 図1 図1 運搬台車の通路
4-11	5次 207, 339	核的に隔離されている第2-2領域内でウランを移動する場合には、管理された所定の容器に入れるとともに、当該領域内の他の設備・機器との間に、核的に安全な配置を保持するように通路を定める。 ウランの移動範囲を図に示す。	(臨界安全管理) 第33条 (前略) 各部長は、別図5に示す第2-2領域内で運搬台車により核燃料物質を移動する工程について、第2-2領域内の核的に安全な配置を維持するために作業の方法を定め、それに基づき作業を行わせる。その場合、下記に掲げる事項(4)及び(5)を操作員に遵守させ、十分な対策を講じる。 (4) 別図5に示す第2-2領域内で運搬台車により核燃料物質を移動する工程では、別表4の運転管理方法に従い、運搬台車の移動の制限として、設備間を移動する核燃料物質の移動範囲及び取扱量の制限を行うこと。	(基保-037「臨界安全管理基準」) 4-1 核燃料物質の取扱い 担当部長は、核燃料物質を取扱う設備機器のうち、核燃料物質の臨界安全上の制限値を当該設備機器の仕様のみで制限することが困難なものについて、取り扱う核燃料物質の質量若しくは幾何学的形状を管理し、又はそれらのいずれかと十分裕度を持った減速条件を組み合わせた別表-1に示す制限値を超えないように、作業の方法を標準等に定め、それに基づき作業を行わせなければならない。 作業を行わせる場合、以下の(1)～(6)を操作員に遵守させ、作業管理をさせなければならない。 別表-1 臨界安全管理に係る制限値及びその遵守方法 (保安規定 別表4) (6) 第2-2領域において、放射線業務従事者に運搬台車に装填して運搬させる場合(核燃料物質を直接に運搬させる場合を含む)、以下の事項に関する運搬方法を標準等に定め、これを遵守させなければならない。 a. 核燃料物質は別表-1に示す保管容器に収納させること。 b. 別表-1に示す運搬台車(ペレット搬送機の運搬台車No.1、運搬台車No.2、焙焼炉の運搬台車、スクラップ保管ラックF型の運搬台車、ペレット運搬台車No.3)を使用させること。 c. 臨界安全性が確認された移動通路及び運搬個数により運搬させること。 別表-1 臨界安全管理に係る核的制限値及びその遵守方法 (保安規定 別表4) 運搬台車 確認の内容 ②作業標準等で定める所定の移動通路であること。 (OP-GL-FP-2228「第1種管理区域での核燃料物質移動作業」) 4. 保安上の注意点 ・酸化ウランを運搬する場合には、運搬台車の使用台数制限を緩めないことを確認(ダブルチェック)した上で、本運搬台車のみ使用する。 ・運搬台車の経路は図1に示す範囲に限定する。 図1 図1 運搬台車の通路
4-12	1次 5次 へ-7 S61	輸送容器搬送コンベアNo.1-1 仕様 粉末輸送容器数：2個以下又は粉末・ペレット貯蔵容器I型数：2個以下	別表4 臨界安全管理に係る制限値(第33条関係) 第2加工棟 輸送容器搬送コンベアNo.1-1 運転管理方法 ・輸送容器搬送コンベアNo.1-1と輸送容器搬送コンベアNo.1-2での粉末輸送容器又は粉末・ペレット貯蔵容器I型の取扱いの合計を2個以下に制限する。	(基保-037「臨界安全管理基準」) 別表-1 臨界安全管理に係る制限値及びその遵守方法 (輸送容器搬送コンベアの運転管理方法の記載に、粉末輸送容器又は粉末・ペレット貯蔵容器I型の取扱いの合計を2個以下に制限することを確認する旨を記載している。) 【OP-GL-GL-2565「燃料製造部操作記録作成要領(貯蔵)」の「輸送容器搬送コンベアの運転管理方法」に上記の個数制限を定める。】
4-13	1次 5次 へ-10 S63	輸送容器搬送コンベアNo.1-2 仕様 粉末輸送容器数：2個以下又は粉末・ペレット貯蔵容器I型数：2個以下	別表4 臨界安全管理に係る制限値(第33条関係) 第2加工棟 輸送容器搬送コンベアNo.1-2 運転管理方法 ・輸送容器搬送コンベアNo.1-1と輸送容器搬送コンベアNo.1-2での粉末輸送容器又は粉末・ペレット貯蔵容器I型の取扱いの合計を2個以下に制限する。	(基保-037「臨界安全管理基準」) 別表-1 臨界安全管理に係る制限値及びその遵守方法 (別表-1の輸送容器搬送コンベアの運転管理方法の記載に、粉末輸送容器又は粉末・ペレット貯蔵容器I型の取扱いの合計を2個以下に制限することを確認する旨を記載している。) 【OP-GL-GL-2565「燃料製造部操作記録作成要領(貯蔵)」の「輸送容器搬送コンベアの運転管理方法」に上記の個数制限を定める。】
4-14	1次 5次 へ-23 S72	輸送容器搬送コンベアNo.2-1 仕様 粉末輸送容器数：2個以下又は粉末・ペレット貯蔵容器I型数：2個以下	別表4 臨界安全管理に係る制限値(第33条関係) 第2加工棟 輸送容器搬送コンベアNo.2-1 運転管理方法 ・輸送容器搬送コンベアNo.2-1と輸送容器搬送コンベアNo.2-2での粉末輸送容器又は粉末・ペレット貯蔵容器I型の取扱いの合計を2個以下に制限する。	(基保-037「臨界安全管理基準」) 別表-1 臨界安全管理に係る制限値及びその遵守方法 (左記の輸送容器搬送コンベアの運転管理方法の記載に、粉末輸送容器又は粉末・ペレット貯蔵容器I型の取扱いの合計を2個以下に制限することを確認する旨を記載している。) 【OP-GL-GL-2565「燃料製造部操作記録作成要領(貯蔵)」の輸送容器搬送コンベアの運転管理方法に上記の個数制限を定める。】
4-15	1次 5次 へ-26 S74	輸送容器搬送コンベアNo.2-2 仕様 粉末輸送容器数：2個以下又は粉末・ペレット貯蔵容器I型数：2個以下	別表4 臨界安全管理に係る制限値(第33条関係) 第2加工棟 輸送容器搬送コンベアNo.2-2 運転管理方法 ・輸送容器搬送コンベアNo.2-1と輸送容器搬送コンベアNo.2-2での粉末輸送容器又は粉末・ペレット貯蔵容器I型の取扱いの合計を2個以下に制限する。	(基保-037「臨界安全管理基準」) 別表-1 臨界安全管理に係る制限値及びその遵守方法 (左記の輸送容器搬送コンベアの運転管理方法の記載に、粉末輸送容器又は粉末・ペレット貯蔵容器I型の取扱いの合計を2個以下に制限することを確認する旨を記載している。) 【OP-GL-GL-2565「燃料製造部操作記録作成要領(貯蔵)」の「輸送容器搬送コンベアの運転管理方法」に上記の個数制限を定める。】

(*) 本欄に記載のNo. n-mは、nは加工施設の技術基準に関する規則第n条に係る記載である旨を示し、mは通し番号を示す。

No.*	設工認記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等	
4-16	5次	2792	2 ton 天井クレーンNo.1 及び2.8 ton 天井クレーンは、搬送元である第2-4 領域及び搬送先である第2-6 領域において単一ユニットを設定しており、搬送中の状態を複数ユニットの臨界安全評価に包含している。また、2 ton 天井クレーンNo.1 及び2.8 ton 天井クレーンは設備自身の幅と近接防止構造によって、設備間を密着させたとしても搬送する燃料集合体間の距離を3.7 m 以上に保持する。したがって単一ユニット間の隔離の条件を満たすことから、2 ton 天井クレーンNo.1 及び2.8 ton 天井クレーンで取り扱う燃料集合体の間で中性子相互作用は生じない。	青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所 別表4 臨界安全管理に係る制限値（第33 条関係） (注7) 近接防止構造により、2 ton 天井クレーンNo.1 及び2.8 ton 天井クレーンの近接を防止し、取り扱う燃料集合体間で中性子相互作用を生じない。	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所 (基保-037「臨界安全管理基準」) 別表-1 臨界安全管理に係る制限値及びその遵守方法 (近接防止構造により、2 ton 天井クレーンNo.1 及び2.8 ton 天井クレーンの近接を防止し、取り扱う燃料集合体間で中性子相互作用を生じないことを注意事項欄に記載している。) 【近接防止構造により、2 ton 天井クレーンNo.1 及び2.8 ton 天井クレーンの近接を防止し、取り扱う燃料集合体間で中性子相互作用を生じない件については、設工認対象として設計で反映している。】
4-17	5次	3295	この結果は、運搬台車（粉末）と運搬台車（ペレット）のいずれかを2 台同時に使用することを評価したものであるが、運搬台車（粉末）と運搬台車（ペレット）の1 台ずつを同時に使用することの評価を包含するものとなっているため、運搬台車のタイプの組み合わせは制限することなく、2 台以下で使用することの核的な安全を確認したものとなっている。保安規定に基づいて定めた通路は、得られた隔離距離を全て満たすことを確認している。保安規定に基づいて、通路を所定の運搬台車を用いて搬送することを管理する。	別表4 臨界安全管理に係る制限値（第33 条関係） 第2加工棟 第2-1ペレット室 第2-2ペレット室 第2-1混合室 第2-2混合室 焙焼炉No.2-1運搬台車 運転管理方法 第2加工棟 第2-1ペレット検査室 第2-1ペレット室 第2-2ペレット室 第2-1混合室 第2-2混合室 スクラップ保管ラック F 型運搬台車 運転管理方法 第2加工棟 第2-1ペレット検査室 第2-1ペレット室 第2-2ペレット室 第2-2混合室 ペレット運搬台車No.3 運転管理方法 ・酸化ウランを運搬する場合には、第2-2 領域内で使用される運搬台車が2 台以下であることを確認した上で、本運搬台車を使用できる管理とする。	(基保-037「臨界安全管理基準」) 別表-1 臨界安全管理に係る制限値及びその遵守方法 (左記の3つの運搬台車の運転管理方法の記載に、第2-2 領域内で使用される運搬台車が2 台以下であることを確認する旨を記載している。) 【OP-GL-FP-2228「第1種管理区域での核燃料物質移動作業」に上記の運搬台車の使用台数制限を確認する方法を定める。】
4-18	5次	3703	研削個数超過防止インターロック センタレス研削装置No.2-1 センタレス研削盤 インターロック設定値 61000 個	別表4 臨界安全管理に係る制限値（第33 条関係） 第2加工棟 第2-2ペレット室 センタレス研削装置No.2-1センタレス研削盤 運転管理方法 第2加工棟 第2-2ペレット室 センタレス研削装置No.2-1研磨屑回収装置 運転管理方法 第2加工棟 第2-2混合室 焙焼炉No.2-1研磨屑乾燥機 運転管理方法 第2加工棟 第2-1ペレット室 第2-2ペレット室 第2-1混合室 第2-2混合室 焙焼炉No.2-1運搬台車 運転管理方法 ・センタレス研削盤の運転期間は所定のペレット研削個数（61000 個以下）に達するまで	(基保-037「臨界安全管理基準」) 別表-1 臨界安全管理に係る制限値及びその遵守方法 (左記の4つの設備の運転管理方法の記載に、センタレス研削盤の運転期間は所定のペレット研削個数（61000 個以下）に達するまでであることを確認する旨を記載している。) 【OP-GL-FP-1782「(K-6)第2ライン研磨工程（第2-2ペレット室）」に上記の研磨の運転に関する制限を定める。また、要保-107「加工施設の操作要領（燃料製造部）」に上記の臨界安全管理に係る制限値の管理方法を定める。】
第五条（安全機能を有する施設の地盤）関係					
— — — — —					
第六条（地震による損傷の防止）関係					
6-1	3次 4次 5次	160、168、 610、1143、 1360 1246、1295、 3014、3740	地震対策として、保安規定に基づき各廃棄物保管区域ごとに使用するドラム缶、金属容器の種類、段数、配置を制限し、耐震重要度分類第1 類相当の転倒防止措置を講じる。	添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30 条の3 関係） 4. 設計想定事象の発生時（地震） 手順書の整備 2. 燃料製造部長は、ドラム缶を段積みして保管する場合は、最上段のドラム缶をパレット及び金属治具により固縛する方法によって、地震の影響でドラム缶が落下、転倒しないように対策を講じる。さらにパレットを連結させて転倒耐性を高める対策を講じる。また、ドラム缶の蓋をリングバンドで固定し、ドラム缶内の収納物はプラスチック袋に収納し、固体廃棄物が漏えいしない措置を講じる。一段積みする場合においても、ラッシングベルト等により複数本まとめて固縛する方法によって、転倒を防止する対策を講じる。 6 燃料製造部長は、ドラム缶その他の金属製容器の保管廃棄に当たっては、耐震重要度分類第1 類相当の転倒防止策を講じる。	
6-2	3次	48、434、 536、589	第1-1 輸送物保管区域に貯蔵する輸送容器は耐震重要度分類第3 類相当の固定措置として、輸送容器は1 段置きで管理。	添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30 条の3 関係） 4. 設計想定事象の発生時（地震） 手順書の整備 4 燃料製造部長は、輸送容器の輸送物保管区域での貯蔵に当たっては、耐震重要度分類第3 類相当の固定措置を講じる。	
6-3	4次	1087	消火器格納箱に格納し、転倒防止策を講じて設置する。	添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30 条の3 関係） 4. 設計想定事象の発生時（地震） 手順書の整備 3 設備管理部長は、消火器の設置に当たっては、転倒防止策を講じる。	
<p>(基保-039「設計想定事象等対処活動基準」) 9. 自然現象発生時（地震） (4) 手順書の整備 2 燃料製造部長は、ドラム缶を段積みして保管する場合は、最上段のドラム缶をパレット及び金属治具により固縛する方法によって、地震の影響でドラム缶が落下、転倒しないように対策を講じる。さらにパレットを連結させて転倒耐性を高める対策を講じる。また、ドラム缶の蓋をリングバンドで固定し、ドラム缶内の収納物はプラスチック袋に収納し、固体廃棄物が漏えいしない措置を講じる。一段積みする場合においても、ラッシングベルト等により複数本まとめて固縛する方法によって、転倒を防止する対策を講じる。 6 燃料製造部長は、ドラム缶その他の金属製容器の保管廃棄に当たっては、耐震重要度分類第1 類相当の転倒防止策を講じる。</p> <p>(OP-KC-TW-2194「廃棄物缶の山積み及び山崩し作業」) 4. 保安上の注意点 (5) ドラム缶の倒れ、落下等により廃棄物が漏洩しないように、次の点に注意する。 5) 耐震設計上、耐震強化型のパレット・スキッドを使用の際には耐震強化型固定治具、ワイヤースリング、シャックル等を使用して固縛する。従来型パレット・スキッドを使用の際には従来型固定治具を使用して固縛し、さらに倒壊防止柵を設置する。</p> <p>(基保-039「設計想定事象等対処活動基準」) 9. 自然現象発生時（地震） (4) 手順書の整備 4 燃料製造部長は、輸送容器の輸送物保管区域での貯蔵に当たっては、耐震重要度分類第3 類相当の固定措置を講じる。</p> <p>【要保-107「加工施設の操作要領（燃料製造部）」に上記事項を定める。】</p> <p>(基保-039「設計想定事象等対処活動基準」) 9. 自然現象発生時（地震） (4) 手順書の整備 3 設備管理部長は、消火器の設置に当たっては、転倒防止策を講じる。</p> <p>(管火-002「消火器設置要領」) 5. 消火器を設置する場合の留意点 (10) 安全機能を有する施設の消火器は、転倒防止策を講じること。</p>					

(*) 本欄に記載のNo. n-mは、nは加工施設の技術基準に関する規則第n条に係る記載である旨を示し、mは通し番号を示す。

No.*	設工認記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
第七条	(津波による損傷の防止) 関係		青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所
第八条	(外部からの衝撃による損傷の防止) 関係			
8-1	4次 1286 5次 3494	更なる安全向上策として、F3 竜巻が発生した場合に建物が損傷したとしても、核燃料物質等の施設外への飛散を防止する措置を行うとしている。	添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3 関係) 5. 設計想定事象の発生時(竜巻) 資機材の配備 2 燃料製造部長及び品質保証部長は、ウランを含む設備・機器が建物外へ飛散することがないよう必要に応じて固縛するための資機材を配備し、竜巻の影響を受けるおそれのある場合に固縛を行う。	(基保-039「設計想定事象等対処活動基準」) 1 0. 自然現象発生時(竜巻) (3) 必要な電源その他資機材の配備 2 燃料製造部長及び品質保証部長は、ウランを含む設備・機器が建物外へ飛散することがないよう必要に応じて固縛するための資機材を配備し、竜巻の影響を受けるおそれのある場合に固縛を行う。 【要保-362「重大事故に至るおそれのある事故発生時又は大規模損壊発生時における活動要領」】に、上記竜巻対策の措置を定める。】
8-2	4次 610、1143 5次 1246、1295、3014	竜巻対策として、保安規定に基づき放射性廃棄物を収納したドラム缶は、竜巻(風速92 m/s)が発生したときに飛散することのないよう空力パラメータが0.0032 以下となるように固縛する措置を講じる管理を行う。	添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3 関係) 5. 設計想定事象の発生時(竜巻) 資機材の配備 3 燃料製造部長は、飛来物から間接的な影響を受けるとしてドラム缶を固縛し、ドラム缶の固縛は、専用の治具によりドラム缶の蓋を抑え、蓋が開きにくい措置を講じる。 5. 設計想定事象の発生時(竜巻) 手順書の整備 3 燃料製造部長は、竜巻によって影響を受ける廃棄物貯蔵室内の廃棄物ドラム缶について、2段又は3段積みの場合には、鋼製のパレットに積載して専用治具によって固縛し、さらに、パレット間をボルトにて連結し保管する。また、平積みの場合には、ラッシングベルトにて固縛を行い、必要に応じてさらに、床に対しても固定を講じる。	(基保-039「設計想定事象等対処活動基準」) 1 0. 自然現象発生時(竜巻) (3) 必要な電源その他資機材の配備 3 燃料製造部長は、飛来物から間接的な影響を受けるとしてドラム缶を固縛し、ドラム缶の固縛は、専用の治具によりドラム缶の蓋を抑え、蓋が開きにくい措置を講じる。 (4) 手順書の整備 3 燃料製造部長は、竜巻によって影響を受ける廃棄物貯蔵室内の廃棄物ドラム缶について、2段又は3段積みの場合には、鋼製のパレットに積載して専用治具によって固縛し、さらに、パレット間をボルトにて連結し保管する。また、平積みの場合には、ラッシングベルトにて固縛を行い、必要に応じてさらに、床に対しても固定を講じる。 (要保-006「放射性廃棄物保管要領」) 4. その他 4-4 竜巻防護対策 作業中に竜巻の注意喚起フェーズ又は警戒態勢フェーズに入ったときは、フェーズに応じて、ドラム缶、使用済みフィルタ及び大型機械等を収納した金属製容器を、固縛又は必要に応じて固定を行うこと。詳細については「廃棄物缶の山積み及び山崩し作業」(OP-KC-TW-2194)に示す通りとする。 (注)ドラム缶の固縛を行う際は、空力パラメータが0.0032以下となるように固縛すること。 (OP-KC-TW-2194「廃棄物缶の山積み及び山崩し作業」) 4. 保安上の注意点 (8) 作業中に竜巻襲来が想定された場合は、竜巻防護対策として以下の措置をとる。 1) 注意喚起フェーズの所内放送があった場合、30分以内に取り扱い中以外の固縛していないドラム缶、使用済みフィルタ及び大型機械等を収納した金属製容器を治具又はラッシングベルトにより、固縛又は必要に応じて固定する。 2) 警戒態勢フェーズの所内放送があった場合、ただちに作業を中止し、30分以内に取り扱い中のドラム缶、使用済みフィルタ及び大型機械等を収納した金属製容器を治具又はラッシングベルトにより、固縛又は必要に応じて固定する。
8-3	5次 1020	F3 竜巻により損傷するおそれがある第2加工棟3階及び4階に設置しているダクトを通じ下層階への風の吹き込みを防止するため、1階及び2階の火災区域と3階及び4階の火災区域の境界に設けている防火ダンパーを手動で閉止する措置を講じる。	添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3 関係) 5. 設計想定事象の発生時(竜巻) 資機材の配備 4 設備管理部長は、第2加工棟の3階及び4階は、F3 竜巻による風荷重又は飛来物により損傷するおそれがあることから、3階及び4階に設置しているダクトを通じた風の吹き込みにより、下層階に設置されているウランを含む設備・機器、貯蔵容器の飛散を防止するため、1階及び2階の火災区域と3階及び4階の火災区域の境界をまたがるダクトに防火ダンパーを設け、手動で閉止する措置を講じる。	(基保-039「設計想定事象等対処活動基準」) 1 0. 自然現象発生時(竜巻) (4) 手順書の整備 4 設備管理部長は、第2加工棟の3階及び4階は、F3 竜巻による風荷重又は飛来物により損傷するおそれがあることから、3階及び4階に設置しているダクトを通じた風の吹き込みにより、下層階に設置されているウランを含む設備・機器、貯蔵容器の飛散を防止するため、1階及び2階の火災区域と3階及び4階の火災区域の境界をまたがるダクトに防火ダンパーを設け、手動で閉止する措置を講じる。 (要保-363「竜巻発生時における活動要領」) 2. 2 竜巻襲来が想定される段階で採る措置 ①注意喚起フェーズに入ったとき 核燃料物質を取り扱っている工程を確認し、以降の竜巻防護対策が30分以内に完了するよう要員配置の確認及び核燃料物質の取り扱い作業を制限する。 環境安全部員、燃料製造部員、設備管理部員、品質保証部員(作業がなければ対応不要) ②警戒態勢フェーズに入ったとき 核燃料物質等を取り扱っている工程を確認し、右記の対策を30分以内実施する。対策が完了した工程は、以後の作業を中止する。 設備管理部員は、1~4階の火災区画の境界にまたがるダクトの防火ダンパーを手動閉止する。
8-4	1次 添付1-51 3次 30、487 4次 38、152、153、154、155、156、1059、1300 5次 229、1183、1288、1946、2826、3514	第1加工棟、第2加工棟、第5廃棄物貯蔵棟、第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟、発電機・ポンプ棟については、屋根を湿潤密度1.5g/cm ³ とした降下火砕物の厚さ12 cm分の重量に耐える実耐力を有する設計とする。 降下火砕物が観測された場合の降下火砕物の除去等の措置は、保安規定に定めて管理する。 積雪及び降下火砕物の除去を行う作業員が屋根に上るために全ての屋根にアクセス可能とする。	添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3 関係) 7. 設計想定事象の発生時(火山活動(降下火砕物)) 手順書の整備 1 設備管理部長は、降下火砕物が観測された場合、気中の降下火砕物の状態を踏まえて、堆積速度を考慮し、建物が耐荷重に至る前に除去等の措置を講じる。措置に当たっては、火山事象の進展を考慮して保守的に積雪の有無にかかわらず、加工施設で降下火砕物が観測された時点で、速やかに作業を開始することとする。	(基保-039「設計想定事象等対処活動基準」) 1 1. 自然現象発生時(火山活動(降下火砕物)) (4) 手順書の整備 1 設備管理部長は、降下火砕物が観測された場合、気中の降下火砕物の状態を踏まえて堆積速度を考慮し、建物が耐荷重に至る前に除去等の措置を講じる。措置に当たっては、火山事象の進展を考慮して保守的に積雪の有無にかかわらず、加工施設で降下火砕物が観測された時点で、速やかに作業を開始することとする。 (要保-353「降下火砕物・降雪堆積物による加工施設の建物の損傷防止措置要領」) 2. 損傷防止措置 2. 1 降下火砕物堆積時の措置 本加工施設の各建物の降下火砕物の許容堆積厚さを表1に示す。許容堆積厚さが最も小さい第1加工棟の屋根は、降下火砕物の堆積厚12 cmを許容できる設計(密度は湿潤状態を想定して1.5 g/cm ³ とした。)であるが、工務係長は、安全側に堆積が認められた時点で堆積物除去作業を行う。 上記2. 1項~2. 3項の場合の体制の整備と措置の手順は表2のとおりである。また、堆積物除去作業に必要な資機材の一覧を表3に示す。なお、資機材は、部材加工棟(Ⅱ)に保管する。 表2 堆積物除去作業の手順 2. (作業手順) 工務係員4人以上1組で保護具を装着して作業現場に向かい、所定の資機材保管庫に配備された脚立または梯子、ほうき、スコップ、麻袋等、必要な資機材を準備する。 2. (急所及び確認事項) 各建物の屋根に上る際、外階段と猿梯子を利用できる第2加工棟、内部階段から非常口テラス経由で猿梯子を利用できる第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟、発電機棟は脚立や梯子は必要ないが、第1-3貯蔵棟、第5廃棄物貯蔵棟、第1加工棟、ポンプ棟は必要である。

(*) 本欄に記載のNo. n-mは、nは加工施設の技術基準に関する規則第n条に係る記載である旨を示し、mは通し番号を示す。

No.*	設工認記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
8-5	1次 添付1-52 3次 30、488 4次 38、152、153、154、155、156、1061 5次 229、1183、1288、1946、2826	第1加工棟、第2加工棟、第5廃棄物貯蔵棟、第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟、発電機・ポンプ棟は、大阪府建築基準法施行細則に定める29 cmの積雪に耐えられる設計とする。 これを超える積雪が生じるおそれがある場合における除雪等の措置は、保安規定に定めて管理する。 積雪及び降下火砕物の除去を行う作業員が屋根に上るために全ての屋根にアクセス可能とする。	青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所 添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の3関係） 8. 設計想定事象の発生時（積雪） 手順書の整備 1 設備管理部長は、加工施設の建物は、「大阪府建築基準法施行細則」に定める積雪及び過去の最深積雪よりも深い積雪に対して十分に耐えるが、これを超える積雪が生じるおそれがある場合は、除雪等の処置を講じる。	（基保-039「設計想定事象等対処活動基準」） 1 2. 自然現象発生時（積雪） （4）手順書の整備 1 設備管理部長は、加工施設の建物は、「大阪府建築基準法施行細則」に定める積雪及び過去の最深積雪よりも深い積雪に対して十分に耐えるが、これを超える積雪が生じるおそれがある場合は、除雪等の処置を講じる。 （要保-353 「降下火砕物・降雪堆積物による加工施設の建物の損傷防止措置要領」） 2. 損傷防止措置 2. 2 降雪堆積時の措置 本加工施設の建物共通で、29 cmの積雪に耐える実耐力を有するが、過去の月最深積雪18 cm（大阪管区気象台）を想定しても、十分に耐える設計である。なお、降下火砕物が無く降雪のみであっても、積雪が29cmを超える予報が出ている場合には、工務係長は、18cmを超えると予想された時点で堆積物除去作業を行う。 2. 3 降下火砕物と降雪堆積物の重量時の措置 降下火砕物と積雪の重量が予想される場合でも、建物の損傷を防止できるが、安全側に工務係長は、火砕物の堆積が認められた時点で堆積物除去作業を行う。 表2 堆積物除去作業の手順 2. （作業手順） 工務係員4人以上1組で保護具を装着して作業現場に向かい、所定の資機材保管庫に配備された脚立または梯子、ほうき、スコップ、麻袋等、必要な資機材を準備する。 2. （急所及び確認事項） 各建物の屋根に上がる際、外階段と猿梯子を利用できる第2加工棟、内部階段から非常口テラス経由で猿梯子を利用できる第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟、発電機棟は脚立や梯子は必要ないが、第1-3貯蔵棟、第5廃棄物貯蔵棟、第1加工棟、ポンプ棟は必要である。 【第1加工棟、第2加工棟、第5廃棄物貯蔵棟、第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟、発電機・ポンプ棟は、大阪府建築基準法施行細則に定める29 cmの積雪に耐えられる設計とする件は、設工認対象として設計している。】
8-6	3次 219 4次 1063	森林火災 敷地内竹林 竹林の管理を行う。 第5廃棄物貯蔵棟の西にある敷地内の竹林は、 <u>離隔距離が7 m以上となるよう伐採して保安規定に定めて管理する。</u>	添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の3関係） 2. 設計想定事象の発生時（外部火災） 手順書の整備 2 環境安全部長は、竹林は火災延焼経路において下り傾斜であり、また防護対象施設は鉄筋コンクリート造の耐火構造又は不燃材料で造る建物であるため延焼の可能性は低いが、 <u>離隔距離を維持できるよう延焼の可能性のある森林境界と加工施設の間の敷地内の草木を伐採し、管理する。</u>	（基保-039「設計想定事象等対処活動基準」） 7. 火災等発生時（外部火災） （4）手順書の整備 2 環境安全部長は、竹林は火災延焼経路において下り傾斜であり、また防護対象施設は鉄筋コンクリート造の耐火構造又は不燃材料で造る建物であるため延焼の可能性は低いが、 <u>離隔距離を維持できるよう延焼の可能性のある森林境界と加工施設の間の敷地内の草木を伐採し、管理する。</u> （要保-364「火災防護計画」） 3. 加工施設の設計及び工事の方法並びに保全に関する火災防護の措置 （9）外部火災の防護に係る対策 1) 離隔距離の維持 ① 当事業所の敷地に存在する竹林は火災延焼経路において下り傾斜であり、防護対象施設が鉄筋コンクリート造の耐火構造又は不燃材料であるため、延焼の可能性は低いが、7 m以上の離隔距離を維持できるよう延焼の可能性のある森林境界と防護対象施設の間の竹を伐採し、管理する。管理の方法として、防護対象施設から7 m以上離れた場所に柵等を設け目印とし、竹がこれを超えて防護対象設備側にないことを定期的に巡視等で確認し、竹がこれを超える又は超えるおそれがある場合には、竹を伐採する措置を講じる。 （要保-375「巡視実施要領（環境安全部）」） 別紙1 環境安全部の巡視ポイント、様式-1 環境安全部巡視チェックシート 敷地内 毎日巡視 ・防護対象施設（第3廃棄物貯蔵棟、第5廃棄物貯蔵棟）と防護対象施設から7mの距離に設置した柵との間に、竹が生えたり倒れかかっているか。
8-7	2次 リ-14 3次 30 4次 39、1058 5次 1199 5次 2823	屋外（第2加工棟西側） 消火設備 屋外消火栓 凍結の影響を受けないように、 <u>配管に保温材を巻きつける措置を講じる。</u> 屋外消火栓配管を埋設する場合は公共建築工事標準仕様書に従って埋設し、 <u>屋外消火栓、屋外消火栓配管の地上露出部には断熱材を設置する。</u> 屋外に設置する緊急遮断弁（冷却水）は大阪管区気象台において過去に観測された最低気温-7.5℃を踏まえて安全機能に影響を及ぼさないよう保温材を設置する。 屋外に設置する非常用電源設備No.2 非常用発電機、非常用電源設備A 非常用発電機で使用 する冷却水には、JIS K 2234 に定める不凍液を混合する。屋外設置の発電機には、不凍液の混合に加えて発電機内のヒータで冷却水の保温を行うため、大阪管区気象台において過去に観測された最低気温-7.5℃でも作動する。 屋外に設置する設備における凍結の発生が安全機能に影響を及ぼさないようにするための措置は、保安規定に定めて管理する。	添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の3関係） 9. 設計想定事象の発生時（その他） 資機材の配備 18 設備管理部長は、 <u>屋外に設置する非常用電源設備の非常用発電機については、使用する冷却水に不凍液を混合するとともに、非常用発電機内のヒータで冷却水の保温を行い、大阪管区気象台において過去に観測された最低気温-7.5℃でも作動するようにする。</u>	（基保-039「設計想定事象等対処活動基準」） 1 4. その他 （3）必要な電源その他資機材の配備 1 8 設備管理部長は、 <u>屋外に設置する非常用電源設備の非常用発電機については、使用する冷却水にJIS K 2234に定める不凍液を混合するとともに、非常用発電機内のヒータで冷却水の保温を行い、大阪管区気象台において過去に観測された最低気温-7.5℃でも作動するようにする。</u> 【要保-389「加工施設の点検要領」様式-2 設備点検表に不凍液（JIS K 2234）の液量及び劣化状態を確認する方法を定める。（1回／年）】

（*）本欄に記載のNo. n-mは、nは加工施設の技術基準に関する規則第n条に係る記載である旨を示し、mは通し番号を示す。

No.*	設工認記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
8-8	4次 1061	保安規定に基づき、給気口のフィルタは定期的な点検、清掃、交換を実施し、 <u>万一給気口のフィルタが枯葉、昆虫又は動植物により塞がるか、そのおそれが生じた場合は、フィルタの清掃等を実施し、生物学的事象が安全機能に影響を及ぼさないようにする。</u>	青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所 添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の3関係） 9. 設計想定事象の発生時（生物学的事象） 手順書の整備 1 設備管理部長は、 <u>換気に用いられる給気口にはフィルタを設け、枯葉、昆虫又は動植物の侵入を防止する。給気口のフィルタは定期的な点検、清掃、交換を実施する。</u> 2 設備管理部長は、 <u>万一給気口フィルタが枯葉、昆虫又は動植物により塞がるか、そのおそれが生じた場合はフィルタの清掃等を実施する。</u>	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所 （基保-039「設計想定事象等対処活動基準」） 1.3. 自然現象発生時（生物学的事象） (4) 手順書の整備 1 設備管理部長は、 <u>換気に用いられる給気口にはフィルタを設け、枯葉、昆虫又は動植物の侵入を防止する。給気口のフィルタは定期的な点検、清掃、交換を実施する。</u> 2 設備管理部長は、 <u>万一給気口フィルタが枯葉、昆虫又は動植物により塞がるか、そのおそれが生じた場合はフィルタの清掃等を実施する。</u> （要保-354「生物学的事象の発生による加工施設への影響防止措置」） 加工施設は、地下にある公共の水道管を通して外部から水を供給しており、海水及び河口からの水を用いないことから、海水及び河口から生物学的事象の影響を受けない。また、換気に用いられる給気口にはフィルタを設け、枯葉、昆虫又は動植物の侵入を防止する構造とする。 工務グループ員は、保全計画に基づき給気口のフィルタについて定期的に点検、清掃、交換を実施し、現場確認して、 <u>万一給気口フィルタが枯葉、昆虫又は動植物により塞がるか、そのおそれが生じる前に、設備管理部長はフィルタの清掃等を指示する。措置手順を表1に示す。</u> 表1 生物学的事象の発生による影響防止措置の手順 1. 枯葉、昆虫又は動植物が大量飛来するような事象が発生した場合、 <u>排風機室外の外気取入口の閉塞の有無を現場確認し、閉塞があれば速やかに清掃を行う。</u> 2. 上記のほか、給排気運転中に月1回以上の頻度で給気マノメータ差圧を確認し、その値がハイフローフィルタの交換目安値に近付いた場合は、以下の手順でハイフローフィルタの交換作業を行う。
	5次 2827			
8-9	3次 492	加工事業変更許可申請書に示したとおり、加工施設外の火災・爆発及び敷地内危険物施設の火災・爆発に対し、加工施設敷地内におけるボンベ置場(1)及び第1高压ガス貯蔵施設（アンモニアタンク）の移設や燃料輸送車両の構内通行ルート及び駐車位置の制限を行うことにより、安全性を確保する。	添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の3関係） 2. 設計想定事象の発生時（外部火災） 手順書の整備 5 環境安全部長は、敷地内に入構する車両に対して、 <u>運搬する危険物量及び高压ガス量の制限を行うとともに、添1図1に示す定めた運搬ルート及び駐車場所を遵守することにより、想定火災源に対して防護対象施設からの離隔距離を危険距離以上に、想定爆発源に対して防護対象施設からの離隔距離を危険限界距離以上に維持する。</u> 7 設備管理部長及び燃料製造部長は、 <u>敷地内の危険物施設及び高压ガス貯蔵施設に対して、貯蔵する危険物量及び高压ガス量の制限を行うとともに、添1図1に示す定めた配置を遵守することにより、想定火災源に対して防護対象施設からの離隔距離を危険距離以上に、想定爆発源に対して防護対象施設からの離隔距離を危険限界距離以上に確保できる状態を維持する。</u> 添1図1 <u>敷地内における燃料輸送車両の走行経路</u>	（基保-039「設計想定事象等対処活動基準」） 7. 火災等発生時（外部火災） (4) 手順書の整備 5 環境安全部長は、敷地内に入構する車両に対して、 <u>運搬する危険物量及び高压ガス量の制限を行うとともに、定めた運搬ルート及び駐車場所を遵守することにより、想定火災源に対して防護対象施設からの離隔距離を危険距離以上に、想定爆発源に対して、防護対象施設からの離隔距離を危険限界距離以上に維持する。</u> （要保-364「火災防護計画」） 3. 加工施設の設計及び工事の方法並びに保全に関する火災防護の措置 (9) 外部火災の防護に係る対策 1) 離隔距離の維持 ② 敷地内に入構する車両に対して、 <u>運搬する危険物量及び高压ガス量の制限を行うとともに、図1に示す定めた運搬ルート及び駐車場所を遵守することにより、想定火災源に対して防護対象施設からの離隔距離を危険距離以上に、想定爆発源に対して、防護対象施設からの離隔距離を危険限界距離以上に維持する管理を行う。</u> 図1 <u>敷地内における燃料輸送車両の走行経路</u> 【要保-364「火災防護計画」に、敷地内における危険物及び高压ガス貯蔵施設の最大貯蔵数量及び入構する車両に対する運搬する危険物量及び高压ガス量の制限値を定める。制限値は、事業許可添5に示した外部火災影響評価に用いた値を記載する。】
	4次 1067			
	5次 2831			
	5次 1563	<u>敷地内の危険物施設の位置</u>		
	1564	<u>敷地内の高压ガス貯蔵施設の位置</u>		
	1565	<u>敷地内の燃料輸送車両の走行経路と火災発生位置</u>		
	1566	<u>敷地内の高压ガス輸送車両の走行経路と爆発位置</u>		

No.*	設工認記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
第九条	(加工施設への不法な侵入等の防止) 関係		<p>青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所</p>	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所</p>
9-1	3次	50、177、197、222	(加工施設への人の不法な侵入等の防止) 第46条の2	(基保-035「周辺監視区域管理基準」) 4. 加工施設への人の不法な侵入等の防止
	4次	334、532、580、626、668、721	環境安全部長は、加工施設への人の不法な侵入、加工施設に不正に爆発性又は可燃性を有する物件其他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為の防止に関し、次の措置を講じる。	4-1 人の不法な侵入及び核燃料物質等の不法な移動の防止
	5次	521、709、780、969、1793、1913、2309	(1)加工施設の周辺及び周辺監視区域境界における監視、加工施設の出入口の施錠管理及び周辺監視区域内の定期的な巡視を行い、加工施設への人の不法な侵入及び核燃料物質等の不法な移動を防止する。また、加工施設への人の不法な侵入等を防止するための設備の管理を行い、その機能を維持する。	(1) 環境安全部長は、加工施設への人の不法な侵入及び核燃料物質等の不法な移動を防止するため、警備員に加工施設の周辺及び周辺監視区域境界における監視、加工施設の出入口の施錠管理及び周辺監視区域内の定期的な巡視を行わせる。また、侵入検知器、監視カメラ等の設備による人の不法な侵入等を防止する措置を定め、その機能を維持するために防護設備の管理を行う。
	5次	523、711、782、971、1796、1915、2314	(2)第47条に定める管理上の人の区分に応じて、加工施設への出入管理を行い、加工施設への人の不法な侵入を防止する。	(2) 環境安全部長は、放射線業務従事者と管理区域一時立入者の区分に応じて、加工施設の出入管理を行い、加工施設への人の不法な侵入を防止する。
	3次	24、494	以下の方策により、人の不法な侵入を防止する。	(要保-194「加工施設への人の不法な侵入等の防止要領」) 2. 加工施設等の監視及び施錠管理
	5次	851	立入制限区域として周辺監視区域を設け、所定の出入口以外からの人の立ち入りを禁止して管理。 管理区域の出入口で、人の出入りを常時監視する管理。	環境安全部長は、加工施設等及び周辺監視区域境界の出入口について、監視及び施錠管理を行う。
	4次	26	加工施設を設置する事業所には、周辺監視区域を設け、周辺監視区域境界にはフェンス等を設置し、所定の出入口以外からの人の立ち入りを禁止するとともに、加工施設の建物は鉄筋コンクリート造、鉄扉等の堅固な障壁を有することにより人の不法な侵入を防止する。	環境安全部長は、警備員又は加工施設等の出入りを監視する者に以下の監視及び施錠管理を行わせる。
	5次	216、1175、1283	管理区域を設定する加工施設の建物へのIDカードによる出入管理を行うとともに、監視装置による集中監視を行うことにより人の不法な侵入を防止する。 管理区域入口において、管理区域を設定する加工施設の建物への人の出入りを監視する。	① 加工施設のうち、連続操業中等での出入りが頻繁に行われる第1加工棟、第2加工棟及び第1廃棄物貯蔵棟の出入口について、IDカードと生体認証による出入管理及び人の不法な侵入等を防止するための設備等による常時監視を行う。また、人の出入りが無い夜間、休日
	4次	1072	加工施設を設置する事業所には、加工施設の周辺に周辺監視区域を設け、周辺監視区域の境界にはフェンス等を設置し、所定の出入口以外からの人の立ち入りを禁止するとともに、加工施設の建物は鉄筋コンクリート造、鉄扉等の堅固な障壁を有することにより、加工施設への人の不法な侵入を防止する。	② 加工施設のうち、第2加工棟において、核物質検知装置により核燃料物質が不法に持ち出されていないことを確認する。
	5次	2839	侵入検知器、監視カメラ等の監視装置による集中監視を行うとともに、周辺監視区域内の定期的な巡視を行うことにより、加工施設への人の不法な侵入を監視する。 侵入検知器、監視カメラ等の不法侵入防止設備の点検、保守を行い、その機能を維持する。 管理上の人の区分に応じて、管理区域を設定する加工施設の建物へ常時立ち入る放射線業務従事者に対してはIDカードによる出入管理を行うことにより、加工施設への人の不法な侵入を防止する。 常時立ち入ることがない管理区域を設定する加工施設の建物では、出入口を施錠管理する。これらの加工施設への人の不法な侵入等の防止に係る措置は、保安規定に定めて管理する。	③ ①以外の人の出入りが頻繁に行われない加工施設の出入口について、常時施錠を行い、侵入監視装置等による常時監視を行う。当該出入口の鍵は保安棟で警備員が厳重に管理し、人の出入り又は作業等により開錠が必要な場合は、出入口を開放して作業等を実施する者が保安棟において警備員から当該鍵を借り受ける。警備員は、鍵の貸し出しにあたり、鍵借受者のIDカードにより当該加工施設への立入りが認められた者であることを確認し、出入管理を行う。また、鍵貸出簿に鍵の貸出と返却を記録する。
9-2	1次	添付1-63	(加工施設への人の不法な侵入等の防止) 第46条の2	(基保-035「周辺監視区域管理基準」) 4-3 不正アクセスの防止
	4次	26、1073	(5)加工施設及び核燃料物質の防護のために必要な操作に係る情報システムに対して、不正アクセスによる妨害破壊行為を遮断し、サイバーテロを未然に防止するとともに、調達管理、アクセス管理及び電子媒体管理を行い、内部からの不正操作を防止する。また、情報システムに対する妨害破壊行為が行われるおそれがある場合又は行われた場合の対応を行う。	(1) 環境安全部長は、サイバーテロを未然に防止するため、加工施設及び核燃料物質の防護のために必要な操作に係る情報システムに対して、不正アクセスによる妨害破壊行為を遮断する。
				(2) 環境安全部長は、内部からの不正操作を防止するため、調達管理、アクセス管理及び電子媒体管理を行う。
				(要保-194「加工施設への人の不法な侵入等の防止要領」) 7. 不正アクセスの防止
				環境安全部長は、加工施設及び核燃料物質の防護のために必要な操作に係る情報システムに対して、外部からの不正アクセスによる妨害破壊行為及び内部からの不正操作を防止するため、当該情報システムの防護対策を講じる。情報システムに対する妨害破壊行為が行われるおそれがある場合又は行われた場合の対応を行う。
				7. 1 当該情報システムに対する外部からのアクセス遮断
				当該情報システムにおいて、電気通信回線を通じて、妨害破壊行為を受けることがないように、電気通信回線を通じた外部からのアクセスを遮断する。
				7. 2 調達管理
				委託契約者に対し、情報管理に係る遵守事項を委託契約書等に明記するとともに、当該情報システムに係る作業を行う場合、常時立入者監視のもとでの作業を義務付ける。
				7. 3 アクセス管理
				アクセス制限に関連する要領に基づき、アクセス対象者を限定するとともに、当該情報システムにアクセスする場合は、ツーマンルールに基づく相互監視を義務付ける。
				7. 4 電子媒体管理
				電子媒体等の取扱い等に関連する要領に基づき、社内システムポリシーに基づいて管理されている電子媒体を使用することを義務付ける。

(*) 本欄に記載のNo. n-mは、nは加工施設の技術基準に関する規則第n条に係る記載である旨を示し、mは通し番号を示す。

No. *	設工認 記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
9-3	3次 24、494 5次 851	以下の方策により、人の不法な侵入を防止する。 核燃料物質等の移動には、各部門長の承認を得て行うことにより、不法な移動を防止する管理。 敷地内に入構する際には、爆発性又は可燃性を有する物件などが不正に持ち込まれないことを確認する管理。	青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所 (加工施設への人の不法な侵入等の防止) 第46条の2 (3) 敷地内における核燃料物質等の持出し点検及び監視を行い、敷地内の人による核燃料物質等の不法な移動を防止する。ただし、周辺監視区域内における核燃料物質等の移動に当たっては、第56条及び第69条に従う。 (4) 敷地外から爆発物又は可燃性を有する物品（液体状の爆発物、可燃物を含む。）その他の危険物が持ち込まれることを防止する。点検に係る業務については、手順を作成し、定期的に教育を行う。	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所 (基保-035「周辺監視区域管理基準」) 4. 加工施設への人の不法な侵入等の防止 4-1 人の不法な侵入及び核燃料物質等の不法な移動の防止 (8) 環境安全部長は、核燃料物質等の不法な移動を防止するため、敷地内における核燃料物質等の持出し点検及び監視を行う。 4-2 不正な物件の持ち込み防止 環境安全部長は、敷地外から爆発物又は可燃性を有する物品（液体状の爆発物、可燃物を含む。）その他の危険物が持ち込まれることを防止するため、入構車両の積載物の点検を行う。点検に係る具体的な方法については、定期的に教育を行う。なお、上記点検において不審な物を確認した場合は、当該点検に係る業務については、手順を作成し、定期的に教育を行う。
	4次 26、598 5次 216、1175、1283	所定の手順に基づき承認を得てから核燃料物質等の移動を実施し、持出し点検及び監視を行うことにより核燃料物質等の不法な移動を防止する。 周辺監視区域への立入時には、点検を行うことにより加工施設に不正に爆発性又は可燃性を有する物件等が持ち込まれることを防止する。	手荷物、携帯物品及び郵便物の点検並びに入構車両の積載物の点検（入構許可の確認を含む。）を行い、敷地外から加工施設に不正に爆発性又は可燃性を有する物件その他人に危害を及ぼす、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることを防止する。点検に係る業務については、手順を作成し、定期的に教育を行う。	(要保-187「核燃料物質等輸送時の周辺監視区域の出入管理について」)
	4次 1072 5次 2839	核燃料物質等の移動は所定の手順に基づき承認を得てから実施し、加工施設の建物の敷地内において金属探知機、検物質検知装置等による持出し点検及び監視を行うことにより、周辺監視区域内の人による核燃料物質等の不法な移動を防止する。 周辺監視区域への立入時には、入構車両においては積載物の点検を行うことにより、加工施設に不正に爆発性又は可燃性を有する物件等が持ち込まれることを防止する。 点検に係る業務については、手順を作成し、定期的に教育を行う。 これらの加工施設への人の不法な侵入等の防止に係る措置は、保安規定に定めて管理する。		(要保-194「加工施設への人の不法な侵入等の防止要領」)

(*) 本欄に記載のNo. n-mは、nは加工施設の技術基準に関する規則第n条に係る記載である旨を示し、mは通し番号を示す。

No.*	設工認 記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
第十條	(閉じ込めの機能) 関係		青字 ：本申請事項 アンダーライン ：設工認該当箇所	青字 ：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン ：設工認該当箇所
10-1	2次 ト-8	局所排気系統の気体廃棄設備（フィルタユニット及びダクト）を撤去する場合は、当該局所排気系統に接続する設備・機器に 使用禁止の措置を講じる 。	<p>(保全計画の策定) 第62条の6 6. 担当部長は、設計及び工事の計画の策定について、次のとおり実施する。 (3)担当部長は、工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置として、補修及び改造に関わる工事においては、それぞれ第63条及び第64条に基づいて作成する(工事)作業計画に、労働安全衛生法等関係法令を考慮して、保安を確保するための具体的な対策を計画する。また、点検等においては、加工施設の操作に関する計画として第25条に、放射線管理に関する計画として第38条に、それぞれ基づいて策定する基準に従い保安を確保する。</p> <p>(改造) 第64条 2. 設備を所管する担当部長又は設備管理部長は、前項の改造を実施するに当たっては、関係部長と協議の上、(工事)作業計画を作成し、核燃料取扱主任者が許認可事項に該当する又は保安上重要と判断した改造については、核燃料安全委員会の審議を受け、所長の承認を得る。</p>	<p>(基保-018「補修及び改造基準」) 4.4 保全計画の策定 4.4.3 設計及び工事計画の策定 イ) 工事計画の策定 担当部長は、補修に係る工事については第63条に、改造に係る工事については、第64条にそれぞれ規定する(工事)作業計画を作成することにより、設計時の考慮事項を適切に施工に反映する。 (工事)作業計画作成は、要保-012「作業計画作成要領」に従い作成し、労働安全衛生法等関係法令を考慮して、必要な体制を整備したうえで工事を実施する。 4.5 補修及び改造 B. 改造 4.5.B3 (工事)作業計画 改造を実施する担当部長又は設備管理部長は、実施に際して関係部長及び核燃料取扱主任者と協議の上、(工事)作業計画を作成し、火災爆発防止その他の安全対策を講じて実施する。</p> <p>(要保-012「作業計画作成要領」) 2. (工事)作業計画及び保全作業計画兼作業結果確認書の目的と対象作業 2-2 対象作業、2-2-1. (工事)作業計画 (工事)作業計画の作成対象は、所管部長又は設備管理部長が、以下に該当すると判断した作業とする。 (1) 基保-018に定義される加工施設の改造 (2) 核燃料物質等を直接取り扱う非常作業 (3) 加工施設の安全機能に影響を及ぼす可能性のある非常作業 ・給排気設備の運転に影響を及ぼす可能性のある非常作業 ・盤内配線など警報監視に影響を及ぼす可能性のある非常作業 ・エア、ガス、冷却水配管など加工施設の制御に影響を及ぼす可能性のある非常作業 ・核燃料物質の閉じ込め機能に影響を及ぼす可能性のある非常作業 (4) フード内で実施する非常作業 (5) その他特別な措置を必要とする作業 3. (工事)作業計画作成要領 (工事)作業計画の作成にあたっては非常作業の注意点等について経験者の意見を参考にし、その内容を様式1-2(2)に記載すること。 3-4 (工事)作業計画の内容 以下に(工事)作業計画の主要項目について記載要領を記す。 (2) 件名・作業期間・作業場所・作業対象設備名、影響のある設備名、工事前例等について ①工事場所、対象設備、作業内容が分かる工事件名にし、工事件名の後に所管部を記載する。 ④作業場所・管理区域・作業対象設備名・影響のある設備名を記載する。 影響のある設備を確認するため、まず様式1-2(2)の⑤に、各カテゴリ、項目、着眼点に対し、作業に伴い停止させる設備・機能があれば、それにより直接的に影響を受ける設備の名称を記載する。 (3) (工事)作業の内容 1) 様式1-2(1)を用い、①目的を明確にして作業内容を具体的に記載するとともに、②経験者の意見があれば、その内容を記載する。 作業における不具合の状態や他への影響等が解るように、関連する構造図、電気・配管等の系統図、写真等を添付し、作業手順を記載することで作業内容を明らかにすること。 2) 様式1-2(2)を用い、④の保安上の影響・その他では、臨界安全管理条件、ユーティリティ、警報の喪失等の全ての項目について要否、もしくは有無の判断を行う。 3) 様式1-2(3)「保安上の影響チェックリスト」を用いて保安への影響を判定し、その結果を(工事)作業計画回覧時に添付する。様式には、基保-012で定義される異常事象、異常事象に進展するおそれがある事象、警報の発報及びインターロック機構の作動等、社内外通報が必要となる可能性のある事象が示されている。このうち、作業により発生する可能性がある「事象」を「建物・設備」ごとに選定し、作業中における警報停止等の「監視状態の変更」の有無を(A)欄で、また、当該事象発生による「他の設備への影響」の有無を(B)欄で確認して有無を記入する。監視状態の変更がある場合は、当該事象の発生及び近接の状態を監視するため、代替計量器や監視人等による適切な状態監視の手順を計画しなければならない(代替監視)。 他の設備への影響としては、監視計器やインターロックの作動等を想定し、作業に伴う警報の計画発報の周知、施設内のクリーンアウト、インターロックのバイパス等、当該事象が発生しても保安上の問題がない状態とするための処置を計画しなければならない(影響防止)。このため、(C)欄には、(A)欄に●がある場合は「代替監視」、(B)欄に●がある場合は「影響防止」と記載し、様式1-2(1)に、代替監視あるいは影響防止の具体的な手順を作業内容として記載する。</p> <p>【設工認に記載した工事実施に当たって講じる安全対策は、当該工事を行うに当たり、(工事)作業計画を作成する段階で、保安上の問題がないようにするための安全対策の計画として、撤去する気体廃棄設備に接続する設備・機器に対して使用禁止の措置を講じる等を(工事)作業計画に盛り込んで実施する。(工事)作業計画作成において設工認申請書に記載のとおり工事の計画となっていることを確認することを要保-012「作業計画作成要領」に定める。】</p>

No.*	設工認記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
10-2	<p>1次 へ-111</p> <p>2次 へ-6、ト-8、リ-15</p> <p>3次 50、177、197、222</p> <p>4次 334、532、580、626、668、721</p> <p>4次 626</p> <p>5次 523、711、782、971、1796、1915、2314</p> <p>3次 195、521</p> <p>5次 523、711、782、971、1796、1915、2314</p>	<p>工事の実施に当たり、可能な限り核燃料物質を工事対象の設備から、他の設備に移動させる。核燃料物質の移動が困難な場合は、工事を複数の工事区画に分け、工事の影響を受けるおそれのある核燃料物質を、工事の影響を受けるおそれのない工事区画に順次移し替え、工事対象部以外に養生シート等をかけて保護する。工事中も臨界防止、閉じ込めの機能を維持する。</p> <p>工事の実施に当たり、可能な限り放射性固体廃棄物、放射性液体廃棄物を工事対象の設備から、他の設備に移動させる。放射性固体廃棄物、放射性液体廃棄物を他の設備に移動することが困難な場合は、工事を複数の工事区画に分け、工事の影響を受けるおそれのある放射性固体廃棄物、放射性液体廃棄物を、工事の影響を受けるおそれのない工事区画に順次移し替え、工事対象部以外に養生シート等をかけて保護する。工事中も閉じ込めの機能を維持する。</p> <p>工事対象の設備・機器及び工事区画内の影響を受ける設備・機器から、内包する核燃料物質等を他の設備、区画に移動し、核燃料物質等が工事の影響を受けるおそれがなく、これらの設備・機器の安全機能の維持が不要な状態で工事をを行う。</p> <p>工事に伴い、火災感知設備、消火設備、放射線管理施設、通信連絡設備等を一時的に停止する場合には、代替措置を講じることにより、これらの設備が有する安全機能を維持するか、監視対象の設備・機器を停止する等により、安全機能が不要な状態とする。</p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所</p> <p>(保全計画の策定) 第62条の6 6. 担当部長は、設計及び工事の計画の策定について、次のとおり実施する。 (3)担当部長は、工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置として、補修及び改造に関わる工事においては、それぞれ第63条及び第64条に基づいて作成する(工事)作業計画に、<u>労働安全衛生法等関係法令を考慮して、保安を確保するための具体的な対策を計画する。</u>また、点検等においては、加工施設の操作に関する計画として第25条に、放射線管理に関する計画として第38条に、それぞれ基づいて策定する基準に従い保安を確保する。</p> <p>(改造) 第64条 2. 設備を所管する担当部長又は設備管理部長は、前項の改造を実施するに当たっては、関係部長と協議の上、(工事)作業計画を作成し、核燃料取扱主任者が許認可事項に該当する又は保安上重要と判断した改造については、核燃料安全委員会の審議を受け、所長の承認を得る。</p>	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所</p> <p>(基保-018「補修及び改造基準」) 4.4 保全計画の策定 4.4.3 設計及び工事計画の策定 イ) 工事計画の策定 担当部長は、補修に係る工事については第63条に、改造に係る工事については、第64条にそれぞれ規定する(工事)作業計画を作成することにより、設計時の考慮事項を適切に施工に反映する。 (工事)作業計画作成は、要保-012「作業計画作成要領」に従い作成し、<u>労働安全衛生法等関係法令を考慮して、必要な体制を整備したうえで工事を実施する。</u> 4.5 補修及び改造 B. 改造 4.5.B3 (工事)作業計画 改造を実施する担当部長又は設備管理部長は、実施に際して関係部長及び核燃料取扱主任者と協議の上、(工事)作業計画を作成し、<u>火災爆発防止その他の安全対策を講じて実施する。</u></p> <p>(要保-012「作業計画作成要領」) 2. (工事)作業計画及び保全作業計画兼作業結果確認書の目的と対象作業 2-2 対象作業、2-2-1. (工事)作業計画 (工事)作業計画の作成対象は、所管部長又は設備管理部長が、以下に該当すると判断した作業とする。 (1) 基保-018に定義される加工施設の改造 (2) 核燃料物質等を直接取り扱う非常作業 (3) 加工施設の安全機能に影響を及ぼす可能性のある非常作業 ・給排気設備の運転に影響を及ぼす可能性のある非常作業 ・盤内配線など警報監視に影響を及ぼす可能性のある非常作業 ・エア、ガス、冷却水配管など加工施設の制御に影響を及ぼす可能性のある非常作業 ・核燃料物質の閉じ込め機能に影響を及ぼす可能性のある非常作業 (4) フード内で実施する非常作業 (5) その他特別な措置を必要とする作業 3. (工事)作業計画作成要領 (工事)作業計画の作成にあたっては非常作業の注意点等について経験者の意見を参考にし、その内容を様式1-2(2)に記載すること。 3-4 (工事)作業計画の内容 以下に(工事)作業計画の主要項目について記載要領を記す。 (2) 件名・作業期間・作業場所・作業対象設備名、影響のある設備名、工事前例等について ①工事場所、対象設備、作業内容が分かる工事件名にし、工事件名の後に所管部を記載する。 ④作業場所・管理区域・作業対象設備名・影響のある設備名を記載する。 影響のある設備を確認するため、まず様式1-2(2)の⑥に、各カテゴリ、項目、着眼点に対し、<u>作業に伴い停止させる設備・機能があれば、それにより直接的に影響を受ける設備の名称を記載する。</u> (3) (工事)作業の内容 1) 様式1-2(1)を用い、①目的を明確にして作業内容を具体的に記載するとともに、②経験者の意見があれば、その内容を記載する。 作業における不具合の状態や他への影響等が解るように、関連する構造図、電気・配管等の系統図、写真等を添付し、作業手順を記載することで作業内容を明らかにすること。 2) 様式1-2(2)を用い、④の保安上の影響・その他では、臨界安全管理条件、ユーティリティ、警報の喪失等の全ての項目について要否、もしくは有無の判断を行う。 3) 様式1-2(3)「保安上の影響チェックリスト」を用いて保安への影響を判定し、その結果を(工事)作業計画回覧時に添付する。様式には、基保-012で定義される異常事象、異常事象に進展するおそれがある事象、警報の発報及びインターロック機構の作動等、社内外通報が必要となる可能性のある事象が示されている。このうち、作業により発生する可能性がある「事象」を「建物・設備」ごとに選定し、<u>作業中における警報停止等の「監視状態の変更」の有無を(A)欄で、また、当該事象発生による「他の設備への影響」の有無を(B)欄で確認して有無を記入する。監視状態の変更がある場合は、当該事象の発生及び近接の状態を監視するため、代替計量器や監視人等による適切な状態監視の手順を計画しなければならない(代替監視)。</u> <u>他の設備への影響としては、監視計器やインターロックの作動等を想定し、作業に伴う警報の計画発報の周知、施設内のクリーンアウト、インターロックのバイパス等、当該事象が発生しても保安上の問題がない状態とするための処置を計画しなければならない(影響防止)。</u>このため、(C)欄には、(A)欄に●がある場合は「代替監視」、(B)欄に●がある場合は「影響防止」と記載し、様式1-2(1)に、代替監視あるいは影響防止の具体的な手順を作業内容として記載する。</p> <p>【設工認に記載した工事実施に当たって講じる安全対策は、当該工事をを行うに当たり、(工事)作業計画を作成する段階で、保安上の問題がないようにするための安全対策の計画として(工事)作業計画に盛り込んで実施する。(工事)作業計画作成において設工認申請書に記載のとおり工事の計画となっていることを確認することを要保-012「作業計画作成要領」に定める。】</p>

(*) 本欄に記載のNo. n-mは、nは加工施設の技術基準に関する規則第n条に係る記載である旨を示し、mは通し番号を示す。

No.*	設工認 記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
10-3	4次 334、626	閉じ込めの安全機能を有する第1種管理区域の境界（屋内間仕切り壁、外壁、これらの壁に設置された鋼製扉及び床）の工事中において、一時的に開口部が生じる場合は、 <u>開口部にグリーンハウスを設置する等の対策を行い、第1種管理区域の閉じ込め機能を維持する。</u>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所</p> <p>（保全計画の策定） 第62条の6 6. 担当部長は、設計及び工事の計画の策定について、次のとおり実施する。 (3)担当部長は、工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置として、補修及び改造に関わる工事においては、それぞれ第63条及び第64条に基づいて作成する（工事）作業計画に、<u>労働安全衛生法等関係法令を考慮して、保安を確保するための具体的な対策を計画する。</u>また、点検等においては、加工施設の操作に関する計画として第25条に、放射線管理に関する計画として第38条に、それぞれ基づいて策定する基準に従い保安を確保する。</p> <p>（改造） 第64条 2. 設備を所管する担当部長又は設備管理部長は、前項の改造を実施するに当たっては、<u>関係部長と協議の上、（工事）作業計画を作成し、核燃料取扱主任者が許認可事項に該当する又は保安上重要と判断した改造については、核燃料安全委員会の審議を受け、所長の承認を得る。</u></p>	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所</p> <p>（基保-018「補修及び改造基準」） 4.4 保全計画の策定 4.4.3 設計及び工事計画の策定 イ) 工事計画の策定 担当部長は、補修に係る工事については第63条に、改造に係る工事については、<u>第64条にそれぞれ規定する（工事）作業計画を作成することにより、設計時の考慮事項を適切に施工に反映する。</u> <u>（工事）作業計画作成は、要保-012「作業計画作成要領」に従い作成し、労働安全衛生法等関係法令を考慮して、必要な体制を整備したうえで工事を実施する。</u> 4.5 補修及び改造 B. 改造 4.5.B3（工事）作業計画 <u>改造を実施する担当部長又は設備管理部長は、実施に際して関係部長及び核燃料取扱主任者と協議の上、（工事）作業計画を作成し、火災爆発防止その他の安全対策を講じて実施する。</u></p> <p>（要保-012「作業計画作成要領」） 2.（工事）作業計画及び保全作業計画兼作業結果確認書の目的と対象作業 2-2 対象作業、2-2-1.（工事）作業計画 （工事）作業計画の作成対象は、所管部長又は設備管理部長が、以下に該当すると判断した作業とする。 (1) 基保-018に定義される加工施設の改造 (2) 核燃料物質等を直接取り扱う非常作業 (3) 加工施設の安全機能に影響を及ぼす可能性のある非常作業 ・給排気設備の運転に影響を及ぼす可能性のある非常作業 ・盤内配線など警報監視に影響を及ぼす可能性のある非常作業 ・エア、ガス、冷却水配管など加工施設の制御に影響を及ぼす可能性のある非常作業 ・核燃料物質の閉じ込め機能に影響を及ぼす可能性のある非常作業 (4) フード内で実施する非常作業 (5) その他特別な措置を必要とする作業 3.（工事）作業計画作成要領 （工事）作業計画の作成にあたっては非常作業の注意点等について経験者の意見を参考にし、その内容を様式1-2(2)に記載すること。 3-4（工事）作業計画の内容 以下に（工事）作業計画の主要項目について記載要領を記す。 (2) 件名・作業期間・作業場所・作業対象設備名、影響のある設備名、工事前例等について ①工事場所、対象設備、作業内容が分かる工事件名にし、工事件名の後に所管部を記載する。 ④作業場所・管理区域・作業対象設備名・影響のある設備名を記載する。 影響のある設備を確認するため、まず様式1-2(2)の⑤に、各カテゴリ、項目、着眼点に対し、<u>作業に伴い停止させる設備・機能があれば、それにより直接的に影響を受ける設備の名称を記載する。</u> (3)（工事）作業の内容 1) 様式1-2(1)を用い、①目的を明確にして作業内容を具体的に記載するとともに、②経験者の意見があれば、その内容を記載する。 作業における不具合の状態や他への影響等が解るように、関連する構造図、電気・配管等の系統図、写真等を添付し、作業手順を記載することで作業内容を明らかにすること。 2) 様式1-2(2)を用い、④の保安上の影響・その他では、臨界安全管理条件、ユーティリティ、警報の喪失等の全ての項目について要否、もしくは有無の判断を行う。 3) 様式1-2(3)「保安上の影響チェックリスト」を用いて保安への影響を判定し、その結果を（工事）作業計画回覧時に添付する。様式には、基保-012で定義される異常事象、異常事象に進展するおそれがある事象、警報の発報及びインターロック機構の作動等、社内外通報が必要となる可能性のある事象が示されている。このうち、作業により発生する可能性がある「事象」を「建物・設備」ごとに選定し、<u>作業中における警報停止等の「監視状態の変更」の有無を(A)欄で、また、当該事象発生による「他の設備への影響」の有無を(B)欄で確認して有無を記入する。監視状態の変更がある場合は、当該事象の発生及び近接の状態を監視するため、代替計量器や監視人等による適切な状態監視の手順を計画しなければならない（代替監視）。</u> <u>他の設備への影響としては、監視計器やインターロックの作動等を想定し、作業に伴う警報の計画発報の周知、施設内のクリーンアウト、インターロックのバイパス等、当該事象が発生しても保安上の問題がない状態とするための処置を計画しなければならない（影響防止）。</u>このため、(C)欄には、(A)欄に●がある場合は「代替監視」、(B)欄に●がある場合は「影響防止」と記載し、様式1-2(1)に、代替監視あるいは影響防止の具体的な手順を作業内容として記載する。</p> <p>【設工認に記載した工事実施に当たって講じる安全対策は、当該工事を行うに当たり、（工事）作業計画を作成する段階で、保安上の問題がないようにするための安全対策の計画として（工事）作業計画に盛り込んで実施する。（工事）作業計画作成において設工認申請書に記載のとおり工事の計画となっていることを確認することを要保-012「作業計画作成要領」に定める。】</p>
	5次 523、971、 1796、1915、 2314	第1種管理区域の境界（屋内間仕切り壁、外壁、これらの壁に設置された鋼製扉及び床）の工事中において、一時的に開口部が生じる場合、若しくは資機材の搬入のため第1種管理区域上の扉を開にする場合は、保安規定に基づき、 <u>前室を設置する等の措置を講じる</u> ことにより建物の閉じ込めの機能を維持する。		

No.*	設工認記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等	
10-4	1次 2次 3次 4次 5次	へ-111 へ-6、ト-8、リ-15 50、177、197、222 334、532、580、626、668、721 523、971、1796、1915、2314	核燃料物質による汚染のおそれのある部位の工事に伴って汚染の拡大のおそれがある場合は、あらかじめ設備・機器の除染を行う。また、必要に応じてグリーンハウスを設置し、局所排気装置等を使用する等して、汚染の防止を図る。	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所</p> <p>(保全計画の策定) 第62条の6 6. 担当部長は、設計及び工事の計画の策定について、次のとおり実施する。 (3)担当部長は、工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置として、補修及び改造に関わる工事においては、それぞれ第63条及び第64条に基づいて作成する(工事)作業計画に、<u>労働安全衛生法等関係法令を考慮して、保安を確保するための具体的な対策を計画する。</u>また、点検等においては、加工施設の操作に関する計画として第25条に、放射線管理に関する計画として第38条に、それぞれ基づいて策定する基準に従い保安を確保する。</p> <p>(改造) 第64条 2. 設備を所管する担当部長又は設備管理部長は、前項の改造を実施するに当たっては、<u>関係部長と協議の上、(工事)作業計画を作成し、核燃料取扱主任者が許可事項に該当する又は保安上重要と判断した改造については、核燃料安全委員会の審議を受け、所長の承認を得る。</u></p>	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所</p> <p>(基保-018「補修及び改造基準」) 4.4 保全計画の策定 4.4.3 設計及び工事計画の策定 イ) 工事計画の策定 担当部長は、補修に係る工事については第63条に、改造に係る工事については、第64条にそれぞれ規定する(工事)作業計画を作成することにより、設計時の考慮事項を適切に施工に反映する。 <u>(工事)作業計画作成は、要保-012「作業計画作成要領」に従い作成し、労働安全衛生法等関係法令を考慮して、必要な体制を整備したうえで工事を実施する。</u></p> <p>4.5 補修及び改造 B. 改造 4.5.B3 (工事)作業計画 改造を実施する担当部長又は設備管理部長は、実施に際して関係部長及び核燃料取扱主任者と協議の上、<u>(工事)作業計画を作成し、火災爆発防止その他の安全対策を講じて実施する。</u></p> <p>(要保-012「作業計画作成要領」) 2. (工事)作業計画及び保全作業計画兼作業結果確認書の目的と対象作業 2-2 対象作業、2-2-1. (工事)作業計画 (工事)作業計画の作成対象は、所管部長又は設備管理部長が、以下に該当すると判断した作業とする。 (1) <u>基保-018に定義される加工施設の改造</u> (2) 核燃料物質等を直接取り扱う非常作業 (3) 加工施設の安全機能に影響を及ぼす可能性のある非常作業 ・給排気設備の運転に影響を及ぼす可能性のある非常作業 ・盤内配線など警報監視に影響を及ぼす可能性のある非常作業 ・エア、ガス、冷却水配管など加工施設の制御に影響を及ぼす可能性のある非常作業 ・核燃料物質の閉じ込め機能に影響を及ぼす可能性のある非常作業 (4) フード内で実施する非常作業 (5) その他特別な措置を必要とする作業 3. (工事)作業計画作成要領 (工事)作業計画の作成にあたっては非常作業の注意点等について経験者の意見を参考にし、その内容を様式1-2(2)に記載すること。 3-4 (工事)作業計画の内容 以下に(工事)作業計画の主要項目について記載要領を記す。 (2) 件名・作業期間・作業場所・作業対象設備名、影響のある設備名、工事前例等について ①工事場所、対象設備、作業内容が分かる工事件名にし、工事件名の後に所管部を記載する。 ④作業場所・管理区域・作業対象設備名・影響のある設備名を記載する。 影響のある設備を確認するため、まず様式1-2(2)の⑤に、各カテゴリ、項目、着眼点に対し、<u>作業に伴い停止させる設備・機能があれば、それにより直接的に影響を受ける設備の名称を記載する。</u> (3) (工事)作業の内容 1) 様式1-2(1)を用い、①目的を明確にして作業内容を具体的に記載するとともに、②経験者の意見があれば、その内容を記載する。 作業における不具合の状態や他への影響等が解るように、関連する構造図、電気・配管等の系統図、写真等を添付し、作業手順を記載することで作業内容を明らかにすること。 2) 様式1-2(2)を用い、④の保安上の影響・その他では、臨界安全管理条件、ユーティリティ、警報の喪失等の全ての項目について要否、もしくは有無の判断を行う。 3) 様式1-2(3)「保安上の影響チェックリスト」を用いて保安への影響を判定し、その結果を(工事)作業計画回覧時に添付する。様式には、基保-012で定義される異常事象、異常事象に進展するおそれがある事象、警報の発報及びインターロック機構の作動等、社内外通報が必要となる可能性のある事象が示されている。このうち、<u>作業により発生する可能性がある「事象」を「建物・設備」ごとに選定し、作業中における警報停止等の「監視状態の変更」の有無を(A)欄で、また、当該事象発生による「他の設備への影響」の有無を(B)欄で確認して有無を記入する。監視状態の変更がある場合は、当該事象の発生及び近接の状態を監視するため、代替計量器や監視人等による適切な状態監視の手順を計画しなければならない(代替監視)。</u> <u>他の設備への影響としては、監視計器やインターロックの作動等を想定し、作業に伴う警報の計画発報の周知、施設内のクリーンアウト、インターロックのバイパス等、当該事象が発生しても保安上の問題がない状態とするための処置を計画しなければならない(影響防止)。</u>このため、(C)欄には、(A)欄に●がある場合は「代替監視」、(B)欄に●がある場合は「影響防止」と記載し、様式1-2(1)に、代替監視あるいは影響防止の具体的な手順を作業内容として記載する。</p> <p>【設工認に記載した工事実施に当たって講じる安全対策は、当該工事を行うに当たり、(工事)作業計画を作成する段階で、保安上の問題がないようにするための安全対策の計画として(工事)作業計画に盛り込んで実施する。(工事)作業計画作成において設工認申請書に記載のとおり工事の計画となっていることを確認することを要保-012「作業計画作成要領」に定める。】</p>

No.*	設工認 記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
10-5	4次 334、626	工事に伴い、気体廃棄設備の系統を停止する場合は、別の系統を稼働させることにより第1種管理区域の負圧を維持する又は保安規定に定める閉じ込めに係る措置を講じた上で気体廃棄設備を停止することにより、建物の閉じ込めの機能を維持する。気体廃棄設備を停止することにより所定の換気能力を確保できないおそれのある場合においては、放射線業務従事者に半面マスク等の保護具を着用させる。	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所</p> <p>(漏えい管理) 第34条 2. 設備管理部長は、第1種管理区域で核燃料物質等を取り扱うときは、給排気設備により第41条に定める第1種管理区域の室内の圧力を外気に対して19.6 Pa (2 mm 水柱) 以上の負圧に維持するとともに、室内の負圧を差圧計により連続的に監視する。</p> <p>(給排気設備の停止に係る措置) 第65条 設備管理部長は、計画停電等で加工施設の第1種管理区域の給排気設備を停止する場合は、各部長が以下の保安上の措置を講じていることを確認し、核燃料取扱主任者に給排気設備の停止実施前にその措置が適切であることの確認を受ける。 (1) 加工施設の通常の使用の停止 (2) 核燃料物質の適切な除去・閉じ込め (3) 給排気設備停止時の対応を定めた標準の整備・周知徹底及び対応体制の確保 2. 各部長は、給排気設備の停止実施後に第1種管理区域に人を立ち入らせる場合には、第50条に定めるところに従う。</p> <p>(被ばくの低減措置) 第50条 3. 各部長は、管理区域に立ち入る者に対し、必要に応じて放射線防護のために保護衣、保護靴等必要な保護具を着用させる。</p>	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所</p> <p>(基保-026「加工施設の操作基準（設備管理部）」) 4-8 漏えい管理 (2) 給排気設備の運転 設備管理部長は、第1種管理区域で核燃料物質等の取り扱いが行われるときは、給排気設備により第41条に定める第1種管理区域の室内の圧力を外気に対して19.6 Pa (2 mm 水柱) 以上の負圧に維持するとともに、室内の負圧を差圧計により連続的に監視する。排気設備を点検等のために停止する場合には、一部の給排気設備を運転することにより第1種管理区域の室内の圧力を負圧に保つ措置を取る。 なお、給排気設備を全停止する場合は、各部長にその旨事前に連絡し、「補修及び改造基準」（基保-018）に定められた給排気設備停止時の措置を実施する。</p> <p>(要保-148「加工施設の操作要領（設備管理部）」) 6. 設備の監視項目 - 1 気体廃棄設備（閉じ込め機能を有する設備）の監視項目 気体廃棄設備は、加工施設が操業中には常時連続自動運転されている。万一何らかの異常により気体廃棄設備が停止するなど閉じ込め機能が損なわれた場合（19.6Pa (2mmH2O) 未満の負圧）には負圧異常警報が発報する。このため、監視する項目は気体廃棄設備が運転していることを確認し、異常警報は警報集中表示盤にて確認を行う。</p> <p>(基保-018「補修及び改造基準」) 4.6 給排気設備の停止に係る措置 4.6.1 停止措置 設備管理部長は、計画停電時の施設の電気工作物の点検、又は長期休日等のため、加工施設の第1種管理区域の給排気設備を停止することができる。この場合設備管理部長は、各部長が以下の保安上の措置を講じていることを各部からの書面にて確認する。 4.6.2 加工施設の通常の使用の停止 各部長は加工施設の給排気設備停止時の安全を確保するため、所管する設備での通常の使用（生産活動）を停止する。さらに、不要な者の出入りを制限する。第1種管理区域内の点検等の保全活動に際しては、立ち入る者に半面マスクを着用させる。また、商用電源が供給されない場合であっても、放送設備、火災警報設備及びガンマ線エリアモニタの機能を確保する。 4.6.3 核燃料物質の適切な除去・閉じ込め 核燃料物質を取り扱う部署の部長は、給排気設備停止時の室内換気の停止に伴う汚染防止のため、第1種管理区域内の工程内の核燃料物質を適切に除去し、所定の容器に入れ貯蔵設備へ収納する等により適切に閉じ込める。 4.6.4 給排気設備停止時の対応を定めた標準の整備・周知徹底及び対応体制の確保 設備管理部長は給排気設備停止時の措置を実施するために必要な下記項目について要保-253「給排気停止時の措置手順」に定め、各部へ周知徹底を行い、給排気設備停止時の対応体制を確保する。 1) 給排気設備停止期間の決定、通知 2) 給排気設備停止前の処置及び処置完了の確認 3) 給排気設備の停止処置 4) 給排気設備停止中の処置 5) 給排気設備再稼働時の処置 6) 対応体制及び連絡体制 4.6.5 給排気設備の停止後の入城時の措置 各部長は、給排気設備の停止後に第1種管理区域に入城する場合は、要保-253「給排気停止時の措置手順」に定める被ばくの低減措置を講じる。</p> <p>(要保-253「給排気設備停止時の措置手順」) 3. 給排気設備停止時の措置手順 設備管理部長は、給排気設備停止を実施する場合、自部門を含め各部長が以下の保安上の処置を講じていることを書面にて確認する。また設備管理部長は核燃料取扱主任者へ確認結果を報告し、給排気設備停止実施前にその処置が適切であることの確認を受ける。 (1) 加工施設の通常の使用の停止 (2) 核燃料物質の適切な除去・閉じ込め (3) 給排気設備停止時の対応を定めた標準の整備・周知徹底及び対応体制の確保 各部長は、給排気設備の停止実施後に第1種管理区域に人を立ち入らせる場合には、保安規定第50条（被ばくの低減措置）に定めるところに従う。各部長は給排気設備停止及び復旧を実施する場合次の具体的処置を取るものとする。</p> <p>(基保-001「放射線管理基準」) 10. 被ばくの低減措置 10-4 保護具の着用(第50条第3項) 各部長は、放射線業務従事者が核燃料物質を取扱うに際し、放射性物質による身体汚染、内部被ばくの防護のために専用の手袋、作業衣、帽子、マスク、作業靴等の保護具を作業標準、工事作業計画または作業条件指示書により着用させる。</p>
	5次 523、971、1796、1915、2314			
10-6	4次 35、1119	第1種管理区域の室内の負圧は気体廃棄設備の差圧計によって監視し、負圧が維持できない場合は警報を発する設計とする。	<p>(漏えい管理) 第34条 2. 設備管理部長は、第1種管理区域で核燃料物質等を取り扱うときは、給排気設備により第41条に定める第1種管理区域の室内の圧力を外気に対して19.6 Pa (2 mm 水柱) 以上の負圧に維持するとともに、室内の負圧を差圧計により連続的に監視する。</p>	<p>(基保-026「加工施設の操作基準（設備管理部）」) 4-8 漏えい管理 (2) 給排気設備の運転 設備管理部長は、第1種管理区域で核燃料物質等の取り扱いが行われるときは、給排気設備により第41条に定める第1種管理区域の室内の圧力を外気に対して19.6 Pa (2 mm 水柱) 以上の負圧に維持するとともに、室内の負圧を差圧計により連続的に監視する。</p> <p>(要保-148「加工施設の操作要領（設備管理部）」) 6. 設備の監視項目 - 1 気体廃棄設備（閉じ込め機能を有する設備）の監視項目 気体廃棄設備は、加工施設が操業中には常時連続自動運転されている。万一何らかの異常により気体廃棄設備が停止するなど閉じ込め機能が損なわれた場合（19.6Pa (2mmH2O) 未満の負圧）には負圧異常警報が発報する。このため、監視する項目は気体廃棄設備が運転していることを確認し、異常警報は警報集中表示盤にて確認を行う。</p>
	5次 225 217、1016、1029、1040、1050、1200	第1種管理区域の室は、気体廃棄設備により室内の圧力を外気に対して19.6 Pa (2 mm 水柱) 以上の負圧に維持する。		

(*) 本欄に記載のNo. n-mは、nは加工施設の技術基準に関する規則第n条に係る記載である旨を示し、mは通し番号を示す。

No.*	設工認 記載箇所		設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
10-7	4次 5次	1130 1020、1032、 1043、1053、 1181、1203、 2995	第1種管理区域の室は、空気中の放射性物質濃度が線量告示に定める値を十分下回るよう気体廃棄設備の排風機により平均6回/時以上の換気を行う。	（漏えい管理） 第34条 3. 設備管理部長は、第1種管理区域内の部屋は、給排気設備により平均6回/時以上の換気を行い、空気中の放射性物質濃度が「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」（原子力規制委員会告示第8号）（以下「線量告示」という。）第6条に定める放射線業務従事者に係る濃度限度以下となるよう管理する。	（基保-026「加工施設の操作基準（設備管理部）」） 4-8 漏えい管理 （3）換気 設備管理部長は、第1種管理区域内の部屋は、給排気設備により平均6回/時以上の換気を行い、空気中の放射性物質濃度が「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」（原子力規制委員会告示第8号）（以下「線量告示」という。）第6条に定める放射線業務従事者に係る濃度限度以下となるよう管理する。
10-8	5次	75、83、 87、90、 94、97、 101、162、 1016、1029、 1050、1200、 1250、1257、 1259、1261、 1263、1265、 1269、1271、 1274、1983、 1985、1987、 1998、2002、 2005、2008、 2011、2014、 2845	ウラン粉末等の取扱い時に開閉する開口部を有しない設備・機器に対しては閉じ式フード内部を室内に対して9.8 Pa以上の負圧とし、ウラン粉末等の取扱い時に開閉する開口部を有する設備・機器に対しては開口部の風速を0.5 m/秒以上とする。	（漏えい管理） 第34条 4. 各部長は、第1種管理区域内で核燃料物質等が飛散するおそれのあるプレス、粉末混合機等の設備・機器及び固体廃棄物処理設備は、閉じ式フード等の内部を排気することにより、その内部を室内に対して9.8 Pa（1 mm 水柱）以上の負圧とする。核燃料物質等の取扱い時に開閉する開口部を有しない設備・機器に対してはフード内部の負圧を差圧計で確認し、核燃料物質等の取扱い時に開閉する開口部を有する設備・機器に対してはその開口部の風速が0.5 m/秒以上となるように開口部の風速を定期的に測定、点検して管理する。	（基保-003「加工施設の操作基準（燃料製造部）」） 4-9 漏えい管理 （3）閉じ込めの機能の確認 燃料製造部長は、第1種管理区域内で核燃料物質等が飛散するおそれのあるプレス、粉末混合機等の設備・機器及び固体廃棄物処理設備は、閉じ式フード等の内部を排気することにより、その内部を室内に対して9.8 Pa（1 mm 水柱）以上の負圧とする。核燃料物質等の取扱い時に開閉する開口部を有しない設備・機器に対してはフード内部の負圧を差圧計で確認し、核燃料物質等の取扱い時に開閉する開口部を有する設備・機器に対してはその開口部の風速が0.5 m/秒以上となるように開口部の風速を定期的に測定、点検して管理する。 【OP-GL-GL-2557「燃料製造部操作記録作成要領（第2-1混合室）」、OP-GL-GL-2560「燃料製造部操作記録作成要領（第2-2ベレット室）」、OP-GL-GL-2561「燃料製造部操作記録作成要領（第2-1燃料棒加工室）」で負圧9.8Pa以上の確認を日々行うことを定める。また、OP-KP-TJ-3334「定期事業者検査要領 気体廃棄設備No.1：3階系統（系統VI）の設備内風速・負圧の確認検査」、OP-KP-TJ-3335「定期事業者検査要領 気体廃棄設備No.1：K6ベレット室系統（系統VII）の設備内風速・負圧の確認検査」で開口部の風速（0.5m/秒以上）を年1回点検する方法を定める。】 （基保-032「加工施設の操作基準（品質保証部）」） 4-9 漏えい管理 （3）閉じ込め機能の確認 品質保証部長は、第1種管理区域内で核燃料物質等が飛散するおそれのある粉末取扱いフード等の設備・機器は、閉じ式フード等の内部を排気することにより、その内部を室内に対して9.8 Pa（1 mm 水柱）以上の負圧とする。核燃料物質等の取扱い時に開閉する開口部を有しない設備・機器に対してはフード内部の負圧を差圧計で確認し、核燃料物質等の取扱い時に開閉する開口部を有する設備・機器に対してはその開口部の風速が0.5 m/秒以上となるように開口部の風速を定期的に測定、点検して管理する。 【OP-GL-GL-2530「加工施設の操作に係わる記録手順（品質保証部）」で負圧9.8Pa以上の確認を日々行うことを定める。また、OP-KP-TJ-3301「定期事業者検査 第2分析室 設備内風速・負圧の確認検査」で開口部の風速（0.5m/秒以上）を年1回点検する方法を定める。】
10-9	3次 4次 5次	17、19、 20、23、 24、50、 52、53、 71、72、 128、433、 497 27、330、 331、598、 623、1080 216、797、 852、1175、 1283、1300、 1533、1539、 1735、2847	線量告示に基づき1.3 mSv/3月間を超えるおそれのある場所を管理区域として設定し、管理区域は、ウランを密封して取り扱い又は貯蔵し、汚染の発生するおそれのない区域（第2種管理区域）とそうでない区域（第1種管理区域）とに区分して保安規定に定めて管理する。管理区域区分を図に示す。	（管理区域） 第40条 線量告示第1条に定める管理区域に係る値を超えるおそれのある場所として、管理区域は、別図2-（2）から別図2-（6）に示す区域とする。 （管理区域の区分） 第41条 前条の管理区域は、次の各号に基づき別図2-（2）から別図2-（6）に示すとおり区分する。 (1)放射性物質を密封して取り扱い又は貯蔵し、汚染の発生のおそれのない区域：（第2種管理区域） (2)汚染のおそれのない区域以外の区域：（第1種管理区域） 別図2-（2） 管理区域、保全区域及び周辺監視区域図 （16番の部屋撤去。） （第1加工棟北面を変更。） 別図2-（3） 第2加工棟の管理区域及び保全区域図 別図2-（4） 第1加工棟の管理区域及び保全区域図 （第1加工棟の南西側の旧前室を管理区域から除外。） 別図2-（5） 第1廃棄物貯蔵棟の管理区域及び保全区域図 別図2-（6） 第3廃棄物貯蔵棟及び第5廃棄物貯蔵棟の管理区域図	（基保-001「放射線管理基準」） 1. 管理区域 1-2 管理区域 恒設の管理区域を、図1に示す。また、管理区域の概念図を図2に示す。 【下部規定内で南西側の旧前室を管理区域から除外し、第1-2資材保管室を削除し、第1加工棟北面を変更する。】

（*）本欄に記載のNo. n-mは、nは加工施設の技術基準に関する規則第n条に係る記載である旨を示し、mは通し番号を示す。

No.*	設工認 記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
10-10	4次 334、532、580、626、668、721	密封された核燃料物質等を一時的に非管理区域に移動させる場合等、「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」（原子力規制委員会告示第8号）第1条に定める管理区域に係る値を超えるおそれのある場所が生じた場合には、保安規定に基づき 一時的な管理区域を設定する 。 管理区域の解除を行う場合には、 汚染がないことを確認する 。	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所</p> <p>（管理区域） 第40条 線量告示第1条に定める管理区域に係る値を超えるおそれのある場所として、管理区域は、別図2-（2）から別図2-（6）に示す区域とする。</p> <p>2. 環境安全部長は、第1項以外の場所であって線量告示第1条に定める管理区域に係る値を超えるか又はを超えるおそれのある場所が生じた場合は、一時的な管理区域として設定する。</p> <p>3. 環境安全部長は、第2項の管理区域の解除を行う場合には、線量告示第1条に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。</p> <p>5. 環境安全部長は、第1項に示す場所であって、次の各号を全て満たす場合には、一時的に管理区域を解除することができる。</p> <p>(1) 管理区域を解除する場所が部屋単位であること。 (2) 部屋の排気設備の閉鎖、隣接する管理区域への扉の施錠等により、隣接する管理区域から汚染が拡大しないように対策を講じること。 (3) 必要に応じて除染作業を行い、室内の壁、床等の表面の放射性物質の密度（以下「表面密度」という。）及び空気中の放射性物質の濃度が線量告示第1条に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認すること。 (4) 必要に応じて遮蔽等の措置を講じ、外部放射線に係る線量が線量告示第1条に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認すること。</p>	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所</p> <p>（基保-001「放射線管理基準」） 1. 管理区域 1-3 一時的な管理区域の設定・解除(第40条第2項、第3項、第4項、第6項) 1-3-1 一時的な管理区域の設定 (1) 担当部長は、第40条第1項以外の場所で輸送物の一時保管、事故発生または加工の事業の（変更）許可申請、設計及び工事の方法の認可の申請に係る作業により1-2の管理区域を設定、変更、解除する必要がある場合は、環境安全部長と協議し設定前の環境測定を口頭依頼すると共に「一時的な管理区域<設定/解除>申請書」を作成する。 (2) 作成に当たっては、一時的な管理区域の設定範囲、予定期間を記載し、環境安全部長から設定前の環境測定結果及び管理区域境界の推定線量当量率を入手する。 (3) 担当部長は、当該区域を区画、標識設置する位置を明記した申請書について核燃料取扱主任者の審査を受け、環境安全部長の承認を得る。 (4) 環境安全部長は、承認に当たっては、一時的な管理区域の設定範囲、予定期間を記載し、環境安全部長から設定前の環境測定結果及び管理区域境界は管理区域を壁、さく等の区画物によって区画するほか、管理区域である旨を示す標識を設ける位置を申請書で確認する。 (5) 環境安全部長は、申請書を承認後所長にこの旨を報告する。 (6) 担当部長は、当該区域を区画、標識設置をする。また、管理区域の設定の旨を放送で事業所内に周知し、各部長へ承認された申請書の写しの配布を行うとともに現場に掲示する。 (7) 担当部長は、一時的な管理区域に作業者を立入らせる場合は、「管理区域立入記録（放射線業務従事者）」に必要事項を記入させる。</p> <p>1-3-3 一時的な管理区域の解除 (1) 担当部長は、1-3-1で設定した一時的な管理区域内での作業が完了し設定を解除する場合は、環境安全部長に解除時の環境測定を口頭依頼する。 (2) 環境安全部長は、上記(1)の測定結果により「線量告示第1条」に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認し担当部長に測定結果を送付する。 (3) 担当部長は、上記(2)の測定結果を入手した後「一時的な管理区域<設定/解除>申請書」を作成する。 (4) 担当部長は、1-3-1で設定前の管理区域の区画及び標識に復帰し申請書に核燃料取扱主任者の審査を受け、環境安全部長の承認を得る。 (5) 環境安全部長は承認に当たっては、1-3-1の設定前の管理区域の区画及び標識に復帰されていることを申請書で確認する。 (6) 環境安全部長は、申請書を承認後所長にこの旨を報告する。 (7) 担当部長は、一時的な管理区域の解除の旨を放送で事業所内に周知し、申請書を環境安全部に提出する。 (8) 環境安全部長は、各部長へ申請書の写しを配布する。</p> <p>1-4 管理区域の一時的な解除・復帰(第40条第5項、第4項、第6項) 管理区域を一時的に解除する場合は、以下の社内手続きを実施する。 1-4-1 管理区域の一時的な解除 (1) 担当部長は、第40条第1項の管理区域で一時的に管理区域を解除する場合は、第40条5項の要件を満たすことを確認の上、「管理区域<変更/解除>申請書」を作成する。 (2) 担当部長は、管理区域の一時的な解除を行う区域の区画を解除し、標識を覆うとともに新たな管理区域境界を壁、さく等の区画物によって区画するほか、管理区域である旨を示す標識を設置する位置を明記した申請書に核燃料取扱主任者の審査を受け、環境安全部長の承認を得る。 (3) 環境安全部長は、承認に当たっては管理区域の一時的な解除、標識の覆い、新たな管理区域境界の区画及び管理区域である旨を示す標識を設ける位置を申請書で確認する。 (4) 環境安全部長は、申請書を承認後所長にこの旨を報告する。 (5) 担当部長は、管理区域の一時的な解除、標識の覆い、新たな管理区域境界の区画及び管理区域である旨を示す標識を設置する。また、管理区域の一時的な解除の旨を放送で事業所内に周知し、各部長へ承認された申請書の写しの配布を行うとともに現場に掲示する。</p>
	5次 523、711、782、971、1796、1915、2314			<p>（要保-092「一時的な管理区域設定・管理区域変更要領」） 5-1一時的な管理区域の設定前に実施する事項 環管G長は、設定しようとする一時的な管理区域に係る線量当量率等を作業内容（取り扱う核燃料物質等の量や配置状況等）、区画、放射線管理測定データ等から推定し、以下の要件を満足することを要する。 （一時的な第1種管理区域を設定する場合） 一時的な管理区域境界：・線量当量率が2μSv/hを超えないこと。（区域境界） （一時的な第2種管理区域を設定する場合） 一時的な管理区域内及び区域境界：・線量当量率が2μSv/hを超えないこと。（区域境界）・空气中濃度、表面密度がそれぞれ限度値の10分の1以下であること。（区域内） 5-2管理区域の一時的な解除・区分変更前に実施する事項 環管G長は、一時的に管理区域の解除を行おうとする区域又は一時的に第1種管理区域から第2種管理区域に区分を変更しようとする区域に係る線量当量率等が以下の要件を満足することを放管データにより確認する。 （一時的に管理区域の解除を行う場合） 管理区域の一時的な解除を行う区域内及び区域境界：・線量当量率が2μSv/hを超えないこと。（区域内、区域境界）・空气中濃度、表面密度がそれぞれ限度値の10分の1以下であること。（区域内） （一時的に管理区域の区分変更を行う場合） 管理区域の一時的な区分変更を行う区域内：・空气中濃度、表面密度がそれぞれの限度値の10分の1以下であること</p>

(*) 本欄に記載のNo. n-mは、nは加工施設の技術基準に関する規則第n条に係る記載である旨を示し、mは通し番号を示す。

No.*	設工認記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
<p>第十一条 (火災等による損傷の防止) 関係</p>				
11-1	<p>1次 ヘ-112</p> <p>2次 ヘ-7、ト-9、リ-16</p> <p>3次 51、178、195、223</p> <p>4次 335、534、581、629、668、723</p> <p>5次 522、710、781、970、1794、1914、2310</p>	<p>工事に当たって、火気作業（溶接、溶断、火花を発生する工具等の使用）を行う場合は、火災防護計画に基づき、作業場所周辺の可燃物の隔離又は不燃材料による養生等の処置を講じるとともに作業場所に消火器を常備する等の防火対策を実施する。また必要に応じて、工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための機材を仮設する。作業エリア外への延焼防止の観点から、作業エリア周辺に可燃物及び危険物が無いことを確認する。また、周辺の設備を不燃材シート等により養生する。火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。</p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所</p> <p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の3 関係）</p> <p>1. 設計想定事象の発生時（内部火災） 手順書の整備</p> <p>1 環境安全部長は、火災防護、消火活動に係る体制の整備等に関し、火災防護計画を策定し、火災の発生防止、火災の感知及び報知、消火並びに火災の影響軽減を実施するために必要な手順、機器及び体制を定める。</p> <p>2 燃料製造部長、設備管理部長、環境安全部長及び品質保証部長は、加工施設の建物に可燃物を持ち込む場合は、設備・機器の操作、保守に必要なもののみを持ち込み、使用する分を除き金属製容器に収納する管理を行う。</p>	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所</p> <p>（基保-039「設計想定事象等対処活動基準」）</p> <p>6. 火災等発生時（内部火災）</p> <p>(4) 手順書の整備</p> <p>1 環境安全部長は、火災の発生を消防吏員に確実に通報するために、あらかじめ通報手順を定めるとともに、消防吏員が到着するまでに行う活動手順を定める。また、火災防護、消火活動に係る体制の整備等に関し、火災防護計画を策定し、火災の発生防止、火災の感知及び報知、消火並びに火災の影響軽減を実施するために必要な手順、機器及び体制を定める。</p> <p>2 燃料製造部長、設備管理部長、環境安全部長及び品質保証部長は、加工施設の建物に可燃物を持ち込む場合は、設備・機器の操作、保守に必要なもののみを持ち込み、使用する分を除き金属製容器に収納する管理を行う。</p> <p>（要保-364「火災防護計画」）</p> <p>3. 加工施設の設計及び工事の方法並びに保全に関する火災防護の措置</p> <p>(4) 加工施設内の可燃物及び発火源の管理</p> <p>1) 可燃物の管理に関する一般事項</p> <p>加工施設に持ち込む可燃物について、以下に示す管理を行う。</p> <p>① 加工施設内で常設して使用する物品及び資材等は、視認性の確保や製品保護などのためにやむを得ない場合を除いて、原則として不燃性材料を用いたもののみとする。</p> <p>② 加工施設内の工事、設備・機器の操作、保守に使用する可燃性、難燃性の物品及び資材等を加工施設に持ち込む場合は必要量のみとし、直近に使用する分を除き、廃棄物の仕掛品も含めて金属製容器に収納する。工事に伴う仮設機器等、使用していない間の金属製容器への収納が困難な可燃物については、防炎シートで養生するなどの延焼防止の措置を講じるか又は別途、(工事)作業計画等で定めた防火上の措置を講じる。</p> <p>また、粉塵、ヒュームが発生する工事については、(工事)作業計画等の検討結果に基づき、その発生する粉塵、ヒュームを処理するための機材を仮設する。</p> <p>③ 空気混入を防止するために火炎を生じる連続焼結炉の出入口、排気口にはおいては、特に可燃物を配置しない管理を徹底する。</p>
11-2	<p>3次 20、50、53、126、428、459、467、503、672、679</p> <p>4次 18、20、32、165、166、167、168、169、334、336、344、345、346、927、950、951、952、953、954、1005、1006、1007、1008、1009、1010、1011、1012、1013、1014、1091</p> <p>5次 53、210、221、797、1284、3077</p>	<p>建築基準法施行令第百十二条に基づく防火区画を火災区域として設定する。また、火災区域境界と同一の境界を持つ火災防護上の火災区画を設定する。ただし、火災区域内に第1種管理区域とそれ以外の区域を含む場合は、第1種管理区域の境界に耐火性を有する壁を設け、第1種管理区域とそれ以外の区域を別の火災区画に設定する。</p>	<p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の3 関係）</p> <p>1. 設計想定事象の発生時（内部火災） 手順書の整備</p> <p>4 設備管理部長は、加工施設の建物内で火災が発生した場合、建物内の火災の延焼を防止するため、建物内の耐火壁によって囲まれ、他の区域と分離した火災防護上の区画として火災区域を設定する。さらに、核燃料物質等の性状、取扱量等を考慮して火災区域を細分化して、火災防護上の区画として火災区画を設定することにより、当該火災区画外への延焼を防止する。</p>	<p>（基保-039「設計想定事象等対処活動基準」）</p> <p>6. 火災等発生時（内部火災）</p> <p>(4) 手順書の整備</p> <p>4 設備管理部長は、加工施設の建物内で火災が発生した場合、建物内の火災の延焼を防止するため、建物内の耐火壁によって囲まれ、他の区域と分離した火災防護上の区画として火災区域を設定する。さらに、核燃料物質等の性状、取扱量等を考慮して火災区域を細分化して、火災防護上の区画として火災区画を設定することにより、当該火災区画外への延焼を防止する。</p> <p>（要保-364「火災防護計画」）</p> <p>(2) 火災区域及び火災区画</p> <p>1) 火災区域</p> <p>当事業所の加工施設には、建物内の火災の延焼を防止するため、建物内の耐火壁、耐火性を有する扉、防火ダンパ等によって囲まれ、他の区域と分離した火災防護上の区域を設定する。建築基準法に基づく防火区画を有する建物はこれを火災区域とし、防火区画がない建物については、建物全体を火災区域とする。</p> <p>2) 火災区画</p> <p>当事業所の加工施設においては、同一の火災区域内に第1種管理区域とそれ以外の区域（第2種管理区域）が存在する火災区域については、第1種管理区域の境界間仕切り壁及び境界扉に防火性能を追加し、第1種管理区域とそれ以外の区域を別の火災区画とする。それ以外の火災区域については、境界の耐火壁のほか火災区域内をさらに細分化できる耐火性能を有する障壁等を設けないため、火災区画境界は火災区域境界と同一とする。当事業所の加工施設に設ける火災区画及びこれに対する火災防護措置を表に示す。</p>
11-3	<p>3次 500</p> <p>4次 1086、1087</p> <p>5次 2868</p>	<p>消火器は消防法に基づく法令点検で使用期限を確認し、使用期限が近付いているものは更新し、劣化等による破損を防止する管理を行うとともに消火器には安全栓を設け、封印を施すことで誤操作を防止する構造のものを用いることを保安規定に定める。</p>	<p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の3 関係）</p> <p>1. 設計想定事象の発生時（内部火災） 資機材の配備</p> <p>7 設備管理部長は、消火器には安全栓を設け、封印を施すことで誤操作を防止する。</p> <p>1. 設計想定事象の発生時（内部火災） 手順書の整備</p> <p>8 設備管理部長は、消防法に基づく法令点検で消火器の使用期限を確認し、使用期限が近付いているものは更新し、劣化等による破損を防止する管理を行う。</p>	<p>（基保-039「設計想定事象等対処活動基準」）</p> <p>6. 火災等発生時（内部火災）</p> <p>(3) 必要な電源その他資機材の配備</p> <p>7 設備管理部長は、消火器には安全栓を設け、封印を施すことで誤操作を防止する。</p> <p>(4) 手順書の整備</p> <p>8 設備管理部長は、消防法に基づく法令点検で消火器の使用期限を確認し、使用期限が近付いているものは更新し、劣化等による破損を防止する管理を行う。</p> <p>（要保-364「火災防護計画」）</p> <p>3. 加工施設の設計及び工事の方法並びに保全に関する火災防護の措置</p> <p>(5) 火災の感知及び消火に係る設備の保守管理</p> <p>2) 消火設備</p> <p>加工施設の建物には、迅速な初期消火を行うための消火設備を設ける。</p> <p>③ 加工施設には、設置場所で想定される火災に対応した種類の消火器を、消防法に定められた能力単位に対して余裕を持った数量配置する。消火器には、安全栓を設け、封印を施すことで誤操作を防止する。</p> <p>消火設備は、消防法に基づき設置し、また、消防法の規定に基づき、有資格者による機器点検（6カ月に1回）及び総点検（1年に1回）を行い、3年ごとに点検記録を所轄消防に提出する。</p> <p>消火設備について、故障により使用できないことが点検時等に判明した場合には、直ちに補修し、使用できる状態に復旧する。]</p>
11-4	<p>3次 24、136、429、500、680、681</p> <p>4次 28、1088</p> <p>5次 2869</p>	<p>第1加工棟に設置する屋外消火栓による消火活動が円滑に行えるよう、建物外から第1加工棟の各室へのアクセスルートを2つ以上確保する。</p> <p>第2加工棟に設置する屋内消火栓による消火活動が円滑に行えるよう、建物外から第2加工棟へのアクセスルート及び屋内消火栓から各室へのアクセスルートを2つ以上確保する。</p>	<p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の3 関係）</p> <p>1. 設計想定事象の発生時（内部火災） 資機材の配備</p> <p>14 設備管理部長は、第1加工棟に設置する屋外消火栓による消火活動が円滑に行えるよう、建物外から第1加工棟の各室へのアクセスルートを2つ以上確保する。また、第2加工棟に設置する屋内消火栓による消火活動が円滑に行えるよう、建物外から第2加工棟の屋内消火栓へのアクセスルート及び屋内消火栓から各室へのアクセスルートを2つ以上確保する。</p>	<p>（基保-039「設計想定事象等対処活動基準」）</p> <p>1.4. その他の設計想定事象等</p> <p>(3) 必要な電源その他資機材の配備</p> <p>14 設備管理部長は、第1加工棟に設置する屋外消火栓による消火活動が円滑に行えるよう、建物外から第1加工棟の各室へのアクセスルートを2つ以上確保する。また、第2加工棟に設置する屋内消火栓による消火活動が円滑に行えるよう、建物外から第2加工棟の屋内消火栓へのアクセスルート及び屋内消火栓から各室へのアクセスルートを2つ以上確保する。</p> <p>（要保-299「消火活動要領」）</p> <p>5. 消火活動の対応</p> <p>5.2消火活動における共通的に注意事項</p> <p>イ. 進入経路</p> <p>消火活動のための加工施設等へのアクセスルートを図1、図2に定める。</p>

(*) 本欄に記載のNo. n-mは、nは加工施設の技術基準に関する規則第n条に係る記載である旨を示し、mは通し番号を示す。

No. *	設工認 記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
11-5	5次 1176、2869	緊急設備 避難通路を、消火活動のための火災源に近づくことができるアクセスルートとすることにより、消火設備 消火器を使用した手動による初期消火活動を行う。	<p>添付 1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の3 関係）</p> <p>1. 設計想定事象の発生時（内部火災） 資機材の配備</p> <p>15 設備管理部長は、第1廃棄物貯蔵棟において、消火器を使用した初期消火活動を行えるよう、避難通路を消火活動のための火災源に近づくことができるアクセスルートとする。</p>	<p>（基保-039「設計想定事象等対処活動基準」）</p> <p>6. 火災等発生時（内部火災）</p> <p>（3）必要な電源その他資機材の配備</p> <p>15 設備管理部長は、第1廃棄物貯蔵棟において、消火器を使用した初期消火活動を行えるよう、避難通路を消火活動のための火災源に近づくことができるアクセスルートとする。</p> <p>（要保-299「消火活動要領」）</p> <p>5. 消火活動の対応</p> <p>5.2消火活動における共通的に注意事項</p> <p>イ. 進入経路</p> <p>消火活動のための加工施設等へのアクセスルートを図1、図2に定める。</p>
11-6	4次 5次 218、1284	早期に火災を検知し報知するために、消防法施行令第21条、消防法施行規則第23条、消防法施行規則第24条に基づき、火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）、火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）を設置する。	<p>添付 1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の3 関係）</p> <p>1. 設計想定事象の発生時（内部火災） 資機材の配備</p> <p>2 設備管理部長は、加工施設の建物に設置する火災感知設備である自動火災報知設備を、消防法に基づき設置する。消防法の規定に基づき、有資格者による機器点検（6カ月に1回）及び総合点検（1年に1回）を行い、3年ごとに点検記録を所轄消防に提出する。</p>	<p>（基保-039「設計想定事象等対処活動基準」）</p> <p>6. 火災等発生時（内部火災）</p> <p>（3）必要な電源その他資機材の配備</p> <p>2 設備管理部長は、加工施設の建物に設置する火災感知設備である自動火災報知設備を、消防法に基づき設置する。消防法の規定に基づき、有資格者による機器点検（6カ月に1回）及び総合点検（1年に1回）を行い、3年ごとに点検記録を所轄消防に提出する。</p> <p>（要保-364「火災防護計画」）</p> <p>3. 加工施設の設計及び工事の方法並びに保全に関する火災防護の措置</p> <p>（5）火災の感知及び消火に係る設備の保守管理</p> <p>1) 火災感知設備</p> <p>加工施設の建物には、火災を早期に感知し報知するための火災感知設備（自動火災報知設備）を設ける。</p> <p>火災感知設備は、消防法に基づき設置し、また、消防法の規定に基づき、有資格者による機器点検（6カ月に1回）及び総合点検（1年に1回）を行い、3年ごとに点検記録を所轄消防に提出する。</p> <p>火災感知設備について、故障により使用できないことが点検時等に判明した場合には、直ちに補修し、使用できる状態に復旧する。</p>
11-7	4次 1095	廃油が発火したとしても第5廃棄物貯蔵棟内に延焼するおそれがないようにするために、保管廃棄設備 廃棄物保管区域では、不燃性材料である鉄製の受け皿付きスキッドを用いる管理を行う。	<p>添付 1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の3 関係）</p> <p>1. 設計想定事象の発生時（内部火災） 手順書の整備</p> <p>15 燃料製造部長は、第1種管理区域内で発生する使用済みの廃油を第5廃棄物貯蔵棟（消防法に基づく耐火性を有する危険物屋内貯蔵所）に保管する。保管に当たっては、汚染の広がりや防止するとともに廃油が発火したとしても第5廃棄物貯蔵棟内に延焼するおそれがないよう、液体が漏れ又はこぼれにくく、かつ浸透しにくい金属製容器（液体用ドラム缶）に廃油を収納し、不燃性材料である鉄製の受け皿付きスキッドを用いる管理を行う。</p>	<p>（基保-039「設計想定事象等対処活動基準」）</p> <p>6. 火災等発生時（内部火災）</p> <p>（4）手順書の整備</p> <p>15 燃料製造部長は、第1種管理区域内で発生する使用済みの廃油を第5廃棄物貯蔵棟（消防法に基づく耐火性を有する危険物屋内貯蔵所）に保管する。保管に当たっては、汚染の広がりや防止するとともに廃油が発火したとしても第5廃棄物貯蔵棟内に延焼するおそれがないよう、液体が漏れ又はこぼれにくく、かつ浸透しにくい金属製容器（液体用ドラム缶）に廃油を収納し、不燃性材料である鉄製の受け皿付きスキッドを用いる管理を行う。</p> <p>（要保-006「放射性廃棄物保管要領」）</p> <p>2-3 ドラム缶</p> <p>2-3-2 各保管場所の床許容荷重に基づくドラム缶の制限重量</p> <p>・ドラム缶の保管に使用するパレット等の仕様（参考）を第6表に示す。</p> <p>第6表 保管に使用するパレット等の仕様</p> <p>注：第5廃棄物貯蔵棟で使用する受け皿付きスキッドは、200 L以上の容積を有するものであること、不燃性材料である鉄製とすること。</p> <p>【第5廃棄物貯蔵棟が消防法に基づく耐火性を有している件は、設工認対象として設計している】</p>
11-8	4次 5次 1017、1051、1178、1201、2883	可燃性ガスを取り扱う設備・機器を設置する第1種管理区域の室は、可燃性ガス漏えい時に室内に滞留しないよう、気体廃棄設備の排風機により平均6回/時以上の換気を行う。	<p>添付 1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の3 関係）</p> <p>1. 設計想定事象の発生時（内部火災） 手順書の整備</p> <p>27 燃料製造部長は、可燃性ガス漏えい時に工程室内に滞留しないよう、気体廃棄設備の排風機により平均6回/時以上の換気を行う第1種管理区域において可燃性ガスを取り扱う設備・機器を使用する。</p>	<p>（基保-039「設計想定事象等対処活動基準」）</p> <p>6. 火災等発生時（内部火災）</p> <p>（4）手順書の整備</p> <p>27 燃料製造部長は、可燃性ガス漏えい時に工程室内に滞留しないよう、気体廃棄設備の排風機により平均6回/時以上の換気を行う第1種管理区域において可燃性ガスを取り扱う設備・機器を使用する。</p> <p>【要保-107「加工施設の操作要領（燃料製造部）」及び要保-173「加工施設の操作要領（第2開発室）17」に可燃性ガスを取り扱う設備・機器を使用するときには換気が行われていることを確認する方法を定める。】</p>
11-9	5次 131	震度5弱相当の地震が発生した際に緊急遮断弁の自動閉止に加えて更に緊急遮断弁のガス供給側にある手動閉止弁を閉止する措置を講じる。	<p>添付 1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の3 関係）</p> <p>1. 設計想定事象の発生時（内部火災） 手順書の整備</p> <p>17 設備管理部長は、所内地震計で震度5弱以上の地震が発生した場合は、アンモニア分解ガス又はプロパンガスの緊急遮断弁の自動閉止に加え、更に緊急遮断弁のガス供給側にある手動閉止弁を閉止する。</p>	<p>（基保-039「設計想定事象等対処活動基準」）</p> <p>6. 火災等発生時（内部火災）</p> <p>（4）手順書の整備</p> <p>17 設備管理部長は、所内地震計で震度5弱以上の地震が発生した場合は、アンモニア分解ガス又はプロパンガスの緊急遮断弁の自動閉止に加え、更に緊急遮断弁のガス供給側にある手動閉止弁を閉止する。</p> <p>（要保-355「加工設備本体及び気体廃棄設備の停止の措置要領」）</p> <p>表1 停止の措置の手順（火災等発生時、内部止水発生時、自然現象発生時の措置）（内部火災、設備管理部）</p> <p>1. 所内地震計で震度5弱以上の地震が発生した場合は、アンモニア分解ガス又はプロパンガスの緊急遮断弁の自動閉止に加え、更に緊急遮断弁のガス供給側にある手動バルブを閉止する。</p> <p>ーアンモニアガス（分解ガス）手動閉止弁（A）（B'）（C）を閉止する。</p>

（*）本欄に記載のNo. n-mは、nは加工施設の技術基準に関する規則第n条に係る記載である旨を示し、mは通し番号を示す。

No.*	設工認 記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
11-10	5次 2046	<p>第2 開発室の緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器（水素ガス）は、燃料開発設備 加熱炉及び燃料開発設備 小型雰囲気可変炉に設置し、極少量の水素ガス等を使用する許認可対象外設備に対しても兼用することとしていたが、小型雰囲気可変炉の配置変更により水素ガスを取り扱う設備の配置範囲が広がったため、設備・機器それぞれに可燃性ガス漏えい検知器（水素ガス）を設けることとした。</p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所</p> <p>（火災及び爆発の防止） 第35条 2. 燃料製造部長は、別表5に定める可燃性ガスを取り扱う設備を操作する場合は、<u>可燃性ガス漏えい検知器</u>を作動させる。</p> <p>別表5 火災及び爆発の防止のための措置（第35条関係） 2. 可燃性ガスの爆発防止（第35条第2項関係） <u>可燃性ガス漏えい検知器</u>を設置する設備 燃料開発設備 加熱炉 燃料開発設備 小型雰囲気可変炉</p>	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所</p> <p>（基保-039「設計想定事象等対処活動基準」） 4-10 火災及び爆発の防止 （2）可燃性ガスを取り扱う設備 ① 可燃性ガスを取り扱う設備は以下に示すものである。 (a) 連続焼結炉 No.1 第2-1ベレット室に設置 (b) 連続焼結炉 No.2-1 第2-2ベレット室に設置 (c) 燃料開発設備 加熱炉、燃料開発設備 小型雰囲気可変炉 第2開発室に設置 (d) 焼却設備 焼却炉 W1廃棄物処理室に設置 可燃性ガスとしては、水素ガスとプロパンガス、都市ガスが対応する。 ② 燃料製造部長は、①に示す可燃性ガスを取り扱う設備を操作する場合は、当該設備が設置されている室内の<u>可燃性ガス漏えい検知器</u>が作動していることを確認する。</p> <p>（要保-107「加工施設の操作要領（燃料製造部）」） 21. 可燃性ガス検知器作動の確認 可燃性ガスを取り扱う設備は、第2-1ベレット室、第2-2ベレット室の連続焼結炉。可燃性ガスとは、水素ガスとプロパンガスを指す。 (1) 可燃性ガス検知器は、可燃性ガスを取り扱う設備の運転開始前には作動させ、作動の停止はその設備の運転停止後に行うこと。 (2) 可燃性ガス検知器作動は、4項の監視する項目の中に入れて確認すること。5項で記したように、「設備の運転開始前に確認すべき事項」と同じにしてもよい。 (3) 必要に応じて、5項の「運転中に操作するのに必要な確認すべき事項」の中に入れて確認すること。</p> <p>（要保-173「加工施設の操作要領（第2開発室）」） 18. 可燃性ガス検知器作動の確認 第2開発室で可燃性ガスを取り扱う設備は、小型雰囲気可変炉、加熱炉、熱伝導度測定装置、融点測定装置、熱分析装置である。可燃性ガスとは、水素ガスとプロパンガスを指す。 (1) 可燃性ガス検知器は、可燃性ガスを取り扱う設備の運転開始前には作動させ、作動の停止はその設備の運転停止後に行う。もしくは連続運転とし、運転前に監視を行う。 (2) 可燃性ガス検知器作動は、4項の監視する項目の中に入れて確認する。5項で記したように、「設備の運転開始前に確認すべき事項」と同じにしてもよい。 (3) 必要に応じて、5項の「運転中に操作するのに必要な確認すべき事項」の中に入れて確認する。</p> <p>【可燃性ガスを取り扱う設備として、連続焼結炉No.1、連続焼結炉No.2-1、加熱炉、小型雰囲気可変炉、焼却炉に対して可燃性ガス漏えい検知器を設置する件については設工認対象として設計で反映し、可燃性ガスを取り扱う設備を操作する場合に可燃性ガス漏えい検知器を作動させる措置は、要保-107「加工施設の操作要領（燃料製造部）」、要保-173「加工施設の操作要領（第2開発室）」、要保-163「加工施設の操作に係わる確認要領（環境安全部）」に定める。】</p>

(*) 本欄に記載のNo. n-mは、nは加工施設の技術基準に関する規則第n条に係る記載である旨を示し、mは通し番号を示す。

No.*	設工認 記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所	関係下部規定等 青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所
第十二条（加工施設内における溢水による損傷の防止）関係				
12-1	4次 383、386、389、392、395、398、401、404、407、410、413、416、420、423、426、429、432、435、438、441、444、466、1104、1345 5次 60、64、68、72、75、80、84、87、91、97、101、106、109、112、115、118、121、132、147、150、153、159、163、166、168、171、174、177、180、183、186、189、193、596、598、600、602、604、606、608、610、612、614、616、618、620、622、624、626、628、630、632、634、636、652、727、729、739、742、745、748、752、754、757、816、818、821、824、827、838、1990、1993、1996、1999、2002、2006、2009、2014、2022、2033、2910、3665、3666	被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所ので想定する没水水位に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、 <u>電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。</u>	添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の3 関係） 3. 設計想定事象の発生時（内部溢水） 資機材の配備 4 設備管理部長は、 <u>第2加工棟において、被水のおそれのあるウランを取り扱う設備・機器の電気・計装盤は、設置場所ので想定する没水水位に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じることにより、溢水による電気火災の発生を防止する。</u>	（基保-039「設計想定事象等対処活動基準」） 8. 内部溢水発生時 （3）必要な電源その他資機材の配備 4 設備管理部長は、 <u>第2加工棟において、被水のおそれのあるウランを取り扱う設備・機器の電気・計装盤は、設置場所ので想定する没水水位に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じることにより、溢水による電気火災の発生を防止する。</u> 【要保-364「火災防護計画」に、上記の被水のおそれのあるウランを取り扱う設備・機器の電気・計装盤は、設置場所ので想定する没水水位に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置する措置を定める。また、要保-352「内部溢水発生時における活動要領」に、内部溢水が発生した場合に水の侵入により電気火災が発生するおそれがある電気・計装盤の電源を遮断する措置を講じる方法を定める。】
12-2	4次 1096、1104 5次 2877、2910	電源に接続する設備については、分電盤を金属製とするとともに、電気設備に関する技術基準を定める省令第十四条に基づき、配線用遮断器を設け、また、導通部が没水水位より高くなる高さに配置し、 <u>シール等の被水対策により水の侵入による電気火災の発生を防止する措置を保安規定に定めて管理を行う。</u>	添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の3 関係） 3. 設計想定事象の発生時（内部溢水） 資機材の配備 3 設備管理部長は、 <u>第2加工棟及び第1廃棄物貯蔵棟において、電源に接続する設備は、電気設備に関する技術基準を定める省令第十四条に基づき、分電盤に配線用遮断器を設け、また、導通部が各溢水防護区画の没水水位より高くなる高さに配置し、シール等の被水対策により水の侵入による電気火災の発生を防止する措置を講じる。</u>	（基保-039「設計想定事象等対処活動基準」） 8. 内部溢水発生時 （3）必要な電源その他資機材の配備 3 設備管理部長は、 <u>第2加工棟及び第1廃棄物貯蔵棟において、電源に接続する設備は、電気設備に関する技術基準を定める省令第十四条に基づき、分電盤に配線用遮断器を設け、また、導通部が各溢水防護区画の没水水位より高くなる高さに配置し、シール等の被水対策により水の侵入による電気火災の発生を防止する措置を講じる。</u> 【要保-364「火災防護計画」に、上記の加工施設内の電源に接続する一般設備に対する措置を定める。】

No.*	設工認記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
12-3	4次 1344	<p>溢水量抑制のため、耐震重要度分類第1類に求められる地震力を超えない程度の地震加速度を検知した時点で、地上又は地下に設置された受水槽から第2加工棟の設備・機器への給水ポンプを手動にて停止する。</p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所</p> <p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の3 関係） 3. 設計想定事象の発生時（内部溢水） 手順書の整備 1 設備管理部長は、<u>溢水量抑制のため、耐震重要度分類第1類に求められる地震力を超えない程度の地震加速度（震度5弱以上）を検知した時点で、地上又は地下に設置された受水槽から第2加工棟の設備・機器への給水ポンプを手動にて停止し、また第1廃棄物貯蔵棟の設備・機器への上水配管の手動遮断弁を閉止する。漏水箇所の隔離時間は、第2加工棟に対しては地震発生から各系統の給水ポンプの電源遮断まで、第1廃棄物貯蔵棟においては手動遮断弁（屋外）を閉止するまでの所要時間とし、15分以内とする。</u></p>	<p>（基保-039「設計想定事象等対処活動基準」） 8. 内部溢水発生時 （4）手順書の整備 1 設備管理部長は、<u>溢水量抑制のため、耐震重要度分類第1類に求められる地震力を超えない程度の地震加速度（震度5弱以上）を検知した時点で、地上又は地下に設置された受水槽から第2加工棟の設備・機器への給水ポンプを手動にて停止し、また第1廃棄物貯蔵棟の設備・機器への上水配管の手動遮断弁を閉止する。漏水箇所の隔離時間は、第2加工棟に対しては地震発生から各系統の給水ポンプの電源遮断まで、第1廃棄物貯蔵棟においては手動遮断弁（屋外）を閉止するまでの所要時間とし、15分以内とする。</u></p> <p>（要保-355「加工設備本体及び気体廃棄設備の停止の措置要領」） 地上又は地下に設置された受水槽から第2加工棟の設備・機器への給水ポンプを手動にて停止する。 設備管理部長が作業の指示を行う。 震度5弱以上を検知した時点から15分以内に、地上又は地下に設置された受水槽から第2加工棟の設備・機器への給水ポンプ（ポンプ室）を手動にて停止し、第2加工棟へ繋がる給水配管の4箇所の弁を手動で閉止する。</p> <p>（要保-352「内部溢水発生時における活動要領」） 震度5弱以上の地震発生を検知した場合、設備管理部長は溢水量抑制のため、地上又は地下に設置された受水槽から第2加工棟の設備・機器への給水ポンプを手動で電源遮断し停止させ、第1廃棄物貯蔵棟の設備・機器への上水配管の手動遮断弁を閉止する。措置手順を表1に示す 表1 内部溢水の発生による影響防止措置の手順（震度5弱以上の地震発生時） 1. 設備管理部長は、<u>溢水量抑制のため、耐震重要度分類第1類に求められる地震力を超えない程度の地震加速度（震度5弱以上）を検知した時点から15分以内（※1）に次の措置1、措置2を行う。</u> 措置1：第2加工棟 設備・機器への給水ポンプ（コンプレッサ室）を手動で電源遮断して停止させる。 措置2：第1廃棄物貯蔵棟 設備・機器への上水配管の手動遮断弁を閉止する。 2. 設備管理部長の操作員は、<u>第2加工棟へ繋がる給水配管の4箇所の弁を手動で閉止する。</u></p>
12-4	5次 133	<p>第2加工棟における溢水量抑制及び被水による連続焼結炉の制御機能の喪失を防止するため、当該設備の近傍を流れる循環冷却水（連続焼結炉）配管に緊急設備 緊急遮断弁（冷却水）を設け、溢水が発生した際に緊急遮断弁を手動閉止する措置を講じる。</p>	<p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の3 関係） 3. 設計想定事象の発生時（内部溢水） 手順書の整備 4 設備管理部長は、<u>第2加工棟において、連続焼結炉No.2-1に対して、連続焼結炉No.2-1の循環冷却水が被水源となる場合には、緊急遮断弁（冷却水）を手動で閉止する措置を講じる。</u></p>	<p>（基保-039「設計想定事象等対処活動基準」） 8. 内部溢水発生時 （4）手順書の整備 4 設備管理部長は、<u>第2加工棟において、連続焼結炉No.2-1に対して、連続焼結炉No.2-1の循環冷却水が被水源となる場合には、緊急遮断弁（冷却水）を手動で閉止する措置を講じる。</u></p> <p>（要保-352「内部溢水発生時における活動要領」） 2. 影響緩和措置 設備・機器の漏水を検知した場合、設備所管部長は漏水箇所の特定を行った後、漏水抑制のため、その上流にある弁を閉止する。措置手順を表2に示す。 表2 内部溢水の発生による影響防止措置の手順（機器破損時の漏水検知器による漏水検知時）</p>
12-5	5次 1201	<p>更なる溢水防止対策のため、当該設備の近傍を流れる循環冷却水（焼却炉）の配管系統に緊急設備 緊急遮断弁（冷却水）を設け、被水が発生した際に緊急遮断弁を手動閉止する措置を講じる。</p>	<p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の3 関係） 3. 設計想定事象の発生時（内部溢水） 手順書の整備 3 設備管理部長は、<u>第1廃棄物貯蔵棟において、気体廃棄設備No.2に対して、焼却炉の循環冷却水が被水源となる場合には、緊急遮断弁（冷却水）を手動で閉止する措置を講じる。</u></p>	<p>（基保-039「設計想定事象等対処活動基準」） 8. 内部溢水発生時 （4）手順書の整備 3 設備管理部長は、<u>第1廃棄物貯蔵棟において、気体廃棄設備No.2に対して、焼却炉の循環冷却水が被水源となる場合には、緊急遮断弁（冷却水）を手動で閉止する措置を講じる。</u></p> <p>（要保-352「内部溢水発生時における活動要領」） 2. 影響緩和措置 設備・機器の漏水を検知した場合、設備所管部長は漏水箇所の特定を行った後、漏水抑制のため、その上流にある弁を閉止する。措置手順を表2に示す。 表2 内部溢水の発生による影響防止措置の手順（機器破損時の漏水検知器による漏水検知時）</p>

（*）本欄に記載のNo. n-mは、nは加工施設の技術基準に関する規則第n条に係る記載である旨を示し、mは通し番号を示す。

No.*	設工認記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等																																						
12-6	5次	2075	<p>第2加工棟における溢水量抑制のため、第2加工棟へ上水及び循環冷却水を供給する配管に緊急設備 溢水時手動閉止弁を設け、溢水が発生した際に溢水の発生位置に応じて手動閉止弁を閉止する措置を講じる。</p>	<p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係)</p> <p>3. 設計想定事象の発生時(内部溢水) 手順書の整備</p> <p>6 設備管理部長は、<u>溢水量抑制のため、系統における単一の配管の破損を検知した時点で、操作員が駆け付けて漏水箇所を特定し、手動遮断弁を閉止する。漏水箇所の隔離時間は、溢水発生から手動遮断弁を閉止するまでの所要時間とし、35分以内とする。</u></p>	<p>(基保-039「設計想定事象等対処活動基準」)</p> <p>8. 内部溢水発生時</p> <p>(4) 手順書の整備</p> <p>6 設備管理部長は、<u>溢水量抑制のため、系統における単一の配管の破損を検知した時点で、操作員が駆け付けて漏水箇所を特定し、手動遮断弁を閉止する。漏水箇所の隔離時間は、溢水発生から手動遮断弁を閉止するまでの所要時間とし、35分以内とする。</u></p> <p>(要保-352「内部溢水発生時における活動要領」)</p> <p>2. 影響緩和措置</p> <p>設備・機器の漏水を検知した場合、設備所管部長は漏水箇所の特定を行った後、漏水抑制のため、その上流にある弁を閉止する。措置手順を表2に示す。</p> <p>表2 内部溢水の発生による影響防止措置の手順(機器破損時の漏水検知器による漏水検知時)</p> <p>機器の破損で漏水が発生し、漏水箇所の特定及び漏水の停止措置まで35分以内(※2)で実施する。以下に手順を示す。</p> <p>1. 設備所管部長等は、漏水検知器が示す建屋(部屋)に移動する。</p> <p>2. 設備所管部長等は、室内の漏水監視盤を確認し、漏水箇所を特定する。</p> <p>3. 設備所管部長等は、漏水箇所の上流側にある弁を操作し、閉止する。</p> <p>(設備管理部長は、設備管理部長又は工務グループ長の指示又は各部等の依頼があれば、各建屋の元弁を閉止する。)</p> <p>4. 設備所管部長等は、溢水が停止したことの確認を行う。</p> <p>(※2):加工事業変更許可申請の添付5リ(ハ)の第3表(頁5-179)に規定の時間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>作業内容</th> <th>措置時間(分)</th> <th>第2加工棟</th> <th>第1廃棄物貯蔵棟</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">① 漏水発生からの検知</td> <td>漏水発生から漏水検知器による検知までの時間</td> <td>5</td> <td></td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>速度4km/h、事業所から現場までの距離200mを移動する時間</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">② 現場への移動</td> <td>着替えに要する時間</td> <td>5</td> <td></td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>室内の漏水箇所特定に要する時間(検知器により室の特定が可能)</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">③ 漏水箇所特定</td> <td>現場での弁の特定に要する時間</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>現場で弁の開閉操作に要する時間</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>④ 弁操作</td> <td>—</td> <td>35</td> <td>35</td> <td>35</td> </tr> </tbody> </table>	項目	作業内容	措置時間(分)	第2加工棟	第1廃棄物貯蔵棟	① 漏水発生からの検知	漏水発生から漏水検知器による検知までの時間	5		5	速度4km/h、事業所から現場までの距離200mを移動する時間	5	5	5	② 現場への移動	着替えに要する時間	5		5	室内の漏水箇所特定に要する時間(検知器により室の特定が可能)	10	10	10	③ 漏水箇所特定	現場での弁の特定に要する時間	5	5	5	現場で弁の開閉操作に要する時間	5	5	5	④ 弁操作	—	35	35	35
項目	作業内容	措置時間(分)	第2加工棟	第1廃棄物貯蔵棟																																						
① 漏水発生からの検知	漏水発生から漏水検知器による検知までの時間	5		5																																						
	速度4km/h、事業所から現場までの距離200mを移動する時間	5	5	5																																						
② 現場への移動	着替えに要する時間	5		5																																						
	室内の漏水箇所特定に要する時間(検知器により室の特定が可能)	10	10	10																																						
③ 漏水箇所特定	現場での弁の特定に要する時間	5	5	5																																						
	現場で弁の開閉操作に要する時間	5	5	5																																						
④ 弁操作	—	35	35	35																																						
12-7	5次	2875	<p>第1種管理区域の負圧を維持する気体廃棄設備のフィルタユニット及びフィルタユニット(設備排気用)に用いる高性能エアフィルタのろ材はガラス繊維製を使用し、鋼製のケースに収容した状態で使用する。また、第1種管理区域のダクトは鋼製とする。</p>	<p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係)</p> <p>3. 設計想定事象の発生時(内部溢水) 資機材の配備</p> <p>2 設備管理部長は、<u>溢水時の閉じ込めの機能の確保のため、気体廃棄設備の排風機のモータ部及び制御盤に対し、被水し水の侵入のおそれがある配管に遮水板を設置し、また、気体廃棄設備のフィルタユニット及びフィルタユニット(設備排気用)を鋼製のケースに収納するとともに、火災時の消火水等が侵入しない対策を講じる。</u></p>	<p>(基保-039「設計想定事象等対処活動基準」)</p> <p>8. 内部溢水発生時</p> <p>(3) 必要な電源その他資機材の配備</p> <p>2 設備管理部長は、<u>溢水時の閉じ込めの機能の確保のため、気体廃棄設備の排風機のモータ部及び制御盤に対し、被水し水の侵入のおそれがある配管に遮水板を設置し、また、気体廃棄設備のフィルタユニット及びフィルタユニット(設備排気用)を鋼製のケースに収納することにより、火災時の消火水等が侵入しない対策を講じる。</u></p> <p>【気体廃棄設備の排風機のモータ部及び制御盤に対し、被水し水の侵入のおそれがある配管に遮水板を設置し、気体廃棄設備のフィルタユニット及びフィルタユニット(設備排気用)を鋼製ケースに収納する件については、設工認対象として設計している。】</p>																																					
12-8	5次	3645	<p>防護対象設備のある第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟について、選定した区域、設備に対して、溢水経路を考慮し、没水評価のための溢水防護区画を設定した。</p> <p>第1種管理区域の溢水防護区画については、ウランを取り扱う設備・機器及び気体廃棄設備の没水、被水の観点での防護を設置するとともに、閉じ込めの観点からウランが存在する溢水防護区画内の溢水が第1種管理区域外へ流出することを防止する。</p> <p>第2種管理区域の溢水防護区画については、ウランを取り扱う設備・機器の没水及び気体廃棄設備の没水、被水の観点での防護を設置するとともに、第1種管理区域内へ流出することを防止する。</p>	<p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係)</p> <p>3. 設計想定事象の発生時(内部溢水) 手順書の整備</p> <p>5 設備管理部長は、<u>防護対象設備のある第2加工棟及び第1廃棄物貯蔵棟について、溢水経路を考慮し、溢水防護区画を設定する。第1種管理区域の溢水防護区画については、ウランを取り扱う設備・機器及び気体廃棄設備の没水、被水の観点での防護を設置するとともに、閉じ込めの観点からウランが存在する溢水防護区画内の溢水が第1種管理区域外へ流出することを防止する。第2種管理区域の溢水防護区画については、ウランを取り扱う設備・機器の没水及び気体廃棄設備の没水、被水の観点での防護を設置するとともに、第1種管理区域内へ流出することを防止する。</u></p>	<p>(基保-039「設計想定事象等対処活動基準」)</p> <p>8. 内部溢水発生時</p> <p>(4) 手順書の整備</p> <p>5 設備管理部長は、<u>防護対象設備のある第2加工棟及び第1廃棄物貯蔵棟について、溢水経路を考慮し、溢水防護区画を設定する。第1種管理区域の溢水防護区画については、ウランを取り扱う設備・機器及び気体廃棄設備の没水、被水の観点での防護を設置するとともに、閉じ込めの観点からウランが存在する溢水防護区画内の溢水が第1種管理区域外へ流出することを防止する。第2種管理区域の溢水防護区画については、ウランを取り扱う設備・機器の没水及び気体廃棄設備の没水、被水の観点での防護を設置するとともに、第1種管理区域内へ流出することを防止する。</u></p> <p>【溢水防護区画の被水の観点からの防護については、設工認対象として設計している。】</p>																																					
第十三条(安全避難通路等)関係																																										
13-1	2次	添付1-4、添付1参1-6	<p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係)</p> <p>10. 設計想定事象の発生時(その他) 資機材の配備</p> <p>2 設備管理部長は、加工施設に、事故時に放射線業務従事者が速やかに屋外へ退避できるように誘導灯、床面への表示等により容易に識別できる安全避難通路及び非常口を設けるとともに、停電時に備えてバッテリーを内蔵する非常用照明、誘導灯を設置する。</p>	<p>(基保-039「設計想定事象等対処活動基準」)</p> <p>1.4. その他の設計想定事象等</p> <p>(3) 必要な電源その他資機材の配備</p> <p>2 設備管理部長は、<u>加工施設に、事故時に放射線業務従事者が速やかに屋外へ退避できるように誘導灯、床面への表示等により容易に識別できる安全避難通路及び非常口を設けるとともに、停電時に備えてバッテリーを内蔵する非常用照明、誘導灯を設置する。</u></p> <p>(要保-357「加工施設の保全のための活動を行うために必要な資機材等の整備要領」)</p> <p>3. 1 資機材の配備</p> <p>(2) 設備管理部長は、<u>加工施設に、事故時に放射線業務従事者が速やかに屋外へ退避できるように誘導灯、床面への表示等により容易に識別できる安全避難通路及び非常口を設けるとともに、停電時に備えてバッテリーを内蔵する非常用照明、誘導灯を設置する。設備管理部長は、これらの設備を整備して消防署等監督官庁の検査を受けている。</u></p>																																						
4次	34、683、690、691、692、693、694、712、721	<p>容易に識別できる緊急設備 避難通路を設置する。緊急設備 避難通路は非常口を含み、屋外へ避難できるよう誘導する。緊急設備 避難通路には避難用の照明として、建築基準法施行令第百二十六条の四に基づき照明装置の設置を通常要する部分には緊急設備 非常用照明を、消防法施行令第二十六条、消防法施行規則第二十八条の三に基づき防火対象物には緊急設備 誘導灯を設置する。</p>																																								
5次	224、1285																																									
1次	へ-112				あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。																																					
2次	へ-7、ト-9、リ-16																																									
3次	52、179、195、224																																									
4次	336、534、581、629、668、723																																									
5次	522、710、781、970、1794、1914、2310																																									

(*) 本欄に記載のNo. n-mは、nは加工施設の技術基準に関する規則第n条に係る記載である旨を示し、mは通し番号を示す。

No.*	設工認 記載箇所		設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
13-2	4次	34、600、 1108	加工施設には、非常用照明、誘導灯とは別に、設計基準事故が発生した場合の現場操作が可能となるように、 <u>専用電源を備えた緊急設備可搬型照明を設置する。</u> 緊急設備 <u>可搬型照明は加工施設内に分散して配置する。</u>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所</p> <p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の3関係） 10. 設計想定事象の発生時（その他） 資機材の配備 3 設備管理部長は、非常用照明、誘導灯とは別に、事故対策のための現場作業が可能となるように可搬型照明及び専用の電源を設ける。</p> <p>添付2 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の4関係） 1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時 資機材の配備 1 設備管理部長及び環境安全部長は、事故対処のための非常用通信機器、放射線測定器、放射線障害防護用器具、防火衣、夜間及び悪天候下等を想定した機器等の資機材について、資機材の性質、使用方法等に応じて、事故対処に必要な要員数を考慮し、さらに予備の保管場所を考慮した上で必要な数量を整備するとともに、地震等の共通要因により必要な機能が同時に損なわれないよう、予備や代替の保管数量を複数箇所に分散して配備することとし、固縛等の転倒・飛散対策を講じることを考慮し保管場所、保管方法、数量を定め保管する。また、資機材については、定期的に、員数、外観及び機能の点検を実施する。（別表21）</p> <p>8 設備管理部長は、その他資機材のうち、可搬式発電機は、夜間の全交流電源喪失時に事故が発生した場合でも対策が可能となるよう、事故時の活動拠点となる事務棟の他、敷地内に分散して保管し、<u>電源が必要な場合には、必要な場所に設置場所から運搬して使用する。</u>照明具類の投光器は、事故発生場所へのアクセスが容易な第2加工棟の他、予備の活動拠点となる保安棟に保管し、<u>携帯用照明は、事故時の活動拠点となる事務棟の他、予備の活動拠点となる保安棟に保管する。</u></p> <p>別表21 非常時用資機材（第85条関係） 携帯用照明の保管場所を示す。</p>	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所</p> <p>（基保-039「設計想定事象等対処活動基準」） 14. その他の設計想定事象等 <u>（3）必要な電源その他資機材の配備</u> 3 設備管理部長は、<u>非常用照明、誘導灯とは別に、事故対策のための現場作業が可能となるように可搬型照明及び専用の電源を設ける。</u></p> <p>15. 重大事故に至るおそれがある事故発生時又は大規模損壊発生時 （3）必要な電源その他資機材の配備 1 設備管理部長及び環境安全部長は、事故対処のための非常用通信機器、放射線測定器、放射線障害防護用器具、防火衣、夜間及び悪天候下等を想定した機器等の資機材について、資機材の性質、使用方法等に応じて、事故対処に必要な要員数を考慮し、さらに予備の保管場所を考慮した上で必要な数量を整備するとともに、地震等の共通要因により必要な機能が同時に損なわれないよう、予備や代替の保管数量を複数箇所に分散して配備することとし、固縛等の転倒・飛散対策を講じることを考慮し保管場所、保管方法、数量を定め保管する。また、資機材については、定期的に、員数、外観及び機能の点検を実施する。</p> <p>8 設備管理部長は、その他資機材のうち、可搬式発電機は、夜間の全交流電源喪失時に事故が発生した場合でも対策が可能となるよう、事故時の活動拠点となる事務棟の他、敷地内に分散して保管し、<u>電源が必要な場合には、必要な場所に設置場所から運搬して使用する。</u>照明具類の投光器は、事故発生場所へのアクセスが容易な第2加工棟の他、予備の活動拠点となる保安棟に保管し、<u>携帯用照明は、事故時の活動拠点となる事務棟の他、予備の活動拠点となる保安棟に保管する。</u></p> <p>（基保-006「非常時の措置基準」） 第4表 非常時用資機材（保安規定 第85条 別表21）</p>
13-3	5次	20,582,059	<p>加工施設には、非常用照明、誘導灯とは別に、設計基準事故が発生した場合の現場操作が可能となるように、専用電源を備えた(8038-4)緊急設備 <u>可搬型照明を設置する。</u>(8038-4)緊急設備 <u>可搬型照明を表り他-5（別表）</u> <u>表り他-5（別表）</u> <u>可搬型エンジン駆動照明 エンジン駆動発電機 設置場所 第2加工棟、保安棟 保管個数2台</u> <u>可搬式2800VAガソリン発電機 エンジン駆動発電機 設置場所 保安棟、事務棟、第1加工棟 保管個数3台</u></p>	<p>添付2 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の4関係） 1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時 資機材の配備 1 設備管理部長及び環境安全部長は、事故対処のための非常用通信機器、放射線測定器、放射線障害防護用器具、防火衣、夜間及び悪天候下等を想定した機器等の資機材について、資機材の性質、使用方法等に応じて、事故対処に必要な要員数を考慮し、さらに予備の保管場所を考慮した上で必要な数量を整備するとともに、地震等の共通要因により必要な機能が同時に損なわれないよう、予備や代替の保管数量を複数箇所に分散して配備することとし、固縛等の転倒・飛散対策を講じることを考慮し保管場所、保管方法、数量を定め保管する。また、資機材については、定期的に、員数、外観及び機能の点検を実施する。（別表21）</p> <p>8 設備管理部長は、その他資機材のうち、<u>可搬式発電機は、夜間の全交流電源喪失時に事故が発生した場合でも対策が可能となるよう、事故時の活動拠点となる事務棟の他、敷地内に分散して保管し、電源が必要な場合には、必要な場所に設置場所から運搬して使用する。</u>照明具類の投光器は、事故発生場所へのアクセスが容易な第2加工棟の他、予備の活動拠点となる保安棟に保管し、<u>携帯用照明は、事故時の活動拠点となる事務棟の他、予備の活動拠点となる保安棟に保管する。</u></p> <p>別表21 非常時用資機材（第85条関係） 可搬式発電機（注3）の数量、保管場所を示す。</p>	<p>15. 重大事故に至るおそれがある事故発生時又は大規模損壊発生時 （3）必要な電源その他資機材の配備 1 設備管理部長及び環境安全部長は、事故対処のための非常用通信機器、放射線測定器、放射線障害防護用器具、防火衣、夜間及び悪天候下等を想定した機器等の資機材について、資機材の性質、使用方法等に応じて、事故対処に必要な要員数を考慮し、さらに予備の保管場所を考慮した上で必要な数量を整備するとともに、地震等の共通要因により必要な機能が同時に損なわれないよう、予備や代替の保管数量を複数箇所に分散して配備することとし、固縛等の転倒・飛散対策を講じることを考慮し保管場所、保管方法、数量を定め保管する。また、資機材については、定期的に、員数、外観及び機能の点検を実施する。</p> <p>8 設備管理部長は、その他資機材のうち、可搬式発電機は、夜間の全交流電源喪失時に事故が発生した場合でも対策が可能となるよう、事故時の活動拠点となる事務棟の他、敷地内に分散して保管し、<u>電源が必要な場合には、必要な場所に設置場所から運搬して使用する。</u>照明具類の投光器は、事故発生場所へのアクセスが容易な第2加工棟の他、予備の活動拠点となる保安棟に保管し、<u>携帯用照明は、事故時の活動拠点となる事務棟の他、予備の活動拠点となる保安棟に保管する。</u></p> <p>（基保-006「非常時の措置基準」） 第4表 非常時用資機材（保安規定 第85条 別表21） 可搬式発電機（注3）の数量、保管場所を示す。</p> <p>【要保-188「非常時用資機材点検要領」の表-1に上記可搬型エンジン駆動照明を点検対象とするよう定める。】</p>

(*) 本欄に記載のNo. n-mは、nは加工施設の技術基準に関する規則第n条に係る記載である旨を示し、mは通し番号を示す。

No.*	設工認記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
第十四条（安全機能を有する施設）関係				
14-1	1次	へ-1、添付1-82	<p>（設計・開発の結果に係る情報）</p> <p>第12条の3</p> <p>3. 担当部長は、設計・開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。</p> <p>(2) 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること（設計・開発の結果として、施設及び設備の配置及び構造上の特徴、並びに施設及び設備の経年劣化の観点から、<u>保安において留意すべき事項を抽出し、記録し、第62条の6に定める</u>保安計画に反映して保安を実施するため、その記録を維持することを含む。）。</p>	<p>（基保-021「設計管理基準」）</p> <p>4. 設計の管理方法</p> <p>・ 改造の各段階に必要な要求事項を含めた管理方法を表2に示す（表2内）設計からのアウトプット</p> <p>(5) 設計者は、要保-283「設計関連文書作成 要領」に基づき設計結果をとりまとめた「設計報告書」を作成し、設計管理者に提出する。表6に設計結果に含める事項を示す。（表6内）</p> <p>b) 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のための適切な情報（設計・開発の結果として、施設及び設備の配置及び構造上の特徴、並びに施設及び設備の経年劣化の観点から、<u>保安において留意すべき事項を抽出し、その記録を維持することを含む。</u>）。</p> <p>（要保-283「設計関連文書作成要領」）</p> <p>（様式-4）</p> <p>b) 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報（設計・開発の結果として、施設及び設備の配置及び構造上の特徴、並びに施設及び設備の経年劣化の観点から、<u>保安において留意すべき事項を抽出し、その記録を維持することを含む。</u>）。</p>
	2次	へ-1、ト-1、リ-1、添付1-28		
	3次	15、155、188、206、512		
	4次	16、372、545、590、644、679、1112		
	5次	44、550、722、793、990、1839、1927、2928		
14-2	1次	へ-1、添付1-82	<p>（保安計画の策定）</p> <p>第62条の6</p> <p>各部長は、施設管理目標を達成するため、<u>施設管理の実施に関する計画として以下の保安計画を策定する。</u>施設及び設備の改造のための設計・開発管理を行った場合の保安計画の策定に当たっては、第12条の3第3項(2)に定めるところにより記録された保安において留意すべき事項を踏まえる。なお、事業所の加工施設が使用開始後の原子力施設であることを踏まえ、保安計画の始期は直近（次回）の定期事業者検査の開始日とし、保安計画の期間はその後（次々回）の定期事業者検査の開始日前日までの期間とする。</p> <p>(1) 点検計画</p> <p>(2) 定期事業者検査の実施計画</p> <p>(3) 設計及び工事の計画</p> <p>(4) 巡視の計画</p> <p>(5) 特別な保安計画</p> <p>（保安の実施）</p> <p>第62条の7</p> <p>各部長は、第62条の6で定めた保安計画に従って保安を実施する。</p>	<p>（基保-018「補修及び改造基準」）</p> <p>4.4 保安計画の策定</p> <p>品質保証部長、燃料製造部長、環境安全部長及び設備管理部長は、(1)点検計画、(2)定期事業者検査の実施計画、(3)設計及び工事の計画、(4)巡視の計画、(5)特別な保安計画を策定する。</p> <p>4.8 保安の実施</p> <p>品質保証部長、燃料製造部長、環境安全部長及び設備管理部長は、各計画に従って、保安を実施する。計画とその実施要領は以下のとおり。</p> <p>保安計画 要領/基準</p> <p>ア) 点検計画 要保-389「加工施設の点検要領」</p> <p>イ) 定期事業者検査の実施計画 要保-379「定期事業者検査対応要領」（4.8.1項）</p> <p>ウ) 設計及び工事計画 基保-021「設計管理基準」、要保-368「使用前事業者検査及び使用前確認対応要領」（4.8.2項）、要保-012「作業計画作成要領」</p> <p>エ) 巡視計画 要保-373「巡視対応要領」</p> <p>オ) 特別な保安計画 4.4.5項</p>
	2次	へ-1、ト-1、リ-1、添付1-28		
	3次	15、155、188、206、512		
	4次	16、372、545、590、644、679、1112		
	5次	44、550、722、793、990、1839、1927、2928		
14-3	1次	へ-1、添付1-82	<p>（不適合管理、是正処置及び未然防止処置）</p> <p>第62条の9</p> <p>4. 各部長は、保安の実施結果、原子力施設における保安に関する最新の知見及び第15条の3に定める技術情報の共有結果を踏まえて評価を行い、保安の継続的改善を図る。</p>	<p>（基保-018「補修及び改造基準」）</p> <p>4. 保安活動</p> <p>4.9 保安の結果の確認・評価</p> <p>品質保証部長、燃料製造部長、環境安全部長及び設備管理部長は、(1)点検計画、(2)定期事業者検査の実施計画、(3)設計及び工事の計画、(4)巡視の計画、(5)特別な保安計画に従って、保安を実施し、その記録を確認・評価する。</p> <p>7. 施設管理に係る評価及び改善</p> <p>7.1 評価</p> <p>品質保証部長、燃料製造部長、環境安全部長及び設備管理部長は、自らが実施した補修及び改造について、設備管理部長の作成した本基準に対する結果を確認し、不適合があれば基保-023「評価改善基準」に従い設備管理部長へ報告する。ただし、設備管理部長自らに対する報告の必要はない。</p> <p>7.2 改善</p> <p>設備管理部長は、前項の報告の評価の結果及び自ら確認した結果、並びに必要に応じて実施する内部コミュニケーション（部内会議、グループ会議、設計会議、自部門内からのトラブル・改善報告書）により評価した結果、施設管理に関する基準、要領、標準を改善する。なお、上記第59条第2項以外によっても施設管理に関する基準、要領、標準の改善を行ってよいものとする。</p>
	2次	へ-1、ト-1、リ-1、添付1-28		
	3次	15、155、188、206、512		
	4次	16、372、545、590、644、679、1112		
	5次	44、550、722、793、990、1839、1927、2928		
14-4	1次	へ-111	<p>（改造）</p> <p>第64条</p> <p>各部長は、施設の改造を行う場合、自ら実施する又は設備管理部長に実施を依頼する。</p> <p>2. 設備を所管する担当部長又は設備管理部長は、前項の改造を実施するに当たっては、関係部長と協議の上、(工事)作業計画を作成し、核燃料取扱主任者が許認可事項に該当する又は保安上重要と判断した改造については、核燃料安全委員会の審議を受け、所長の承認を得る。</p>	<p>（基保-018「補修及び改造基準」）</p> <p>4.5 補修及び改造</p> <p>B. 改造</p> <p>4.5.B3 (工事)作業計画</p> <p>改造を実施する担当部長又は設備管理部長は、実施に際して関係部長及び核燃料取扱主任者と協議の上、(工事)作業計画を作成し、<u>労働安全衛生法等関係法令を考慮して</u>、火災爆発防止その他の安全対策を講じて実施する。</p> <p>（要保-012「作業計画作成要領」）</p> <p>3-4 (工事)作業計画の内容</p> <p>(10)核燃料取扱主任者の審査</p> <p>核燃料取扱主任者は、以下の内容について審査する。</p> <p>1) 臨界安全管理・被ばく管理・漏えい管理上の指示の有無を審査し指示する。</p> <p>2) グレードについて：グレードAは、保安規定第63条第2項及び第64条第2項に記載している核燃料取扱主任者が許認可事項に該当する又は保安上重要と判断し、核燃料安全委員会の審議を受けるべき若しくは受けたものであり、所長の承認を得ること。その他はグレードBとする。保安上重要と判断する基準は、「火災・爆発発生防止その他の安全対策」が、「火災及び爆発の防止」、「漏えいの防止」、「臨界の防止」に関する場合とする。ただし、核燃料物質等を取り扱わないことで、漏えい、臨界の防止策としている場合はこの限りではない。</p>
	2次	へ-6、ト-8、リ-15		
	3次	50、177、194、197、222		
	4次	334、532、580、626、667、668、721		
	5次	521、709、780、969、1793、1913、2308、2309		

No.*	設工認 記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
14-5	2次 へ-6、ト-8、 リ-15	工事の実施に当たっては、 <u>工事手順、装備、放射線管理、連絡体制等</u> を示した（工事）作業計画に従い実施する。	（保全計画の策定） 第62条の6 6. 担当部長は、設計及び工事の計画の策定について、次のとおり実施する。 (3)担当部長は、工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置として、補修及び改造に関わる工事においては、それぞれ第63条及び第64条に基づいて作成する（工事）作業計画に、 <u>労働安全衛生法等関係法令を考慮して、保安を確保するための具体的な対策を計画する</u> 。また、点検等においては、加工施設の操作に関する計画として第25条に、放射線管理に関する計画として第38条に、それぞれ基づいて策定する基準に従い保安を確保する。	（基保-018「補修及び改造基準」） 4.5 補修及び改造 B. 改造 4.5.B3（工事）作業計画 改造を実施する担当部長又は設備管理部長は、実施に際して関係部長及び核燃料取扱主任者と協議の上、（工事）作業計画を作成し、 <u>労働安全衛生法等関係法令を考慮して、火災爆発防止その他の安全対策を講じて実施する</u> 。 （要保-012「作業計画作成要領」） 3.（工事）作業計画作成要領 （工事）作業計画の作成にあたっては非正常作業の注意点等について経験者の意見を参考にし、また <u>労働安全衛生法関係法令を考慮し、その内容を様式1-2（2）に記載すること</u> 。
3次	50、177、 197、222			
4次	334、532、 580、626、 668、721			
5次	521、709、 780、969、 1793、1913、 2309			
1次	へ-111			
2次	へ-6、ト-8、 リ-15	工事において使用する工具・機器は使用前に点検を行い、検査に使用する計測器については、校正済みであり、かつ有効期限内のものを使用する。	（計器及び放射線測定器の校正） 第59条の5 加工施設の保安のために直接関連を有する計器及び放射線測定器については校正を1年ごとに行う。ただし、放射線測定器についての校正は、第53条に基づく点検時に行う校正とする。	（基保-018「補修及び改造基準」） 4.7 計量器管理 イ) 定期事業者検査で使用する計量器管理 定期事業者検査対象で保安のために直接関連を有する計器は年に1度の校正を行う。 （要保-383「施設管理に係る計量器管理」） 3.2. 保安関係計量器の管理 保安関係計量器（以下、保安計器と称する）は、保安計器の明示を行い、年に1度の校正を行う。定期事業者検査における検査責任者は検査に先立ち、有効な校正が行われたことを校正記録により確認する。保安計器は、「計量器管理」（管検-203）に従い、設備管理部工務グループが管理する（保安計器の校正を含む。）。
3次	50、177、 197、222			
4次	334、532、 580、626、 668、721			
5次	521、709、 780、969、 1793、1913、 2309			
2次	リ-15、リ-17、 リ-19、リ-21			
1次	へ-112	現場で異常が発生した場合には、 <u>異常時の対応要領に従い、あらかじめ定めた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を講じる</u> 。	（計器及び放射線測定器の校正） 第59条の5 加工施設の保安のために直接関連を有する計器及び放射線測定器については校正を1年ごとに行う。ただし、放射線測定器についての校正は、第53条に基づく点検時に行う校正とする。	（基保-018「補修及び改造基準」） 4.7 計量器管理 イ) 定期事業者検査で使用する計量器管理 定期事業者検査対象で保安のために直接関連を有する計器は年に1度の校正を行う。 （要保-383「施設管理に係る計量器管理」） 3.2. 保安関係計量器の管理 保安関係計量器（以下、保安計器と称する）は、保安計器の明示を行い、年に1度の校正を行う。定期事業者検査における検査責任者は検査に先立ち、有効な校正が行われたことを校正記録により確認する。保安計器は、「計量器管理」（管検-203）に従い、設備管理部工務グループが管理する（保安計器の校正を含む。）。
2次	へ-7、ト-9、 リ-16			
3次	52、179、 195、224			
4次	336、534、 581、629、 668、723			
5次	522、710、 781、970、 1794、1914、 2310			
14-6	1次 へ-111	工事において使用する工具・機器は使用前に点検を行い、検査に使用する計測器については、校正済みであり、かつ有効期限内のものを使用する。	（計器及び放射線測定器の校正） 第59条の5 加工施設の保安のために直接関連を有する計器及び放射線測定器については校正を1年ごとに行う。ただし、放射線測定器についての校正は、第53条に基づく点検時に行う校正とする。	（基保-018「補修及び改造基準」） 4.7 計量器管理 イ) 定期事業者検査で使用する計量器管理 定期事業者検査対象で保安のために直接関連を有する計器は年に1度の校正を行う。 （要保-383「施設管理に係る計量器管理」） 3.2. 保安関係計量器の管理 保安関係計量器（以下、保安計器と称する）は、保安計器の明示を行い、年に1度の校正を行う。定期事業者検査における検査責任者は検査に先立ち、有効な校正が行われたことを校正記録により確認する。保安計器は、「計量器管理」（管検-203）に従い、設備管理部工務グループが管理する（保安計器の校正を含む。）。
2次	へ-6、ト-8、 リ-15			
3次	50、177、 197、222			
4次	334、532、 580、626、 668、721			
5次	521、709、 780、969、 1793、1913、 2309			

No.*	設工認記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
14-7	1次 2次 3次 4次 5次	へ-111 へ-6、ト-8、ト-10、ト-20、リ-12、リ-13、リ-15、リ-19、リ-21、リ-35、添付1-21、添付1-24、添付1-35、添付1-41 50、177、197、222、233 334、350、532、580、626、636、668、671、672、673、721、726、727、730、731 521、709、780、969、1793、1913、2309	工事の完了から加工施設全体としての性能検査を完了するまでの間は、 <u>巡視、点検、定期事業者検査並びに保全計画の策定及び保全計画に基づく保全の実施により、安全機能を維持する。</u> (保安計画の策定) 第62条の6 各部長は、 <u>施設管理目標を達成するため、施設管理の実施に関する計画として以下の保全計画を策定する。</u> 施設及び設備の改造のための設計・開発管理を行った場合の保全計画の策定に当たっては、第12条の3第3項(2)に定めるところにより記録された保全において留意すべき事項を踏まえる。なお、事業所の加工施設が使用開始後の原子力施設であることを踏まえ、保全計画の始期は直近(次回)の定期事業者検査の開始日とし、保全計画の期間はその次(次々回)の定期事業者検査の開始日前日までの期間とする。 (1)点検計画 (2)定期事業者検査の実施計画 (3)設計及び工事の計画 (4)巡視の計画 (5)特別な保全計画 4. 各部長は、以下の事項を定めた点検計画を策定する。また、環境安全部長は、第53条に定める放射線測定器類の管理に関する点検計画を策定する。 (1) 建物・構築物及び設備・機器の適切な単位ごとに、予防保全を基本として、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。 一 予防保全 a. 時間基準保全 b. 状態基準保全 二 事後保全 5. 各部長は、保全対象範囲の建物・構築物及び設備・機器が、 <u>所定の機能を発揮し得る状態にある期間(一定の期間)について第59条の3に基づき実施する定期事業者検査により確認・評価する時期までに、定期事業者検査の実施計画として次の事項を定める。</u> 一 所定の機能を発揮し得る状態にある期間(一定の期間)を確認・評価するために必要な定期事業者検査の項目 二 定期事業者検査の具体的方法 三 評価方法及び管理基準 四 定期事業者検査の実施時期 7. 各部長は、巡視の計画及び実施に関して、加工施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から逸脱した場合、又は逸脱する兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、巡視を行う者の力量、巡視項目、巡視時の確認の視点等を標準に定めるとともに、巡視を行う者を選定して体制を構築し、毎日1回以上、別表2に示す加工施設の設備及びその設備が設置されている建物について巡視を行わせる。巡視は、第30条の3、第32条、第46条の2及び第85条の視点の他、核燃料物質等の取扱いにおける安全の視点その他の視点を含めて行う。 (保全の実施) 第62条の7 各部長は、第62条の6で定めた保全計画に従って保全を実施する。	関係下部規定等 (基保-018「補修及び改造基準」) 4.4 保全計画の策定 <u>品質保証部長、燃料製造部長、環境安全部長及び設備管理部長は、(1)点検計画、(2)定期事業者検査の実施計画、(3)設計及び工事の計画、(4)巡視の計画、(5)特別な保全計画を策定する。</u> (要保-370「施設管理目標の策定及び運用要領」) 3.2. 設備所管部各部の保全活動 設備所管部の各部長は、要保-389「加工施設の点検要領」に基づく点検、要保-386「加工施設の保全要領」に基づく設備保全(長期保全計画及び特別な保全計画を含む)、要保-373「巡視対応要領」に基づく巡視、基保-021「設計管理基準」に基づく設計及び工事、並びに要保-379「定期事業者検査対応要領」に基づく定期事業者検査の計画を立案し実施する。これら以外の保全活動を独自に実施して保全監視の対象とする場合は、要保-191「保安品質目標の策定及び運用要領」に基づく保安活動として計画を立案し実施してもよい。各部長は、保全活動の実施段階において、保全活動管理指標に影響し得る事象(故障、補修等)が発生した場合、その都度、要保-214-08_異常事象報告書作成要領」あるいは要保101「保安に係わるトラブル・改善報告書の運用要領」に基づく評価改善を行う。各部長は、監視対象とする保全活動の計画を様式-2にまとめ、核燃料取扱主任者の審査印、設備管理部長の承認印及び所長の確認印を受ける。
14-8	1次 2次 3次 4次 5次	へ-133 へ-10、ト-12、リ-23 66、181、198、233 350、537、584、636、673、733 532、714、785、979、1810、1919、2337	(保安品質マニュアル) 第4条の3 社長は、 <u>保安品質マニュアルとして「保安品質保証計画書」を制定し、次に掲げる事項を定める。</u> (1)保安品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項 (2)保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項 (3)保安品質マネジメントシステムの適用範囲 (4)保安品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報 (5)プロセスの相互の関係	(保社-1001「保安品質保証計画書」) 4.2 保安品質マネジメントシステムの文書化 社長は、第4.1(1)項の規定により保安品質マネジメントシステムを確立するときは、 <u>保安活動の重要度に応じて保安文書として自ら各規則に定める。又は所長、品質・安全管理室長若しくは所長を通じて担当部長に各基準として定めさせ、当該文書に規定する事項を実施する、又は要員に実施させる。</u> なお、本計画書の関連条項とこれら各規則、基準との関係を表1に示す。保安品質マネジメントシステムに必要な文書及び記録を次の(1)～(10)の各項に示す。文書の階層を図2に示す。 (2)本計画書

(*) 本欄に記載のNo. n-mは、nは加工施設の技術基準に関する規則第n条に係る記載である旨を示し、mは通し番号を示す。

No. *	設工認 記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
14-9	4次 658 688	一般産業用工業品の設備・機器について、使用前事業者検査及び使用前確認で要求事項が満足されることを確認できたものは、その後の更新や交換に限っては、設工認申請書の要求事項を満足することを事業者が確認するものとし、設工認申請や使用前確認の申請は実施しないものとする。なお、当該設備・機器等の更新や交換については、保安規定に基づき更新や交換に関する手順を別途定め、実施する。	附字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所 (調達プロセス) 第12条の8 2. 担当部長及び担当グループ長は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度（力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を保安文書に明確に定めることを含む。）を定める。この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入力し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、次に示すような管理の方法及び程度を定める。 ・採用しようとする一般産業用工業品の技術情報を供給者等から入手し、当該一般産業用工業品の技術的な評価を行うこと。 ・一般産業用工業品を設置しようとする環境等の情報を供給者等に提供し、供給者等に当該一般産業用工業品の技術的な評価を行わせること。 6. 担当部長及び担当グループ長は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項（当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報（加工施設の保安に係るものに限る。）の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。）を定める。	附字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所 (基保-022「調達管理基準」) 3. 調達プロセス (2) 調達主管部門は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者（以下「調達先」という。）及び調達物品等に対して適用される管理の方法及び程度（力量を有するものを組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。）を定める。この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の調達先等から必要な情報を入力し、当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように次に示すような適切な管理の方法及び程度を定める。 ・採用しようとする一般産業用工業品の技術情報を調達先等から入手し、当該一般産業用工業品の技術的な評価を行うこと。 ・一般産業用工業品を設置しようとする環境等の情報を調達先等に提供し、調達先等に当該一般産業用工業品の技術的な評価を行わせること。 (6) 調達主管部門は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項（当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報（加工施設の保安に係るものに限る。）の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。）を定める。 (要保-095「調達管理要領」) 4. 6 調達物品等要求事項 (1) 次の 1)～8)の各号に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するもの。 1) 調達物品等の、調達先の業務のプロセス及び設備に係る要求事項 2) 調達物品等の調達先の要員の力量に係る要求事項（公的資格や調達先の社内認定制度による認定等、要員の適格性確認に関する事項等） 3) 調達物品等の調達先の保安品質マネジメントシステムに係る要求事項 4) 調達物品等の不適合の報告（偽造品又は模造品等の報告を含む。）及び処理に係る要求事項 5) 調達物品等の調達先が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項 6) 一般産業用工業品を加工施設の安全機能に係る機器等に使用するために当たっての評価(注3)に必要な情報や、当社から調達先に技術評価を要求する場合等) 7) 調達物品等の調達先に対して、設工認へ適合することの確認を要求する場合の要求事項（試験・検査も含む） 8) その他調達物品等に必要な要求事項 (注3)：加工施設の安全機能に係る機器等に過去に使用実績のない一般産業用工業品を採用する場合、実際の使用環境下でも問題が発生しないことを、まずは公開情報により確認すること。もし、公開情報だけで確認できない場合には、下記のいずれかの方法で評価すること。 ・採用しようとする一般産業用工業品の技術情報を供給者等から入手し、当該一般産業用工業品の技術的な評価を行うこと。 ・一般産業用工業品を設置しようとする環境等の情報を供給者等に提供し、供給者等に当該一般産業用工業品の技術的な評価を行わせること。 また、既に加工施設の安全機能に係る機器等に一般産業用工業品単品又はこれらを組み合わせた部品・機器を使用しているものについては、その使用実績により性能や機能を十分有していることが確認出来ていることから、実際の使用環境下で問題が発生しないことの技術的な評価に替えて、部品・機器の調達後の受入確認時に型番、記号等で同等物品であることを確認すること。
14-10	5次 33 3750 3750 3750 3751 3751 3751、3752、3753、3754、3756、3757、3758	後半申請の加工施設では、適合性の確認を受けるまで核燃料物質を取り扱わないことを保安規定に定める。 後半申請の加工施設の停止期間中の施設の運転管理、維持管理は保安計画に基づいて実施する。 前半申請の施設である原料搬送設備No.2 粉末缶台車は、にわたって設置している設備であるが、後半申請の施設を設置している。核燃料物質を搬送することがないように電源を遮断する措置を保安規定に定めて管理する。 前半申請の施設であるペレット搬送設備No.3 ペレット保管箱台車は、にわたって設置している設備であるが、後半申請の施設を設置している。核燃料物質を搬送することがないように電源を遮断する措置を保安規定に定めて管理する。 後半申請の施設では、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物及び放射性廃棄物の取扱い又は貯蔵、保管廃棄を行わないことを保安規定に定める。 後半申請の施設に接続している上水配管、連統焼結炉No.1 用の循環冷却水配管は、溢水のリスクを低減させるため、図に示す位置でバルブを閉止する。 第1-3貯蔵棟内のガンマ線エリアモニタ 検出器、火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）、消火設備 消火器、緊急設備 避難通路、緊急設備 非常用照明は、後半申請において適合確認を行うまでの間、その安全機能を維持することを保安規定に定める。 後半申請の施設に対する保安措置及び前半申請の施設への波及的影響の有無を加工施設技術基準に示される条項ごとに整理した結果を表に示す。表に示した施設の保安に関する措置のうち、ハード対策の措置は使用前事業者検査により確認し、ソフト対策の措置は保安規定に定めて管理する。	(保安計画の策定) 第62条の6 各部長は、施設管理目標を達成するため、施設管理の実施に関する計画として以下の保安計画を策定する。施設及び設備の改進のための設計・開発管理を行った場合の保安計画の策定に当たっては、第12条の3第3項(2)に定めるところにより記録された保安において留意すべき事項を踏まえる。なお、事業所の加工施設が使用開始後の原子力施設であることを踏まえ、保安計画の始期は直近（次回）の定期事業者検査の開始日とし、保安計画の期間はその後（次々回）の定期事業者検査の開始日前日までの期間とする。 (1)点検計画 (2)定期事業者検査の実施計画 (3)設計及び工事の計画 (4)巡視の計画 (5)特別な保安計画 (保安の実施) 第62条の7 各部長は、第62条の6 で定めた保安計画に従って保安を実施する。	(基保-018「補修及び改修基準」) 4.4 保安計画の策定 品質保証部長、燃料製造部長、環境安全部長及び設備管理部長は、(1)点検計画、(2)定期事業者検査の実施計画、(3)設計及び工事の計画、(4)巡視の計画、(5)特別な保安計画を策定する。 4.8 保安の実施 各部長は、各計画に従って、保安を実施する。計画とその実施要領は以下のとおり。 保安計画 要領/基準 ア) 点検計画 要保-389「加工施設の点検要領」 イ) 定期事業者検査の実施計画 要保-379「定期事業者検査対応要領」(4.8.1項) ウ) 設計及び工事計画 基保-021「設計管理基準」、要保-368「使用前事業者検査及び使用前確認対応要領」(4.8.2項)、要保-012「作業計画作成要領」 エ) 巡視計画 要保-373「巡視対応要領」 オ) 特別な保安計画 4.4.5項 (要保-370「施設管理目標の策定及び運用要領」) 3.2.設備所管部各部の保安活動 設備所管部の各部長は、要保-389「加工施設の点検要領」に基づく点検、要保-386「加工施設の保安要領」に基づく設備保安（長期保安計画及び特別な保安計画を含む）、要保-373「巡視対応要領」に基づく巡視、基保-021「設計管理基準」に基づく設計及び工事、並びに要保-379「定期事業者検査対応要領」に基づく定期事業者検査の計画を立案し実施する。これら以外の保安活動を独自に実施して保安監視の対象とする場合は、要保-191「保安品質目標の策定及び運用要領」に基づく保安活動として計画を立案し実施してもよい。各部長は、保安活動の実施段階において、保安活動管理指標に影響し得る事象（故障、補修等）が発生した場合、その都度、要保-214-08「異常事象報告書作成要領」あるいは要保101「保安に係るトラブル・改善報告書の運用要領」に基づく評価改善を行う。各部長は、監視対象とする保安活動の計画を様式-2 にまとめ、核燃料取扱主任者の審査印、設備管理部長の承認印及び所長の確認印を受ける。 【後半申請の施設に対する保安措置は、保安計画に定める。保安措置には後半申請の加工施設では、適合確認を受けるまで核燃料物質を取り扱わないことを含む】
第十五条（材料及び構造）関係				
— — — — —				
第十六条（搬送設備）関係				
— — — — —				
第十七条（核燃料物質の貯蔵施設）関係				
17-1	3次 4次 5次	516 1116 2936	本加工施設においては、崩壊熱除去等のために冷却が必要となる核燃料物質を取り扱わないため、該当しない。 添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の3 関係） 10. 設計想定事象の発生時（その他） 手順書の整備 9 燃料製造部長は、加工施設においては、崩壊熱除去等のために冷却が必要となる核燃料物質を取り扱わない管理を行う。	(基保-039「設計想定事象等対処活動基準」) 1.4. その他の設計想定事象等 (4) 手順書の整備 9 燃料製造部長は、加工施設においては、崩壊熱除去等のために冷却が必要となる核燃料物質を取り扱わない管理を行う。 【要保-357「加工施設の保安のための活動を行うために必要な資材等の整備要領」に、上記の管理を定める】

(*) 本欄に記載のNo. n-mは、nは加工施設の技術基準に関する規則第n条に係る記載である旨を示し、mは通し番号を示す。

No.*	設工認記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
第十八条 (警報設備等) 関係				
第十九条 (放射線管理施設) 関係				
19-1	1次 2次 3次 4次 5次	へ-112 へ-7、ト-9、リ-16 51、178、195、223 335、533、581、629、668、722 522、709、780、970、1794、1913、2310	管理区域内で実施する作業においては、作業者は、入退時にあらかじめ定める管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。 第1種管理区域内における作業においては、作業環境中の放射性物質の濃度の監視結果に基づき、必要な被ばく低減及び身体汚染の防止に係る保護具を作業者に着用させる。 核燃料物質への近接作業は、時間管理及び隔離距離確保を行うとともに必要に応じて遮蔽材設置により被ばくを低減する。	(管理区域への出入管理) 第44条 2. 環境安全部長は、施錠等により管理区域にみだりに人の立ち入りができないような措置を講じるとともに、立ち入る者に対して次の事項を遵守させる措置を講じる。 (1)管理区域出入口を経由すること。 ただし、環境安全部長の承認を得てその指示に従う場合はこの限りでない。 (2)所定の個人線量測定器を着用すること。 ただし、第47条に定める管理区域一時立入者で複数の者が立ち入る場合であって、環境安全部長があらかじめ定められた方法に従う場合はこの限りでない。 (被ばくの低減措置) 第50条 各部長は、管理区域内で作業を行う場合には、線量限度を超えないことはもとより、合理的に達成可能な限り放射線被ばくを低減するために、作業による線量及び作業場の放射線環境に応じた作業方法を立案し、放射線業務従事者の受ける線量を低くするよう努める。
19-2	3次	190、191、194、200	第1加工棟に設置しているガンマ線エリアモニタ 検出器2 台のうち第1ー1輸送物保管室に設置している1 台を、建物の耐震補強工事と干渉するため同室内で移設し、第1加工棟の壁への固定を行う。	(移設は同じ部屋内で行ったため、保安規定での変更はない。)
19-3	3次	517	ガンマ線エリアモニタ 検出器は、異常に高い線量を検知したときに、既存の放射線監視盤(ガンマ線エリアモニタ)で警報を発する設計とする。加工施設の安全性が著しく損なわれるおそれのある空間線量率として、米国の核燃料施設における警報装置の運用に係る知見から500 μSv/hを想定し、警報設定値はこれに至る前に異常を検知できるよう検出器の指示誤差等を考慮した上で設定し、保安規定に基づく下位文書に定める管理を行う。	(放射線測定器類の管理) 第53条 環境安全部長は、第59条の5に基づき、第62条の6に定める保全計画のもと、別表11に定める放射線測定器類を年1回点検・校正し、その機能が正常であることを確認する。 別表11 放射線測定器類(第53条関係) 第1加工棟 第1ー3貯蔵棟 第2加工棟 ガンマ線エリアモニタ
19-4	3次 4次	526 1129	管理区域内での放射線業務従事者等の放射線影響を可能な限り低減するよう、ウランの取扱量が多い貯蔵設備は、コンクリートの仕切り壁に囲まれた区画に配置する設計とするともに、必要に応じて立入時間を管理する。	(被ばくの低減措置) 第50条 各部長は、管理区域内で作業を行う場合には、線量限度を超えないことはもとより、合理的に達成可能な限り放射線被ばくを低減するために、作業による線量及び作業場の放射線環境に応じた作業方法を立案し、放射線業務従事者の受ける線量を低くするよう努める。
19-5	5次	2977	第1種管理区域からの退出者の身体の放射性物質の表面密度を計測し、汚染の有無を確認するため、第2加工棟の第2出入管理室及び第2ー2燃料棒加工室並びに第1廃棄物貯蔵棟のW1出入管理室にハンドフットクロスモニタを設置する。当該機器が故障等により使用不能となった場合には、保安規定に基づき、サーベイメータによる退出時の汚染検査を行う。	(第1種管理区域への出入管理) 第45条 環境安全部長は、施錠等により第1種管理区域にみだりに人の立ち入りができないような措置を講じるとともに、立ち入る者に対して次の事項を遵守させる措置を講じる。 (2)退出する場合は、ハンドフットクロスモニタ等により、身体及び身体に着用している物の表面密度の検査をすること。なお、ハンドフットクロスモニタが故障等により使用不能となった場合には、サーベイメータにて対応する。
<p>(基保-001「放射線管理基準」)</p> <p>5. 管理区域への出入管理</p> <p>5-3 管理区域にみだりに人の立ち入りができないような措置</p> <p>環境安全部長は、施錠・区画により管理区域にみだりに人の出入りができないようにする。環境安全部長は、放射線業務従事者以外の者を管理区域に立ち入らせる場合には次の処置を行うと共に立入記録の確認を行う。</p> <p>5-5 管理区域に立ち入る者に対して遵守させる措置(第44条第2項)</p> <p>環境安全部長は、管理区域に、立ち入る者に対して次の事項を遵守させるとともに第1加工棟、第2加工棟及び第1廃棄物貯蔵棟の管理区域出入口に「管理区域の立入時注意事項」を掲示し周知する。</p> <p>5-5-1 管理区域出入口を経由すること。</p> <p>5-5-2 所定の個人線量測定器を着用すること。</p> <p>10-2 作業方法の立案(第50条第1項)</p> <p>各部長は、工事作業計画の策定にあたり、「合理的に達成可能な限り放射線被ばくを低減する」ため、「遮蔽」「距離」「時間」の外部被ばく防護の3原則を有効に利用すると共に内部被ばくの防護の観点(作業場所の核燃料物質を少なくする。作業前に湿式除染する。防護具を着用する。)から立案する。</p> <p>(OP-KC-KAN-2140「放射線作業管理業務及び環境サーベイ」)</p> <p>4. 保安上の注意点</p> <p>(1)放射線作業管理業務に従事する放射線管理員は、内部被ばく防止・身体汚染防止のために汚染区域に立入る場合は必要な防護具を着用すること。また、汚染区域から退出する際には防護具を脱衣すること。</p>				
<p>(基保-001「放射線管理基準」)</p> <p>13. 放射線測定器類の管理</p> <p>13-2 放射線測定器類の点検</p> <p>環境安全部長は、別途定める保全計画に基づいて、表6に定める放射線測定器類を年1回点検し、その機能が正常であることを確認する。</p> <p>(表6にガンマ線エリアモニタを含めている。)</p> <p>(要保-068「監視用放射線測定器の警報設定値要領」)</p> <p>3. 警報設定値</p> <p>(3) ガンマ線エリアモニタ</p> <p>核燃料取扱施設において臨界警報装置の警報値として設定された実績のある50mR/hを空間線量の異常を検知できる値として採用し、これに相当する500 μSv/hをガンマ線エリアモニタの警報設定のための基準値とする。この基準値を元に計器精度を考慮して算出した値を警報設定値とする。具体的な警報設定値は別紙2の通りとする。</p>				
<p>(基保-001「放射線管理基準」)</p> <p>3. 管理区域の特別措置</p> <p>3-2管理区域の立入制限区域(第42条第1項)</p> <p>環境安全部長は、核燃料取扱主任者の審査を受け管理区域のうち次の各号に定める区域について標識の掲示、さく、施錠等の方法により他の場所と区分し(特別管理区域と呼ぶ)、通常作業時の人の立ち入りを制限する。</p> <p>(1)管理区域に立ち入る者が受ける外部放射線に係る線量を制限する必要がある区域</p> <p>線量当量率が45 μSv/hを超える区域とし、作業内容によって1日の立入時間または線量当量を制限するものとする。(電離則第3条の21mSv/1weekより)</p> <p>10. 被ばくの低減措置</p> <p>10-2 作業方法の立案(第50条第1項)</p> <p>品質保証部長、燃料製造部長、環境安全部長及び設備管理部長は、工事作業計画の策定にあたり、「合理的に達成可能な限り放射線被ばくを低減する」ため、「遮蔽」「距離」「時間」の外部被ばく防護の3原則を有効に利用すると共に内部被ばくの防護の観点(作業場所の核燃料物質を少なくする。作業前に湿式除染する。防護具を着用する。)から立案する。</p>				
<p>(基保-001「放射線管理基準」)</p> <p>6. 第1種管理区域への出入管理</p> <p>6-3 第1種管理区域に立ち入る者に対する遵守させる措置</p> <p>(2) 第1種管理区域からの退出時は、退出モニタ(ハンドフットクロスモニタ)及び物品搬出モニタで身体及び身体に着用している物の汚染の検査を実施する。退出モニタで身体の汚染検査を実施する場合、汚染されやすい部位である手、足を検査する。ただし手、足以外に汚染のおそれのある場合は、退出モニタのクロスモニタで汚染の検査を実施する。なお、ハンドフットクロスモニタが故障等により使用不能となった場合には、サーベイメータにて対応する。</p> <p>(OP-KC-MON-2043「管理区域への入退域手順」)</p> <p>(5)第1種管理区域から退域する作業者の注意点</p> <p>1)物品搬出モニタ及びハンドフットクロスモニタが使用できない場合(定期点検、故障・修理、停電等)は、サーベイメータで身体及び持出物品の測定を行い、物品類持出記録へ記載すること。</p>				

(*) 本欄に記載のNo. n-mは、nは加工施設の技術基準に関する規則第n条に係る記載である旨を示し、mは通し番号を示す。

No. *	設工認 記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
第二十条（廃棄施設）関係				
20-1	1次	へ-111	<p>（廃棄物の仕掛品） 第72条の2 各部長は、廃棄物の仕掛品を一時保管する場合は、次の各号に定める措置を講じるとともに、必要に応じて防火対策を講じる。 (1) 廃棄物の仕掛品は、可燃性のものと不燃性のものに分別し、汚染の広がりを防止するための措置を講じて金属製容器に収納し、別図2-(3)に示す第2廃棄物処理室の廃棄物の仕掛品の保管場所にて保管した後、別図3に示す保管廃棄設備に運搬する。 (2) 工事等により廃棄物の仕掛品が多く発生する場合は、(工事)作業計画を作成し、金属製容器を作業区域に持ち込み、可燃性のものと不燃性のものに分別し、汚染の広がりを防止するための措置を講じて金属製容器に収納し、当該作業区域又は別図2-(3)に示す第2廃棄物処理室の廃棄物の仕掛品の保管場所にて保管した後、別図3に示す保管廃棄設備に運搬する。</p>	<p>（基保-009「放射性廃棄物管理基準」） 2. 保管廃棄物の発生部門と保管、処理部門 2-1 保管廃棄物の発生部門 廃棄物の仕掛品及び保管廃棄物の発生部門は燃料製造部、品質保証部、設備管理部及び環境安全部であり、各部長は保管廃棄物の発生量抑制に努め、発生時処理業務を実施する。 発生時の取り扱いに関する要求事項は以下の通りであり、詳細は「第1種管理区域内で使用及び保管している物品の処置要領」（要保-069）に定める。 (1) 廃棄物の仕掛品は、可燃性のもの、難燃性のもの又は不燃性のものに分別し、ポリシート等による汚染の広がりを防止するための措置を講じて、防火対策としてドラム缶等の金属製容器に収納する。 (2) 上記ゴミ類を図1に示す第2廃棄物処理室のドラム缶に収納する場合、可能な限り減容しテープで巻いた後、第3-2項で分類されたドラム缶（ポリ袋セット済み）に収納する。 (3) 使用済フィルタで解体前のもの（以下、「フィルタ」という。）については、ポリシート等による汚染の広がりを防止するための措置を講じて廃棄物貯蔵棟へ搬出する、又は第2廃棄物処理室に一時保管した後廃棄物貯蔵棟へ搬出する。また、これらの措置を行うまでの間、ポリシート等による汚染の広がりを防止するための措置を講じて、図1に示す第2-1混合室又は第2フィルタ室の保管場所に移し、防火対策として金属製容器に収納する。 図1 廃棄物仕掛品の保管場所</p> <p>（要保-003「放射性保管廃棄物搬出要領」） 4. 一時保管方法及び搬出方法 4-2.1 固体廃棄物の一時保管方法 (3) 固体廃棄物のドラム缶への投入 固体廃棄物については、可燃物、難燃物乾質、難燃物硬質、不燃物（金属以外、汚泥、灰、フィルタ、金属、大型部品、発火性金属（ジルカロイ）、高比重金属（モリブデン、鉛）、その他不燃物）の12種類並びに核物質区分（劣化ウラン、天然ウラン及び濃縮ウラン）毎に分類し、第2廃棄物処理室に設置する廃棄物ドラム缶（200Lドラム缶換算で最大25 缶）又は第1廃棄物貯蔵棟第1種管理区域に設置するドラム缶に、各現場で発生した固体廃棄物を投入する。 4-2.4 工事等により廃棄物の仕掛品が多く発生する場合は、一時保管方法 4-2.1(3)項の定めにかかわらず工事等により廃棄物の仕掛品が多く発生する場合は、廃棄物発生部門長は廃棄物ドラム缶の設置場所、設置数、期間、固体廃棄物の投入等の管理を（工事）作業計画書で定め、作業現場（工事現場を含む）に廃棄物ドラム缶を設置出来るものとする。</p>
	2次	へ-6、へ-8、 ト-8、ト-10、 リ-15、リ-17		
	3次	50、177、 197、222		
	4次	532、580、 668、721		
20-2	1次	へ-111	<p>（放射性固体廃棄物） 第73条 各部長は、放射性固体廃棄物（焼却等による処理後の廃棄物を含む）を保管廃棄するときは次の各号に定める事項に従い金属製容器に収納する。 (1) 廃棄物は可燃性廃棄物と不燃性廃棄物に分類する。 (2) 廃棄物は汚染の広がりを防止するための措置を講じて、ドラム缶に収納する。 (3) 廃棄物のうち、使用済みフィルタ及び大型機械等ドラム缶に収納することが困難な場合は、汚染の広がりを防止するための措置を講じて、金属製容器に収納する。 2. 燃料製造部長は、放射性固体廃棄物を別図3に示す保管廃棄設備に保管し、廃棄物を入れる容器等には放射性廃棄物を示す標識をつけ、別表18で記録された内容と照合できるように整理番号等を表示する。 別図3 放射性廃棄物の保管廃棄設備</p>	<p>（基保-009「放射性廃棄物管理基準」） 3. 保管廃棄物の取扱い 3-3 梱包（封入） ①品質保証部長、燃料製造部長、環境安全部長及び設備管理部長は、放射性固体廃棄物をポリシート等で密封の上ドラム缶または金属製容器に収納する。また、フィルタは、ポリシート等による汚染の広がりを防止するための措置を講じて金属製容器に収納し、廃棄物登録手続きの際に金属製容器から取り出して、第2廃棄物処理室より廃棄物貯蔵棟へ搬出する。金属製容器に収納することが困難な場合はポリシート等で密封する。 6. 保管方法 6-1 放射性固体廃棄物（通常品） 燃料製造部長は、放射性固体廃棄物（液体を除くゴミ類）が入ったドラム缶を図2に示す第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟又は第1加工棟（ ）にて保管する。また、廃棄物のうち、使用済みフィルタ及び大型機械等ドラム缶に収納することが困難な場合は、汚染の広がりを防止するための措置を講じて、金属製容器に収納し第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟又は第1加工棟（ ）にて保管する。 （OP-KC-TW-2084「放射性廃棄物減容（詰替）処理の作業方法・管理及び記録方法」） 7. 作業方法 (1) 詰替（固体廃棄物）の作業方法については表1に記載 表1. 作業方法（固体廃棄物の詰替・詰合せ）</p>
	2次	へ-6、ト-8、 リ-15		
	3次	50、177、 197、222		
	4次	334、532、 580、626、 668、721		
	5次	523、971、 1796、1915、 2314		
20-3	2次	へ-8、ト-10、 リ-17	<p>（放射性固体廃棄物） 第73条 各部長は、放射性固体廃棄物（焼却等による処理後の廃棄物を含む）を保管廃棄するときは次の各号に定める事項に従い金属製容器に収納する。 (1) 廃棄物は可燃性廃棄物と不燃性廃棄物に分類する。 (2) 廃棄物は汚染の広がりを防止するための措置を講じて、ドラム缶に収納する。 (3) 廃棄物のうち、使用済みフィルタ及び大型機械等ドラム缶に収納することが困難な場合は、汚染の広がりを防止するための措置を講じて、金属製容器に収納する。</p>	<p>（基保-009「放射性廃棄物管理基準」） 3. 保管廃棄物の取扱い 3-2 分類（保安規定第73条第1項(1)） 保管廃棄物の分類を第1表に定める。また詳細については廃棄物種別区分表（放射性保管廃棄物搬出要領（要保-003）に定める）に定める。なお難燃物とは可燃物の中で燃やしく物を総称し、別途管理する。 3-3 梱包（封入） ①品質保証部長、燃料製造部長、環境安全部長及び設備管理部長は、放射性固体廃棄物をポリシート等で密封の上ドラム缶または金属製容器に収納する。また、フィルタは、ポリシート等による汚染の広がりを防止するための措置を講じて金属製容器に収納し、廃棄物登録手続きの際に金属製容器から取り出して、第2廃棄物処理室より廃棄物貯蔵棟へ搬出する。金属製容器に収納することが困難な場合はポリシート等で密封する。 ②各部長は、放射性液体廃棄物（廃油等の液体ゴミ類）を液体廃棄物用のドラム缶に収納する。なお、液体廃棄物用のドラム缶は、収納した放射性液体廃棄物により腐食しないものとする。 （OP-KC-TW-2084「放射性廃棄物減容（詰替）処理の作業方法・管理及び記録方法」） 7. 作業方法 (1) 詰替（固体廃棄物）の作業方法については表1に記載 (7) 放射性廃棄物の減容・詰替にあたっては「放射性廃棄物減容（詰替）記録（可燃物、難燃物、不燃物）」（様式-3）に必要事項を記載すると共に「放射性廃棄物保管記録」に「廃棄」の印（赤）を押し添付してファイルする。 表1. 作業方法（固体廃棄物の詰替・詰合せ）</p>
	3次	24、159、 161、163、 165、167、 169、171、 173、175、 495、496、 497		
	5次	1245、1294、 1799、1801、 1802、1807、 1917、2320、 2322、2327、 2328		

No. *	設工認記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
20-4	3次 160、162、164、166、168、170、172、174、176、523	保管廃棄設備() 廃棄物保管区域では、() (200 L ドラム缶換算) の保管廃棄能力を有する。 保管廃棄設備() 廃棄物保管区域では、() (200 L ドラム缶換算) の保管廃棄能力を有する。 保管廃棄設備() 廃棄物保管区域では、() (200 L ドラム缶換算) の保管廃棄能力を有する。 保管廃棄設備() 廃棄物保管区域では、() (200 L ドラム缶換算) の保管廃棄能力を有する。 保管廃棄設備() 廃棄物保管区域では、() (200 L ドラム缶換算) の保管廃棄能力を有する。 保管廃棄設備() 廃棄物保管区域では、() (200 L ドラム缶換算) の保管廃棄能力を有する。 保管廃棄設備() 廃棄物保管区域では、() (200 L ドラム缶換算) の保管廃棄能力を有する。 保管廃棄設備() 廃棄物保管区域では、() (200 L ドラム缶換算) の保管廃棄能力を有する。 保管廃棄設備() 廃棄物保管区域では、() (200 L ドラム缶換算) の保管廃棄能力を有する。 保管廃棄設備() 廃棄物保管区域では、() (200 L ドラム缶換算) の保管廃棄能力を有する。 保管廃棄設備() 廃棄物保管区域では、() (200 L ドラム缶換算) の保管廃棄能力を有する。 保管廃棄設備() 廃棄物保管区域では、() (200 L ドラム缶換算) の保管廃棄能力を有する。	青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所 (放射性固体廃棄物) 第73条 2. 燃料製造部長は、放射性固体廃棄物を別図3に示す保管廃棄設備に保管し、廃棄物を入れる容器等には放射性廃棄物を示す標識をつけ、別表18で記録された内容と照合できるような整理番号等を表示する。 別図3 放射性廃棄物の保管廃棄設備 第1加工棟 第1廃棄物貯蔵棟 第3廃棄物貯蔵棟 放射性固体廃棄物 保管廃棄能力 (200リットルドラム缶換算) (各廃棄物保管区域の保管廃棄能力を記載している。)	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所 (基保-009「放射性廃棄物管理基準」) 6. 保管方法 (保安規定第73条第2、4項、第74条第10～12項) 6-1 放射性固体廃棄物 (通常品) 燃料製造部長は、放射性固体廃棄物 (液体を除くゴミ類) が入ったドラム缶を図2に示す第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟又は第1加工棟で保管する。また、廃棄物のうち、使用済みフィルタ及び大型機械等ドラム缶に収納することが困難な場合は、汚染の広がりを防止するための措置を講じて、金属製容器に収納し第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟又は第1加工棟で保管する。 図2 放射性廃棄物の保管場所 保管廃棄物を保管する各室の保管廃棄能力は、加工事業許可及び設工認に基づき第2表のとおりとする。 なお、各室の保管数量及び再生濃縮ウランの保管区域の具体的な位置等の詳細については、「要保-006 放射性保管廃棄物保管要領」等に定める。 第2表 放射性固体廃棄物に係わる保管廃棄能力 (要保-006「放射性廃棄物保管要領」) 2. 保管廃棄設備に係わる社内管理値 2-1 放射性固体廃棄物 放射性固体廃棄物に係わる社内管理値は第1表に示す。 第1表 放射性固体廃棄物に係わる社内管理値、図1 再生濃縮ウラン等の保管領域及び保管本数 【第1表に、保管許容量、再生濃縮ウランの保管許容量を定める。図1に再生濃縮ウランの配置を定める。】
	5次 1246、1295	保管廃棄設備() 廃棄物保管区域では、約1750本 (200L ドラム缶換算) の保管廃棄能力を有する。 保管廃棄設備() 廃棄物保管区域では、約3400本 (200L ドラム缶換算) の保管廃棄能力を有する。		
	3次 160、162、164、166、168、170、172、174、176、523	廃棄物保管区域は放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別し、放射性廃棄物を保管廃棄する区域を床面にペイントで明示する。		
	5次 1246、1295			
20-5	5次 1110、1145、1230	廃液処理によって生じたスラッジ状の廃棄物に対し、乾燥させた後、放射性固体廃棄物として取り扱う。	(放射性固体廃棄物) 第73条 各部長は、放射性固体廃棄物 (焼却等による処理後の廃棄物を含む) を保管廃棄するときは次の各号に定める事項に従い金属製容器に収納する。 (2) 廃棄物は汚染の広がりを防止するための措置を講じて、ドラム缶に収納する。	(基保-009「放射性廃棄物管理基準」) 6. 保管方法 6-1 放射性固体廃棄物 燃料製造部長は、放射性固体廃棄物 (液体を除くゴミ類) が入ったドラム缶を図2に示す第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟又は第1加工棟 () で保管する。 【OP-KC-TW-2884「蒸発乾固装置による排水処理作業」に廃液処理で生じたスラッジ状の廃棄物を乾燥させて、放射性固体廃棄物として取り扱う手順を定める】
20-6	1次 添付1-87	液体状の放射性廃棄物の廃棄施設から周辺監視区域外に排出する前に、バッチ方式により放射性物質の濃度が周辺監視区域外の水中濃度限界以下であることを確認する手順を定めている。	(放射性液体廃棄物) 第74条 環境安全部長は、別図2-(2)の排水口からの放射性液体廃棄物の放出による周辺監視区域外の水中の放射性物質濃度が、線量告示で定める周辺監視区域外における水中の濃度限界を超えないようにする。 2. 環境安全部長は、前項の排水口より放射性液体廃棄物を放出する場合は、合理的に達成可能な限り放射性物質濃度を低減するために、排水貯槽内における排水中の放射性物質濃度が別表16に定める管理目標値を超えないようにする。	(基保-001「放射線管理基準」) 17. 放射性液体廃棄物 17-4 排水口の放射性液体廃棄物の管理 (第74条1項、2項) 環境安全部長は、合理的に達成可能な限り放射性物質濃度を低減するため以下の管理を行う。排水口からの放射性液体廃棄物の放出による周辺監視区域外の水中の放射性物質濃度が、線量告示第8条に定める周辺監視区域外における水中の濃度限界 (3ヶ月についての平均値が20mBq/cm ³ (U234)) を超えないようにするため、排水槽または貯留槽より排水を放出しようとするときは、その都度槽内の排水中の放射性物質濃度を測定し、その排水中の放射性物質濃度が、表8の水中の放射性物質濃度が管理目標値 (3ヶ月についての平均値が8mBq/cm ³ (U234)) 以下であることを確認する。 (要保-084「放射線管理定期測定に関する要領」) 2. 放射線管理定期測定項目 ①外部放射線に係る線量当量の測定 (第52条第1項)、②外部放射線に係る線量当量率の測定 (第52条第1項注) 放射線管理基準のみ)、③表面密度の測定 (第52条第1項)、④空気中の放射性物質の濃度の測定 (第52条第1項)、⑤排気中の放射性物質の濃度の測定 (第52条第1項、第75条第3項)、⑥排水中の放射性物質の濃度の測定 (2次排水：第52条第1項、3次排水：第74条第3項)、⑦環境試料中の放射性物質濃度の測定 (第52条第1項)、⑧風向、風速等の測定 (第52条第1項) 3. 測定場所の選定方法等について 前項「2.」に示した各放射線管理定期測定項目の測定場所の選定方法、測定方法及び評価方法等について表-1～表-8に示す。このうち、「①外部放射線に係る線量当量の測定」については、TLDによる測定とモニタリングポストによる測定とに分けて示し、それぞれ表-1(1)、表-2(2)とする。なお、表に示した測定場所の選定方法は基本的な考え方であり、施設や測定結果の状況等により必要に応じて測定場所を見直すこととする。 また、測定に使用する放射線測定器類は点検または校正されたものを使用すること。 表-1(1)『外部放射線に係る線量当量の測定』での測定場所の選定方法等について 表-1(2)『外部放射線に係る線量当量率の測定』での測定場所の選定方法等について 表-2『外部放射線に係る線量当量率の測定』での測定場所の選定方法等について 表-3『表面密度の測定』での測定場所の選定方法等について 表-4『空気中の放射性物質の濃度の測定』での測定場所の選定方法等について 表-5『排気中の放射性物質の濃度の測定』での測定場所の選定方法等について 表-6『排水中の放射性物質の濃度の測定』での測定場所の選定方法等について 表-7『環境試料中の放射性物質濃度の測定』での測定場所の選定方法等について 表-8『風向、風速等の測定』での測定場所の選定方法等について (OP-KC-MIZ-2301「1次排水の水放射線物質濃度測定方法」) 1. 概要 本標準は、第1種管理区域で発生した、廃液を各廃液処理装置で処理を行った後の水中放射性物質濃度測定を行う方法について定める。 2. 適用範囲 1次排水、ペレット研磨水 第1種管理区域の対象水の区分は放射線管理基準第74条より以下の区分けとなる。 (1) 発生元の放射性物質を含む廃液を処理し次工程へ排水する廃液を1次排水という。1次排水は、第2加工棟の第2分析室、第2開発室、第2-1ペレット室から発生する。 (2) 燃料製造部の作業標準 (「R5・R6廃水処理(OP-457-FP-2247)」) に基づく第1廃液処理設備 (第2-1ペレット室) の廃水処理前の水をペレット研磨水とする。
	5次 1060、1063、1066、1069、1072、1074、1076、1078、1080、1082、1084、1087、1090、1093、1096、1099、1102、1104、1107、1112、1114、1117、1119、1122、1124、1127、1130、1133、1135、1138、1140、1143、1147、1149、1151、1154、1156、1159、1162、1165、1168、1214、1216、1219、1221、1223、1226、1228、1232、1235、1238、1241、1244	第1種管理区域で生じた液体廃棄物、並びに上流の廃液処理設備から移送された液体廃棄物に対し、ウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を原子力規制委員会の定める濃度限界以下とした後、施設外に排出する。	別図2-(2) 管理区域、保全区域及び周辺監視区域図	

(*) 本欄に記載のNo. n-mは、nは加工施設の技術基準に関する規則第n条に係る記載である旨を示し、mは通し番号を示す。

No. *	設工認 記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
20-7	4次 592、593、 594、595、 609、612、 623、624、 626、627、 977、1140	撤去する第2廃棄物貯蔵棟の代替施設として第5廃棄物貯蔵棟を新設する。第5廃棄物貯蔵棟の保管廃棄設備、 <u>廃棄物保管区域を新設する。</u> 第2廃棄物貯蔵棟を撤去する。 <u>第2廃棄物貯蔵棟を撤去する。</u> 第2廃棄物貯蔵棟の撤去に伴い、第2廃棄物貯蔵棟内に設置していた第2廃棄物貯蔵棟の付属設備、保管廃棄設備、 <u>廃棄物保管区域を撤去する。</u>	青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所 (放射性液体廃棄物) 第74条 11. 前項の保管に当たっては、第73条第2項及び第3項の規定を準用する。ただし、放射性液体廃棄物の保管廃棄設備は、別図3に示す第5廃棄物貯蔵棟とする。 (第2廃棄物貯蔵棟→第5廃棄物貯蔵棟) 別図2-(1) 管理区域、保全区域及び周辺監視区域図 (第2廃棄物貯蔵棟は削除し第5廃棄物貯蔵棟を追加) 別図3 放射性廃棄物の保管廃棄設備 (第2廃棄物貯蔵棟に関する記載を削除し第5廃棄物貯蔵棟を追加)	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所 (基保-009「放射性廃棄物管理基準」) 6. 保管方法 6-2 放射性液体廃棄物 燃料製造部長は、放射性液体廃棄物(原油等の液体ゴミ類)が入った液体廃棄物用のドラム缶を図2に示す第5廃棄物貯蔵棟で保管廃棄する。第5廃棄物貯蔵棟の保管廃棄能力は、加工事業許可及び設工認に基づき第3表のとおりとする。また、液体廃棄物用のドラム缶が破損した場合においても封入した放射性液体廃棄物を拡がらせないで回収、汚染除去が出来るような処置を施す。 図2 放射性廃棄物の保管場所 (下部規定内の図面で、第2廃棄物貯蔵棟を削除し、第5廃棄物貯蔵棟を追加する) (要保-006「放射性廃棄物保管要領」) 2. 保管廃棄設備に係わる社内管理値 2-2 放射性液体廃棄物 放射性液体廃棄物に係わる社内管理値を第2表に、消防法上の危険物制限値を第3表に示す。第3表に示す危険物の種類ごとの制限値を遵守すること。 第2表 放射性固体廃棄物に係わる社内管理値 【第2表に、第5廃棄物貯蔵棟の保管許容量を定める。】
20-8	4次 1079、1080	保管廃棄設備、 <u>廃棄物保管区域では、液体廃棄物を保安規定に基づいて、汚染の広がりを防止する措置を講じてドラム缶に収納し密閉した状態で保管廃棄する。</u>	(放射性液体廃棄物) 第74条 9. 各部長は、アルカリ又は有機溶媒等の排出し難い放射性液体廃棄物を腐食しない容器に封入する。 10. 燃料製造部長は、前項の容器が破損した場合においても封入した放射性液体廃棄物を拡がらせないで回収汚染除去できるような処置を施すか又は前項の容器をそのような場所に保管する。 11. 前項の保管に当たっては、第73条第2項及び第3項の規定を準用する。ただし、放射性液体廃棄物の保管廃棄設備は、別図3に示す第5廃棄物貯蔵棟とする。	(基保-009「放射性廃棄物管理基準」) 3. 保管廃棄物の取扱い 3-3 梱包(封入) (保安規定第73条第1項(2)、(3)、第74条第9項) ①品質保証部長、燃料製造部長、環境安全部長及び設備管理部長は、放射性固体廃棄物をポリシート等で密封の上ドラム缶または金属製容器に収納する。また、フィルタは、ポリシート等による汚染の広がりを防止するための措置を講じて金属製容器に収納し、廃棄物登録手続きの際に金属製容器から取り出して、第2廃棄物処理室より廃棄物貯蔵棟へ搬出する。金属製容器に収納することが困難な場合はポリシート等で密封する。 ②品質保証部長、燃料製造部長、環境安全部長及び設備管理部長は、放射性液体廃棄物(原油等の液体ゴミ類)を液体廃棄物用のドラム缶に収納する。なお、液体廃棄物用のドラム缶は、収納した放射性液体廃棄物により腐食しないものとする。 (OP-KC-TW-2084「放射性廃棄物減容(詰替)処理の作業方法・管理及び記録方法」) 7. 作業方法 (1) 詰替(固体廃棄物)の作業方法については表1に記載 表1. 作業方法(固体廃棄物の詰替・結合せ)
20-9	5次 1016、1019、 1029、1032、 1040、1042、 1050、1053、 1203	第1種管理区域からの排気は、放射性物質を高性能エアフィルタで除去した後、気体廃棄設備である排気ダクトを通して屋上の排気口から屋外に放出する。	(放射性気体廃棄物) 第75条 環境安全部長は、排気口からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度が線量告示で定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないようにする。	(基保-001「放射線管理基準」) 18. 放射性気体廃棄物 18-3 排気口の放射性気体廃棄物の管理 環境安全部長は、合理的に達成可能な限り放射性物質濃度を低減するため以下の管理を行う。排気口からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度が線量告示第8条に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度(3ヶ月についての平均値が10nBq/cm ³ (U234))を超えないようにするため、排気口に排気用モニタを設置し排気中の放射性物質濃度が表8に定める管理目標値(3ヶ月についての平均値が、1.5nBq/cm ³ (U234))以下であることを確認する。 18-5 排気中の放射性物質濃度が異常に高くなりまたは高くなるおそれのある時の通知勧告 環境安全部長は、前項の排気中の放射性物質濃度が、異常に高くなり、又は高くなるおそれがあるときは、速やかに担当部長にその事実を通知するとともに、その原因の除去を勧告する。 18-6 勧告を受けたときの措置 担当部長は、前項の勧告を受けたときは、環境安全部長及び核燃料取扱主任者と協議して、その原因を調査し、「異常時の措置基準」に定める適切な措置を講じる。 (要保-084「放射線管理定期測定に関する要領」) 2. 放射線管理定期測定項目 ①外部放射線に係る線量当量の測定(第52条第1項) ②外部放射線に係る線量当量率の測定(第52条第1項注)放射線管理基準のみ) ③表面密度の測定(第52条第1項) ④空気中の放射性物質の濃度の測定(第52条第1項) ⑤排気中の放射性物質の濃度の測定(第52条第1項、第75条第3項) ⑥排水中の放射性物質の濃度の測定 (2次排水：第52条第1項、3次排水：第74条第3項) ⑦環境試料中の放射性物質濃度の測定(第52条第1項) ⑧風向、風速等の測定(第52条第1項) 3. 測定場所の選定方法等について 前項「2.」に示した各放射線管理定期測定項目の測定場所の選定方法、測定方法及び評価方法等について表1～表8に示す。このうち、「①外部放射線に係る線量当量の測定」については、TLDによる測定とモニタリングポストによる測定とに分けて示し、それぞれ表1(1)、表2(2)とする。なお、表に示した測定場所の選定方法は基本的な考え方であり、施設や測定結果の状況等により必要に応じて測定場所を見直すこととする。 また、測定に使用する放射線測定器類は点検または校正されたものを使用すること。 表1(1)『外部放射線に係る線量当量の測定』での測定場所の選定方法等について 表1(2)『外部放射線に係る線量当量の測定』での測定場所の選定方法等について 表2『外部放射線に係る線量当量率の測定』での測定場所の選定方法等について 表3『表面密度の測定』での測定場所の選定方法等について 表4『空気中の放射性物質の濃度の測定』での測定場所の選定方法等について 表5『排気中の放射性物質の濃度の測定』での測定場所の選定方法等について 表6『排水中の放射性物質の濃度の測定』での測定場所の選定方法等について 表7『環境試料中の放射性物質濃度の測定』での測定場所の選定方法等について 表8『風向、風速等の測定』での測定場所の選定方法等について

(*) 本欄に記載のNo. n-mは、nは加工施設の技術基準に関する規則第n条に係る記載である旨を示し、mは通し番号を示す。

No.*	設工認記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
20-10	5次 2984	フィルタユニット及びフィルタユニット（設備排気用）は内包するプレフィルタ及び高性能エアフィルタの交換が容易な構造とし、目詰まりを監視するために差圧計（フィルタ用）を設けることにより、機能を適切に維持する。	青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所 添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の3関係） 10. 設計想定事象の発生時（その他） 資機材の配備 17 設備管理部長は、フィルタユニットは内包する高性能エアフィルタの交換が容易な構造とし、目詰まりを監視するために差圧計を設けることにより、機能を適切に維持する。	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所 （基保-039「設計想定事象等対処活動基準」） 14. その他の設計想定事象等 （3）必要な電源その他資機材の配備 17 設備管理部長は、フィルタユニットは内包する高性能エアフィルタの交換が容易な構造とし、目詰まりを監視するために差圧計を設けることにより、機能を適切に維持する。 （作業標準OP-KP-EC-2546「第1廃棄物貯蔵棟プレフィルタ交換作業」及び作業標準OP-KP-EC-2547「第2加工棟廃棄設備へパフィルタ交換作業」） 7. 作業手順 2フィルタ交換日時の決定 ・放管掛のフィルタ差圧点検記録簿により傾向管理を行い決定する。 【以下、それぞれの手順書にプレフィルタ及びへパフィルタの作業手順を定める】
20-11	5次 2986	流し（手洗い、シャワー）及び空調ドレン水タンクは、通常時において有意な核燃料物質が混入しないよう保安規定に定めて管理するため、液体廃棄物を取り扱う設備ではない。	（放射線液体廃棄物） 第74条 2. 環境安全部長は、前項の排水口より放射性液体廃棄物を放出する場合は、合理的に達成可能な限り放射性物質濃度を低減するために、排水貯槽内における排水中の放射性物質濃度が別表16に定める管理目標値を超えないようにする。また、第1種管理区域内の流し（手洗い、シャワー）及び空調ドレン水タンクには、第27条に定める加工施設で取り扱う核燃料物質等を混入しない措置を講じ、放射線業務従事者に遵守させる。	（基保-001「放射線管理基準」） 17-4 排水口の放射性液体廃棄物の管理 環境安全部長は、合理的に達成可能な限り放射性物質濃度を低減するため以下の管理を行う。 排水口（3次排水）からの放射性液体廃棄物の放出による周辺監視区域外の水中の放射性物質濃度が、線量告示第8条に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度（3ヶ月についての平均値が20mBq/cm ³ （U234））を超えないようにするため、排水槽または貯留槽より排水を放出しようとするときは、その都度槽内の排水中の放射性物質濃度を測定し、その排水中の放射性物質濃度が、表8の水中の放射性物質濃度が管理目標値（3ヶ月についての平均値が8mBq/cm ³ （U234））以下であることを確認する。 また、第1種管理区域内の流し（手洗い、シャワー）には核燃料物質の投入禁止掲示など及び空調ドレン水タンクには蓋の設置などにより通常時において核燃料物質等を混入しないような対策を実施する。
20-12	5次 3196	放射性固体廃棄物の廃棄工程 フォークリフト、ドラム缶運搬車、また上階へはチェンブロックにて行う。	別図3 放射性廃棄物の保管廃棄設備 注3）ドラム缶その他の金属製容器を運搬するに当たっては、運搬設備（フォークリフト、ドラムボータ、チェンブロック）を使用する。	（基保-009「放射性廃棄物管理基準」） 3. 保管廃棄物の取扱い 3-3 梱包（封入） ①品質保証部長、燃料製造部長、環境安全部長及び設備管理部長は、放射性固体廃棄物をポリシート等で密封の上ドラム缶または金属製容器に収納する。また、フィルタは、ポリシート等による汚染の広がりを防止するための措置を講じて金属製容器に収納し、廃棄物登録手続きの際に金属製容器から取り出して、第2廃棄物処理室より廃棄物貯蔵棟へ搬出する。金属製容器に収納することが困難な場合はポリシート等で密封する。なお、ドラム缶その他の金属製容器を運搬するに当たっては、運搬設備（フォークリフト、ドラムボータ、チェンブロック）を使用する。 （要保-003「放射性保管廃棄物搬出要領」） 放射性廃棄物管理基準（基保-009）に基づき、廃棄物の仕掛品の発生場所（第2加工棟又は第1廃棄物貯蔵棟）での一時保管方法及び放射性保管廃棄物を管理区域より廃棄物貯蔵棟へ搬出する方法等について定める
第二十一条（核燃料物質等による汚染の防止）関係				
21-1	5次 523、971、1796、1915、2314	第1種管理区域の設備・機器撤去後の床等の表面は、修復後、ウランが浸透しにくく、除去が容易で腐食しにくい材料（難燃性材料）で塗装を施す。	（保全計画の策定） 第62条の6 6. 担当部長は、設計及び工事の計画の策定について、次のとおり実施する。 (3)担当部長は、工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置として、補修及び改造に関わる工事においては、それぞれ第63条及び第64条に基づいて作成する（工事）作業計画に、労働安全衛生法等関係法令を考慮して、保安を確保するための具体的な対策を計画する。また、点検等においては、加工施設の操作に関する計画として第25条に、放射線管理に関する計画として第38条に、それぞれ基づいて策定する基準に従い保安を確保する。	（基保-018「補修及び改造基準」） 4.5 補修及び改造 A. 補修 4.5.A3（工事）作業計画 加工施設の操作に関し異常の通報を受けた担当部長は、「異常時の措置基準」（基保-012）及び「評価・改善基準」（基保-023）に従い補修等の処置を行う。補修を行うに際して担当部長又は設備管理部長は関係部長及び核燃料取扱主任者と協議の上、（工事）作業計画を作成し、労働安全衛生法等関係法令を考慮して、火災爆発防止その他の安全対策を講じて実施する。 （要保-012「作業計画作成要領」） 3.（工事）作業計画作成要領 （工事）作業計画の作成にあたっては非定常作業の注意点等について経験者の意見を参考にし、また労働安全衛生法関係法令を考慮し、その内容を様式1-2（2）に記載すること。
21-2	5次 2037	分析設備 計量設備架台 No.12 撤去	（従前から保安規定には記載していない。）	（下部規定内で分析設備 計量設備架台 No.12を削除する。）
21-3	5次 2038	試験検査設備 計量設備架台 No.13 撤去	（従前から保安規定には記載していない。）	（下部規定内で分析設備 計量設備架台 No.13を削除する。）
21-4	5次 2039	試験検査設備 計量設備架台 No.14 撤去	（従前から保安規定には記載していない。）	（下部規定内で分析設備 計量設備架台 No.14を削除する。）

No. *	設工認 記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
第二十二条（遮蔽）関係				
22-1	4次 334、626	工事中において建物の境界防止及び遮蔽能力に影響を及ぼす工事は実施しない。 第2加工棟の大型搬入口扉を資機材の搬入のために開とする場合においては、必要に応じて、定期的な線量当量率の測定を行い、線量告示に定める管理区域に係る値を超えるおそれのないことを確認する。	<p>（保全計画の策定） 第62条の6 6. 担当部長は、設計及び工事の計画の策定について、次のとおり実施する。 (3) 担当部長は、工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置として、補修及び改造に関わる工事においては、それぞれ第63条及び第64条に基づいて作成する（工事）作業計画に、<u>労働安全衛生法等関係法令を考慮して、保安を確保するための具体的な対策を計画する。</u>また、点検等においては、加工施設の操作に関する計画として第25条に、放射線管理に関する計画として第38条に、それぞれ基づいて策定する基準に従い保安を確保する。</p> <p>（線量当量等の測定） 第52条 環境安全部長は、<u>管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等を別表9及び別表10に定めるところにより監視及び測定する。</u></p> <p>別表9 線量当量等の測定（第52条、第74条、第75条関係） 第1種管理区域・外部放射線に係る線量当量・空気中の放射性物質の濃度 ・表面密度 1回/週 第2種管理区域・外部放射線に係る線量当量 周辺監視区域・外部放射線に係る線量当量 周辺監視区域外・環境試料中の放射性物質濃度（注1） ・空気中の放射性物質の濃度 1回/3月 （注1）周辺環境におけるウランの濃度を監視するため、加工施設周辺の河川水、土壌のウラン濃度の測定を行う。</p> <p>別表10 線量当量等の測定方法（第52条関係） 放射線業務従事者の線量 放射線業務従事者の外部被ばくによる線量 蛍光ガラス線量計、個人線量計（電子式線量計）又は熱蛍光線量計（TLD）による測定 第1種管理区域に立ち入った放射線業務従事者の内部被ばくによる線量 空気中放射性物質濃度からの計算又はバイオアッセイ法（尿中ウラン量測定等）による測定 表面密度 第1種管理区域の紙によるふき取り及び低バックグラウンドカウンタ等による測定 空気中の放射性物質の濃度 第1種管理区域 エアスニファ等による集塵及び低バックグラウンドカウンタ等による測定 ダストモニタ（換気用モニタ）による測定 排気口 エアスニファ等による集塵及び低バックグラウンドカウンタ等による測定 ダストモニタ（排気用モニタ）による測定 水中の放射性物質濃度 排水口 排水の採取試料について蒸発乾固及び低バックグラウンドカウンタ等による測定 外部放射線に係る線量当量 管理区域及び周辺監視区域 モニタリングポスト、熱蛍光線量計（TLD）等による測定 風向、風速、降雨量及び大気温度 周辺監視区域 気象観測装置による測定</p>	<p>（基保-018「補修及び改造基準」） 4.5 補修及び改造 B. 改造 4.5.B3（工事）作業計画 改造を実施する担当部長又は設備管理部長は、実施に際して関係部長及び核燃料取扱主任者と協議の上、（工事）作業計画を作成し、<u>労働安全衛生法等関係法令を考慮して、火災爆発防止その他の安全対策を講じて実施する。</u></p> <p>（基保-001「放射線管理基準」） 12. 線量当量等の測定 12-2 線量当量等の監視及び測定 環境安全部長は、管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等を表4及び表5に定めるところにより測定する。この場合、管理区域及び周辺監視区域における1週間の線量当量は、加工則第7条第3項に定める原子力規制委員会の定めるところにより（線量告示第10条第1項：1センチメートル線量当量とする）記録する。この1週間の線量当量を積算線量計で測定する場合で、積算日数が1週間（7日）と異なる時は、加工則第7条第2項（前項に規定する記録事項について直接測定することが困難な場合においては、当該事項を間接的に推定することができる記録をもってその事項の記録に代えることができる。）を適用し、比例計算により推定する。 環境安全部長は、線量当量等の測定結果が法令値または表8の管理目標値を超えないようにするため「社内管理目標値（放射線管理）要領」を定め監視する。</p> <p>（要保-084「放射線管理定期測定に関する要領」） 2. 放射線管理定期測定項目 ①外部放射線に係る線量当量の測定（第52条第1項） ②外部放射線に係る線量当量率の測定（第52条第1項注）放射線管理基準のみ） ③表面密度の測定（第52条第1項） ④空気中の放射性物質の濃度の測定（第52条第1項） ⑤排気中の放射性物質の濃度の測定（第52条第1項、第75条第3項） ⑥排水中の放射性物質の濃度の測定 （2次排水：第52条第1項、3次排水：第74条第3項） ⑦環境試料中の放射性物質濃度の測定（第52条第1項） ⑧風向、風速等の測定（第52条第1項） 3. 測定場所の選定方法等について 前項「2.」に示した各放射線管理定期測定項目の測定場所の選定方法、測定方法及び評価方法等について表-1～表-8に示す。このうち、「①外部放射線に係る線量当量の測定」については、TLDによる測定とモニタリングポストによる測定とに分けて示し、それぞれ表-1(1)、表-2(2)とする。なお、表に示した測定場所の選定方法は基本的な考え方であり、施設や測定結果の状況等により必要に応じて測定場所を見直すこととする。 また、測定に使用する放射線測定器類は点検または校正されたものを使用すること。 表-1(1)『外部放射線に係る線量当量の測定』での測定場所の選定方法等について 表-1(2)『外部放射線に係る線量当量の測定』での測定場所の選定方法等について 表-2『外部放射線に係る線量当量率の測定』での測定場所の選定方法等について 表-3『表面密度の測定』での測定場所の選定方法等について 表-4『空気中の放射性物質の濃度の測定』での測定場所の選定方法等について 表-5『排気中の放射性物質の濃度の測定』での測定場所の選定方法等について 表-6『排水中の放射性物質の濃度の測定』での測定場所の選定方法等について 表-7『環境試料中の放射性物質濃度の測定』での測定場所の選定方法等について 表-8『風向、風速等の測定』での測定場所の選定方法等について</p>
22-2	1次 添付1-73 3次 525、816 4次 1350 5次 3720	再生濃縮ウランの配置については、加工事業変更許可申請書に基づき保安規定に定めて管理する。	<p>（核燃料物質の貯蔵） 第70条 各部長は、核燃料物質を貯蔵しようとするときは、次の事項を遵守する。 (4)再生濃縮ウランを貯蔵する場合は、別表15に定める貯蔵施設の所定の区域に貯蔵し、<u>相対的に線量の高い再生濃縮ウランの影響が低くなるように、貯蔵設備内のより低い位置、かつ、周辺監視区域境界から遠ざける位置に配置すること。</u></p> <p>別表15 核燃料物質の最大貯蔵能力（第70条関係） （注1） （注2） （注3） （注4） （注5） （注6）</p>	<p>（基保-003「加工施設の操作基準（燃料製造部）」） 4-15 核燃料物質の貯蔵 （1）核燃料物質の貯蔵 ① 燃料製造部長は、核燃料物質を貯蔵しようとするときは定められた貯蔵方法により、貯蔵施設の貯蔵設備に貯蔵すること。 なお、核的制限値として質量制限を用いている貯蔵設備の場合、1容器当たりの収納量については第3表に示す値以下とすること。 ② 燃料製造部長は、貯蔵施設の貯蔵数量について第3表に示す最大貯蔵能力以下とすること。また、燃料製造部長に指示された者は、貯蔵量を確認し、燃料製造部長の確認を受けること。具体的には、「加工施設の操作要領（燃料製造部）」（要保-107）、「臨界安全管理要領書（第2開発室）」（要保-001）に定める。 ④ 燃料製造部長は、再生濃縮ウランを貯蔵する場合は、<u>第1図に示す貯蔵施設の所定の区域に貯蔵し、相対的に線量の高い再生濃縮ウランの影響が低くなるように、貯蔵設備内のより低い位置、かつ、周辺監視区域境界から遠ざける位置に配置すること。</u></p> <p>第3表 核燃料物質の最大貯蔵能力 第1図 再生濃縮ウラン貯蔵区域 【要保-107「加工施設の操作要領（燃料製造部）」に、上記の事項を定める】</p> <p>基保-032「加工施設の操作基準（品質保証部）」 4-15 核燃料物質の貯蔵 （1）核燃料物質の貯蔵 ①品質保証部長は、核燃料物質を貯蔵しようとするときは定められた貯蔵方法により貯蔵施設の貯蔵設備に貯蔵すること。 ②品質保証部長は、貯蔵施設の貯蔵数量について第3表に示す最大貯蔵能力以下とすること。また、品質保証部長に指示された者は、貯蔵量を確認し、品質保証部長の確認を受けること。 ③品質保証部長は、貯蔵施設の目つきやすい場所に臨界管理表とは別に貯蔵上の注意事項の掲示をすること。 ④品質保証部長は、再生濃縮ウランを貯蔵する場合は、<u>第1図に示す貯蔵施設の所定の区域に貯蔵し、相対的に線量の高い再生濃縮ウランの影響が低くなるように、貯蔵設備内のより低い位置、かつ、周辺監視区域境界から遠ざける位置に配置すること。</u></p> <p>第3表 核燃料物質の最大貯蔵能力 第1図 再生濃縮ウラン貯蔵区域 【要保-176「加工施設の操作要領（品質保証部）」に、上記の事項を定める】</p>

（*）本欄に記載のNo. n-mは、nは加工施設の技術基準に関する規則第n条に係る記載である旨を示し、mは通し番号を示す。

No.*	設工認 記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等	
22-3	3次 4次 5次	816 1350 3720	管理区域の周辺に周辺監視区域を設定し、周辺監視区域境界における線量が、線量告示に定める線量限度を超えないようにする。	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所</p> <p>(周辺監視区域) 第46条 周辺監視区域は、管理区域の周辺の区域であって別図2-(1)及び別図2-(2)に示す区域とする。</p> <p>2. 環境安全部長は、前項の周辺監視区域境界にさくを設けるか、又は周辺監視区域である旨を示す標識を設ける等の方法によって、当該区域に業務上立ち入る者以外の者の立ち入りを制限する。</p> <p>別図2-(1) 周辺監視区域及び敷地周辺図 別図2-(2) 管理区域、保全区域及び周辺監視区域図</p>	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所</p> <p>基保-035「周辺監視区域管理基準」 3. 周辺監視区域の立入制限方法 (第46条) 3-1 立入制限方法 周辺監視区域への立入制限の具体的な方法は、以下のとおりとする。 (1) 周辺監視区域境界 ・周辺監視区域境界に人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造を有するさく等の障壁を設ける。 ・さく等の障壁は、フェンス、壁、扉又はゲートとする。 ・周辺監視区域境界のさく等には、人の侵入を検知できるセンサ又は監視カメラを設置する。 (2) 標識 ・周辺監視区域に接近しようとする者に対し、周辺監視区域であることを確実に知らしめることができるように「周辺監視区域、許可なく立入を禁ず。」と表示した標識をさく等の障壁の周辺に取り付ける。 3-2 周辺監視区域境界及び標識 周辺監視区域境界、標識の配置及び出入口を図1に示す。標識は下図のとおりとする。 図1 周辺監視区域境界及び保全区域境界の標識の配置及び出入口</p>
第二十三条 (換気設備) 関係					
23-1	1次 2次 3次 4次	へ-111 へ-6、ト-8、 リ-15 50、177、 197、222 532、580、 668、721	第1種管理区域内で工事を行う場合は、可能な限り給排気設備を稼働させることで負圧及び換気機能を維持する。	<p>(漏えい管理) 第34条 3. 設備管理部長は、第1種管理区域内の部屋は、給排気設備により平均6回/時以上の換気を行い、空気中の放射性物質濃度が「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」(原子力規制委員会告示第8号)(以下「線量告示」という。)第6条に定める放射線業務従事者に係る濃度限度以下となるよう管理する。</p>	<p>(基保-026「加工施設の操作基準(設備管理部)」) 4-8 漏えい管理 (3) 換気 設備管理部長は、第1種管理区域内の部屋は、給排気設備により平均6回/時以上の換気を行い、空気中の放射性物質濃度が「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」(原子力規制委員会告示第8号)(以下「線量告示」という。)第6条に定める放射線業務従事者に係る濃度限度以下となるよう管理する。</p>
第二十四条 (非常用電源設備) 関係					
24-1	4次 5次	1131 2999	非常用電源設備に接続する負荷容量を増やす場合は、発電定格容量以内とする管理を行う。	<p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係) 10. 設計想定事象の発生時(その他) 手順書の整備 13 設備管理部長は、非常用電源設備に接続する負荷容量を増やす場合は、発電定格容量以内とする管理を行う。</p>	<p>(基保-039「設計想定事象等対処活動基準」) 14. その他の設計想定事象等 (4) 手順書の整備 13 設備管理部長は、非常用電源設備に接続する負荷容量を増やす場合は、発電定格容量以内とする管理を行う。</p> <p>【要保-357「加工施設の保全のための活動を行うために必要な資機材等の整備要領」に、上記の非常用電源設備に接続する負荷容量を増やす場合は、発電定格容量以内とする管理を行うよう定める。】</p>
24-2	5次	3001	長期にわたって給電の必要が生じた場合、下表に示す負荷設備を少消費系統又は待機状態に切り替えることによって、外部からの燃料供給がなくとも、貯蔵した燃料(貯蔵量:6250L以上)により7日以上安全機能を確保するために必要な設備が作動することができる。これら排風機等を待機状態とするにあたって、当該部屋内のフードボックス内で取扱っている核燃料物質等の閉じ込めを行う。上記に示す貯蔵量(6250L以上)の管理も含めこれらの措置については、保安規定に定める。	<p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係) 10. 設計想定事象の発生時(その他) 資機材の配備 10 設備管理部長は、長期にわたって給電の必要が生じた場合に備えて、非常用電源設備が稼働するために必要な量の燃料をあらかじめ確保しておく。非常用電源設備の稼働に当たっては、必要な安全対策を講じた上、負荷設備を少消費系統又は待機状態に切り替える。これにより、加工施設の安全機能を確保するために必要な設備が7日以上作動し得る給電を維持する。</p>	<p>(基保-039「設計想定事象等対処活動基準」) 14. その他の設計想定事象等 (3) 必要な電源その他資機材の配備 設備管理部長は、長期にわたって給電の必要が生じた場合に備えて、非常用電源設備が稼働するために必要な量の燃料(6250L以上)をあらかじめ確保しておく。非常用電源設備の稼働に当たっては、下表に示す負荷設備を少消費系統又は待機状態に切り替える。これにより、外部からの燃料供給がなくとも、加工施設の安全機能を確保するために必要な設備が7日以上作動し得る給電を維持する。排風機等を待機状態とするに当たって行う安全対策として、当該部屋内のフードボックス内で取扱っている核燃料物質等の閉じ込めを行う。</p> <p>下表 6 時間経過後 第2加工棟のダストモニタ(換気用モニタ)、気体廃棄設備No.1系統VI、アンモニア分解炉の冷却水ポンプ及びアンモニア制御盤を待機状態とする。第1廃棄物貯蔵棟の気体廃棄設備No.2系統4を少消費系統(No.6排風機)の運転に切り替える。 12 時間経過後 第1廃棄物貯蔵棟の焼却炉の冷却系統(*1)、気体廃棄設備No.2のすべての系統、ダストモニタ(排気用モニタ)及びエアスニファ(管理区域内)のポンプを待機状態とする。 24 時間経過後 第2加工棟の連続焼結炉の冷却水ポンプを待機状態とする。(*1) *1 連続焼結炉、焼却炉の冷却時間を考慮。</p> <p>(要保-356「非常用電源設備の長期運転のための措置要領」) 2. 長期運転のための措置 長期にわたって非常用電源設備による給電の必要が生じた場合、工務係長は工務係員に指示して、必要な安全対策を講じた上、負荷設備を少消費系統又は停止に切り替えることによって、非常用電源設備は外部からの燃料供給がなくとも、貯蔵した燃料により7日以上安全機能を確保するために必要な設備が作動し得る給電を維持する。また、非常用電源設備に新たに設備を接続する場合は、発電定格容量を超えないことを示す資料を用いて工務係長の了解を得る。 長期運転の手順を表1に、給電を受ける各設備の運転状態と燃料消費量を表2に示す。また、非常用電源の系統図を図1に示す。</p> <p>(要保-357 加工施設の保全のための活動を行うために必要な資機材等の整備要領) 3. 1 資機材の配備 (10) 設備管理部長は、長期にわたって非常用電源設備による給電の必要が生じた場合、必要な安全対策を講じた上、負荷設備を少消費系統又は待機状態に切り替えることによって、非常用電源設備は外部からの燃料供給がなくとも、貯蔵した燃料により7日以上安全機能を確保するために必要な設備が作動し得る給電を維持する。 設備管理部長は、加工施設用の非常用電源設備 2台(No.1:280L、No.2:310L)、緊急対策活動用非常用電源設備 1台(A:310L)の合計900LのA重油を収容しており、敷地内の危険物倉庫には550L、住友電工ファイナポリマー内の危険物倉庫には4800Lあり、合計6,250LのA重油を備蓄する。</p>
第二十五条 (通信連絡設備) 関係					
—	—	—	—	—	

(*) 本欄に記載のNo. n-mは、nは加工施設の技術基準に関する規則第n条に係る記載である旨を示し、mは通し番号を示す。

No. *	設工認 記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
			赤字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所	赤字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所
その他関係				
26-1	1次 へ-12 へ-27	建物外扉付近(1箇所)及びコンベアカバーの出入り扉付近(1箇所)に設置している「開放厳禁」の表示灯の点灯状況により作業者に注意を促しながら、建物外扉とコンベアカバーの出入り扉を同時開放しない、かつ、建物外扉とコンベアカバーのシャッタを同時開放しない管理を行う。	別表3 保安上特に管理を必要とする設備(第31条関係) 輸送容器搬送コンベアNo.1-2(注1) 輸送容器搬送コンベアNo.2-2(注1) (注1) 建物外扉付近(1箇所)及びコンベアカバーの出入り扉付近(1箇所)に設置している「開放厳禁」の表示灯の点灯状況により作業員に注意を促しながら、建物外扉とコンベアカバーの出入り扉を同時開放しない、かつ、建物外扉とコンベアカバーのシャッタを同時開放しない管理を行う。	(基保-003「加工施設の操作基準(燃料製造部)」) 4-7 保安上特に管理を必要とする設備の機能の確保 燃料製造部長は、前項に示す保安上特に管理を必要とする各設備の機能を確保するため、以下の措置を講じる。具体的には、「加工施設の操作要領(燃料製造部)」(要保-107)「加工施設の操作要領(第2開発室)」(要保-173)及び「定期事業者検査実施要領(燃料製造部)」(要保-381)に定める。上記措置には、輸送容器搬送コンベアNo.1-2及び輸送容器搬送コンベアNo.2-2を操作するに当たり、建物外扉付近(1箇所)及びコンベアカバーの出入り扉付近(1箇所)に設置している「開放厳禁」の表示灯の点灯状況により作業員に注意を促しながら、建物外扉とコンベアカバーの出入り扉を同時開放しない、かつ、建物外扉とコンベアカバーのシャッタを同時開放しない管理を行うことを含む。 【OP-457-FA-2675「トラック積みINF-XI型輸送物の受入・入庫要領」に上記の扉開放の手順を定める。】
26-2	3次 534	第1加工棟の非管理区域の第1事務室の一部、第2種管理区域の第1集合体保管室(その後の名称変更により現在、第1-3部品加工室)、第1部品加工室(同第1-1資材保管室)及び第1輸送容器保管室(同第1-4部品加工室)を加工施設外の施設に変更する。	別図2-1(1) 周辺監視区域及び敷地周辺図 別図2-2(2) 管理区域、保全区域及び周辺監視区域図 (第1加工棟の西側(加工施設)と東側(加工施設外に施設に変更)の境界を二重線とし、機造的に区別しているところを赤線としている。)	(下部規定内の図面を左記のとおり記載とする。)
26-3	3次 50、177、 197、222、 230、231	第2種管理区域の使用予定のない設備・機器並びに第2種管理区域における建物・構築物及び設備・機器に係る工事に伴い発生した廃材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物(NR)に係る措置の手順に従って廃棄する。	(放射性廃棄物でない廃棄物) 第75条の2 環境安全部長は、第2種管理区域内において設置された資材等(金属、コンクリート類、ガラスくず、廃油、プラスチック等)又は使用された物品(工具類等)を、管理区域外に搬出し、放射性廃棄物でない廃棄物として廃棄又は資源として有効利用する場合は、次の各号に定める事項を確認する。 (1)設置された資材等については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないこと。 (2)使用された物品については、適切に管理された使用履歴の記録等により汚染がないこと。 (3)第2種管理区域から搬出するまでの間、他の資材等及び物品との混在防止の措置が講じられていること。	(基保-001「放射線管理基準」) 19. 放射性廃棄物でない廃棄物 19-4 放射性廃棄物でない廃棄物の適切な取扱い 品質保証部長、燃料製造部長、環境安全部長及び設備管理部長は、第2種管理区域内において設置された資材等又は使用された物品を管理区域外に搬出し、放射性廃棄物でない廃棄物として廃棄又は資源として有効利用することを判断する。その場合、以下の措置を講じて環境安全部長の承認を得るとともに、核燃料取扱主任者の承認を受ける (要保-321「放射性廃棄物でない廃棄物の取扱い実施要領」) 1. 概要 本要領は、「放射線管理基準(基保-001)に基づき、放射性廃棄物でない廃棄物(NR:Non-Radioactivewaste)の判断を行う廃棄物の範囲、判断方法、NRの取扱い等について定める。
26-4	1次 へ-82、 添付1-6、 添付1-54、 添付1-74、 添付1-96	酸化ウランペレットの貯蔵施設であるペレット保管ラックB型No.1を設置している第2加工棟の最大貯蔵能力を41 ton-U から38 ton-U に削減する。	別表15 核燃料物質の最大貯蔵能力(第70条関係) (3)第2加工棟 濃縮度5 wt%以下の濃縮ウラン、天然ウラン、劣化ウラン 酸化ウランペレット 38 ton-U	(基保-003「加工施設の操作基準(燃料製造部)」) 4-15 核燃料物質の貯蔵 (1) 核燃料物質の貯蔵 ② 燃料製造部長は、貯蔵施設の貯蔵数量について第3表に示す最大貯蔵数量以下とすること。また、燃料製造部長に指示された者は、貯蔵量を確認し、燃料製造部長の確認を受けること。具体的には、「加工施設の操作要領(燃料製造部)」(要保-107)、「臨界安全管理要領書(燃料製造部)」(要保-001)に定める。 第3表 核燃料物質の最大貯蔵能力 () 38000kg-U 【要保-107「加工施設の操作要領(燃料製造部)」に()の貯蔵能力38000kg-Uと定める。】
26-5	1次 へ-95、へ-99、 添付1-6、 添付1-54、 添付1-74、 添付1-96	燃料棒の貯蔵施設である燃料棒保管ラックB型No.1及び燃料棒保管ラックB型No.2を設置している第2加工棟の最大貯蔵能力を54 ton-U から41 ton-U に削減する。	別表15 核燃料物質の最大貯蔵能力(第70条関係) (3)第2加工棟 濃縮度5 wt%以下の濃縮ウラン、天然ウラン、劣化ウラン 燃料棒 41 ton-U	(基保-003「加工施設の操作基準(燃料製造部)」) 4-15 核燃料物質の貯蔵 (1) 核燃料物質の貯蔵 ② 燃料製造部長は、貯蔵施設の貯蔵数量について第3表に示す最大貯蔵数量以下とすること。また、燃料製造部長に指示された者は、貯蔵量を確認し、燃料製造部長の確認を受けること。具体的には、「加工施設の操作要領(燃料製造部)」(要保-107)、「臨界安全管理要領書(燃料製造部)」(要保-001)に定める。 第3表 核燃料物質の最大貯蔵能力 () 41000kg-U 【要保-107「加工施設の操作要領(燃料製造部)」に()の貯蔵能力41000kg-Uと定める。】
26-6	1次 へ-110、 添付1-6、 添付1-54、 添付1-74、 添付1-96	燃料集合体の貯蔵施設である燃料集合体保管ラックE型No.1の撤去を行い、第2加工棟の最大貯蔵能力1 ton-U を削減する。	別表15 核燃料物質の最大貯蔵能力(第70条関係) (3)第2加工棟 削除	(基保-037「臨界安全管理基準」) 別表-1 臨界安全管理に係る核的制限値及びその遵守方法 () 燃料集合体保管ラックE型の記載を削除する。】
26-7	3次 18、48、 50、53、 137、449、 450、536	第1加工棟の第1-1輸送物保管区域の最大貯蔵能力を47.6 ton-U とする。	別表15 核燃料物質の最大貯蔵数量(第70条関係) (1)第1加工棟 () 47.6 ton-U	(基保-003「加工施設の操作基準(燃料製造部)」) 第3表 核燃料物質の最大貯蔵能力 () を追加し、貯蔵能力として左記事項を記載する。】 【要保-107「加工施設の操作要領(燃料製造部)」に()の貯蔵能力47600kg-Uと定める。】

(*) 本欄に記載のNo. n-mは、nは加工施設の技術基準に関する規則第n条に係る記載である旨を示し、mは通し番号を示す。

No. *	設工認 記載箇所	設工認申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
26-8	3次 48	第1-1輸送物保管区域 仕様 その他の性能 最大貯蔵能力：47.6 ton-U (粉末又はペレットを輸送容器にて貯蔵する場合は、合わせて180個以下とし、燃料集合体又は燃料棒組立体を燃料集合体の輸送容器にて貯蔵する場合は、燃料集合体の輸送容器1個につき、粉末又はペレットの輸送容器5個相当として粉末又はペレットの輸送容器と合わせて180個以下とする。) 床面にペイントで第1-1輸送物保管区域を明示。 加工事業変更許可申請書に記載している貯蔵能力として最大貯蔵能力を47.6 ton-Uとする。ここで、年間の延べ貯蔵能力は23.8 ton-U×365日とし、 よう管理。	青字：本申請事項 アンダーライン：設工認該当箇所 別表15 核燃料物質の最大貯蔵数量（第70条関係） 注釈 〔注9〕の第1-1輸送物保管区域では、粉末又はペレットを輸送容器にて貯蔵する場合は、合わせて180個以下とし、燃料集合体又は燃料棒組立体を燃料集合体の輸送容器にて貯蔵する場合は、燃料集合体の輸送容器1個につき、粉末又はペレットの輸送容器5個相当として粉末又はペレットの輸送容器と合わせて180個以下とする。 〔注7〕の第1-1輸送物保管区域では、粉末、ペレット、燃料棒又は燃料集合体を輸送容器にて貯蔵する。最大貯蔵能力は、47.6 ton-Uとするが、年間の延べ貯蔵能力は23.8 ton-U×365日とする。 〔注8〕	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：設工認該当箇所 (基保-003「加工施設の操作基準（燃料製造部）」) 第3表 核燃料物質の最大貯蔵能力 (第1-1輸送物保管区域の備考欄に左記管理事項を記載する。) 【要保-107「加工施設の操作要領（燃料製造部）」に上記の事項を定める。】
26-9	3次 48、434、 536、589	第1-1輸送物保管区域に貯蔵する輸送容器は耐震重要度分類第3類相当の固定措置として、 で管理。	別表15 核燃料物質の最大貯蔵能力（第70条関係） (1) 第1加工棟 (注10)の第1-1輸送物保管区域に貯蔵する輸送容器は、耐震重要度分類第3類相当の固定措置として、 とする。	(基保-003「加工施設の操作基準（燃料製造部）」) 第3表 核燃料物質の最大貯蔵能力 (第1-1輸送物保管区域の備考欄に左記管理事項を記載する。) 【要保-107「加工施設の操作要領（燃料製造部）」様式-1の該当する注意事項項に することを定める。】
26-10	5次 12	(2)本施設は、原子炉等規制法第五十九条第三項の規定に基づき承認を受けた輸送容器、又は「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示」の技術基準に適合する輸送容器であることにより、臨界防止及び閉じ込めの安全機能を担保し、また、輸送容器は可搬式であること、さらに、核燃料物質を輸送容器に収納した状態で長期にわたって貯蔵しないことから、「核燃料物質の貯蔵について（指示）（平成18年1月13日付け平成18・01・10 原院第3号）」に基づき、本施設は設工認対象外とする。本施設は、保安規定に定めて管理する対象とし、事業所内で管理するに当たっては、その承認の期限を確認することとする。	別表15 核燃料物質の最大貯蔵能力（第70条関係） (注27)核燃料物質を原子炉等規制法第59条第三項の規定に基づき承認を受けた輸送容器、又は「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示」の技術基準に適合する輸送容器にて取り扱いはし貯蔵する。 (注28)核燃料物質を原子炉等規制法第59条第三項の規定に基づき承認を受けた輸送容器にて取り扱いはし貯蔵するに当たっては、その承認の期限を確認する。	(基保-003「加工施設の操作基準（燃料製造部）」) 第3表 核燃料物質の最大貯蔵能力 (輸送容器を用いて貯蔵を行う各施設の備考欄に核燃料物質を原子炉等規制法第59条第三項の規定に基づき承認を受けた輸送容器、又は「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示」の技術基準に適合する輸送容器にて取り扱いはし貯蔵し、輸送容器にて取り扱いはし貯蔵するに当たっては、その承認の期限を確認する旨を記載している。) 【要保-107「加工施設の操作要領（燃料製造部）」様式-1の該当する注意事項項に上記について確認することを定める。】
26-11	5次 796 842 844	分析試料保管棚の新設に伴う最大貯蔵能力の増分を相殺するよう、開発試料保管棚の最大貯蔵能力を変更する。 分析試料保管棚 仕様 その他許可で求める仕様 加工事業変更許可申請書に記載している貯蔵能力として最大貯蔵能力を0.022 ton-Uとする。 開発試料保管棚 仕様 その他許可で求める仕様 加工事業変更許可申請書に記載している貯蔵能力として最大貯蔵能力を0.083 ton-Uとする。	別表15 核燃料物質の最大貯蔵能力（第70条関係） (3) 第2加工棟 0.022tonU 0.083tonU	(基保-003「加工施設の操作基準（燃料製造部）」) 第3表 核燃料物質の最大貯蔵能力 (S3kg-U) 【要保-001「臨界安全管理要領書」に貯蔵能力S3kg-Uを定める。】 (基保-032「加工施設の操作基準（品質保証部）」) 第3表 核燃料物質の最大貯蔵能力 (22kg-U) 【要保-176「加工施設の操作要領（品質保証部）」に貯蔵能力22kg-Uを定める。】
26-12	5次 830	第2-2燃料集合体保管区域 仕様 最大貯蔵能力：10.5 ton-U にて貯蔵する。	別表15 核燃料物質の最大貯蔵能力（第70条関係） (注15)の第2-2燃料集合体保管区域では、 にて貯蔵する。	(基保-003「加工施設の操作基準（燃料製造部）」) 第3表 核燃料物質の最大貯蔵能力 (左記の燃料集合体保管区域の備考欄に にて貯蔵する旨を記載している。) 【OP-GL-GL-1552「NFI-V型輸送容器 集合体梱包」に貯蔵できる輸送容器の個数を定める。】
26-13	5次 831	第2-2燃料集合体保管区域 仕様 その他許可で求める仕様 加工事業変更許可申請書に記載している貯蔵能力として最大貯蔵能力を10.5 ton-Uとする。 当該施設においては、その最大貯蔵能力まで再生濃縮ウランを貯蔵できる。	別表15 核燃料物質の最大貯蔵数量（第70条関係） (注1)の第2-2燃料集合体保管区域では、最大貯蔵能力を10.5 ton-Uとする。 (注16)	(基保-003「加工施設の操作基準（燃料製造部）」) 第3表 核燃料物質の最大貯蔵能力 (15,300 kg-U〔注1、2〕) (注1)第2-2燃料集合体保管区域では、最大貯蔵能力を10.5 ton-Uとする。 備考 を含む 【要保-107「加工施設の操作要領（燃料製造部）」に上記の貯蔵量を定める。】
26-14	5次 831	第2-2燃料集合体保管区域に貯蔵する集合体輸送容器は、耐震重要度分類第1類相当の固定措置として、 とする。	別表15 核燃料物質の最大貯蔵能力（第70条関係） (注17)第2梱包室の第2-2燃料集合体保管区域に貯蔵する集合体輸送容器は、耐震重要度分類第1類相当の固定措置として、集合体輸送容器は1段置きとする。	(基保-003「加工施設の操作基準（燃料製造部）」) 第3表 核燃料物質の最大貯蔵能力 (左記の燃料集合体保管区域の備考欄に とする旨を記載している。) 【要保-107「加工施設の操作要領（燃料製造部）」様式-1の該当する注意事項項に1段置きとすること定める。】
26-15	5次 832	第2-3燃料集合体保管区域 仕様 最大貯蔵能力：4.8 ton-U にて貯蔵する。	別表15 核燃料物質の最大貯蔵能力（第70条関係） (注18)の第2-3燃料集合体保管区域では、 にて貯蔵する。	(基保-003「加工施設の操作基準（燃料製造部）」) 第3表 核燃料物質の最大貯蔵能力 (左記の燃料集合体保管区域の備考欄に にて貯蔵する旨を記載している。) 【OP-GL-GL-1552「NFI-V型輸送容器 集合体梱包」に貯蔵できる輸送容器の個数を定める。】
26-16	5次 833	第2-3燃料集合体保管区域 仕様 その他許可で求める仕様 加工事業変更許可申請書に記載している貯蔵能力として最大貯蔵能力を4.8 ton-Uとする。 当該施設においては、その最大貯蔵能力まで再生濃縮ウランを貯蔵できる。	別表15 核燃料物質の最大貯蔵数量（第70条関係） (注1)の第2-3燃料集合体保管区域では、最大貯蔵能力を4.8 ton-Uとする。 (注19)	(基保-003「加工施設の操作基準（燃料製造部）」) 4-15 核燃料物質の貯蔵 ② 燃料製造部長は、貯蔵施設の貯蔵数量について第3表に示す最大貯蔵数量以下とすること。また、燃料製造部長に指示された者は、貯蔵量を確認し、燃料製造部長の確認を受けること。 第3表 核燃料物質の最大貯蔵能力 (15,300 kg-U〔注1、2〕) (注2)第2-3燃料集合体保管区域では、最大貯蔵能力を4.8 ton-Uとする。 備考 を含む 【要保-107「加工施設の操作要領（燃料製造部）」に上記の貯蔵量、貯蔵量の確認について定める。】

(*) 本欄に記載のNo. n-mは、nは加工施設の技術基準に関する規則第n条に係る記載である旨を示し、mは通し番号を示す。

